

佛教文化研究

第20号

淨土宗教學院研究所

1 9 7 4

佛 教 文 化 研 究 第 二 十 号

目 次

近世における法然上人遺跡巡拝について……………伊藤 唯一

法然上人と平重衡（その一）……………榑 泰 純 三

皇学所への献本について……………野 田 秀 雄 天

編 集 後 記

近世における法然上人遺跡巡拝について

伊 藤 唯 真

- 一、二十五霊場巡拝の濫觴
- 二、靈沢の遺跡巡拝の意図と遺跡観
- 三、愚仙の巡拝発願と遺跡観
- 四、愚仙選定遺跡の「由緒とすべきしるし」
- 五、遺跡寺院の宗祖像及び宝物の信仰史的意義
- 六、遺跡周辺地域における法然伝承
- 七、霊場巡拝の史的意義―結語にかえて―

はじめに

およそ宗祖尊崇の観念が強まると、宗祖の遺跡をして霊場化せしめ、それを崇拜するいわゆる遺跡霊場信仰が発現し、さらに遺跡をいくつか選定して巡拝するという信仰行為が生み出される。

わが浄土宗の場合も、法然上人の入滅・誕生の地を中心とした遺跡への尊崇が古くからあったが、近世に入るや遺跡・霊場が二十五か所または四十八か所も設定され、それへの巡拝が行なわれるようになってきた。かかる巡拝行為に現われた宗祖遺跡信仰こそ、宗祖崇拜と念仏信仰の弘通を示すよき指標であって、法然上人に関する遺跡巡拝の始源と展開を跡づけることは、浄土宗の信仰教団としての発展過程をさぐ

近世における法然上人遺跡巡拝について

る一つの重要な鍵であるといえよう。

そこで以下、法然上人遺跡霊場巡拝の発現とその高揚とを考察し、これを浄土宗発展過程のそれぞれの段階に位置づけて、浄土宗教団および浄土宗信仰史における霊場遺跡信仰の意義を明かしてみたい。

一、二十五霊場巡拝の濫觴

現今、法然上人の遺跡巡拝は二十五霊場巡拝として固定しているが、その濫觴は洛西如来寺廓舎の発願、遺弟の難波恋西庵順阿靈沢の実施になる宝暦十二年（一七六二）の行脚巡拝にある。

靈沢は、この経験を基にして、さらに有縁の僧侶や難波商人の助縁を求め、霊場行脚の講をつくって、巡拝を勧奨したので、これより二十五霊場や他の遺跡への巡拝が世にひろく行なわれるようになったのである。

この間の経緯は、美作誕生寺恵閻（宝暦十二年九月付）と伊勢松坂樹敬寺常啓（宝暦十二年十二月付）の前序、浪華西光寺法啓（明和元年十月付）の後跋をもつ靈沢撰『円光大師二十五箇所案内記』（真名は『円光大師二十五箇所御霊場并ニ御遺跡巡拝行程案内記』といい、『聖跡巡拝案内記』

とも略称)に記された靈沢の自序・凡例によって窺うことができる。この自序ならびに凡例は、二十五霊場の創設を知る上に貴重であるから、全文を左に紹介しておこう。

それながれをくむものは、其みなもとをしるべし。みなもとをしる人なんぞながれをに「ごさむや。孤僧岸つねノ」おもふにたしうの(僧俗) (宗徳) (遺珠) (遺珠) そうぞくハ、そのしうそのゆいせきをしたひ、とふくうみやまをこへ、かんなんしんくしてじゆんれいくわい国のともがらおふし。いわゆる廿四はい、西国四国へん路なり。むべなるかな、其しうその(慈恩) (報謝) (護法) (護法) ぢおんにほうしやするごほうのしんじやなるものならし。しかるに(相説) (雜行) (雜行) 我宗旨のそうぞく、ざうぎやうざつしゆしてげんとうりやうぐわんに、しゆそりやうたんして、よそほかのじゆんれい、ゆぎやうのめい(僧侶通) (金所外) (遊行) (遊徒) とおほし。是おのづから世のならはしとなりぬ。ああなげかしきかなわがじようぎやうせんじゆのぎやうじや、吉水のながれをくまは、(浄慈) (尊徳) (尊徳) なんぞよしうの、かうせきにならはんや。かへつて、かのぐうしう(宗宗) (行夢) (行夢) がんとならはんれんハ、おもてにあせして、はづかしからずや。わ(頭徒) (眞生) (眞生) がしうもんのうちにも、大師の御たんじやうのちより、御にうめつ(入道) (入道) の所をさへ、しらざる、はいおんぶしんく(不信心) (不信心) のやからおほし。先師上人ざいせのむかし、つねづねなげき給ふて、じゆんはいをくわだて、四しゆをすすむことありしに、公私のつとめにさへられ、其こ(巻) (巻) とやミ給ひ、ついにおわりたまひぬ。はや、大師も五百五十回を去年の春にむかへ奉りぬ。先師上人も三十三回忌を来る春にむかへぬれハ、しゆくぐわんのむなしくなり、また師のゆいぞく、ただにや(宗徳) (宗徳) ミなんもおそれおふく、今年夏衣ひとへにおもひたちて、いづ(宗宗) (宗宗) ミな

るさかいの浜にすみよしの、すみはてもせで、うつせみのもぬけつ(眞) (眞) つ、大師の御ゆいせきじゆんはいと、あんぎやへんさんの身となり(眞跡) (眞跡) ぬ。しかあればわがれんもん、せんじゆのどうぎやうにんに、あな(眞門) (眞門) いせんと、一冊をつづりてあづさにちりばめ、くわんじんするこ(眞) (眞) とになりぬ。是我大師の御おんきけいを、この神州の聖代まん(眞慈恩) (眞慈恩) おとぎいに祝し奉り、何万年も大師のとくくわうをあふぎて、御おんきけいをむかへ奉んことを、こいねがふものなり。まことやまつ(宋法) (宋法) はうまんねん、みだい(眞陀) (眞陀) つぎやう、りもつ(利物) (利物) つへむぞうとは、いま是御世なるかな、またこの小さつのせけんへひろふして、どうぎやうどう(眞) (眞) ばん、かかるはんざのれんゆうもあらば、それこそ吉水大師に、こ(眞) (眞) んにちにちぐうしたてまつりて、もふごくのこうおんとくかいに、(眞) (眞) いつてきのしづくをたむけたてまつるものならし。

一、御ゆいせき、廿五か所にハかぎらねど、かのれうごんきやうの、(勝嚴) (勝嚴) 廿五ゑんつうと、いふことになぞらへ、あまたの中より、ゑら(眞) (眞) いたしぬ。

一、御ゆいせきの中に、むかしひようらんなどにて、せうしつたい(眞) (眞) てんせし、寺々におおくしれがたし。すこしにても、その御ゆか(眞) (眞) りのあるところハ、しるしいだしぬ。また廿五のばんぐわいたりとも、路次のかつて、まわりどふからざる所ハかきのせぬ。いわ(眞) (眞) ゆる大和、播磨、摂津、伊勢、近江の天津、其へんのめいしよ(眞) (眞) 々、かきいだす、おふかたハ、西国じゆんれいのみちすじなり。一、此書ハ、らうじん婦ぢよのために、手引すれば、ひらがなにし

て、見やすきやう、またまわりが^(魁 勝手)つて、びんぎよきやうに、その御ゆいせきの、ぜんごをしらべず。たとへば、みまさかより、さぬぎへわたるがごとし。

一、^(女人 結界 所)よにんけつかいしよハ、かうやと、ゑい山くろだになり。其^(高野)中に、^(女人堂)よにんどうなきハ、ゑいざんなり。此ゑいざんくろだにハ、わが大師の御きうせき^(根本)こんぼんのところなれば、かならずじゆんはいすべし。かうやなどに、わが大し^(一人)の御ゆいせきあること、ひとしほのぎなり。かならず、よにんけつかいなればとて、な^(男子)んしのさんけいなきハ、心ざしのうすきものか。此度ゑいざんの^(密)女人どうに、江州大津の北西、にしこり村といふに、源空寺といふ、御ゆいせきの、たいてんせしをとりたて、じゆんはいしよに、^(蓋 拜 所)こんりうのころざしあり、其所くわしくハおくにするす。

一、^(詠歌)廿五しよの御ゑいかハ、大師の御じゑいなり、もつともその寺^(元)に、詠じ給ふことにハあらねど、廿五のばんぐみをほつきゆへに、其御寺^(額)へ御ゑい哥のがく、かけてしらしむ。是孤僧がおもひより、かのせけんにもてあそぶ、西国じゆんれいうたに、なぞらふものなり。

一、我し^(念 因)うのうちにくわいこくあんぎやの、ころざしある人にハ、おんこくもしるしいだす。いわゆる^(播磨)多んしうさくらが^(桜 少 池)いけ。三河の国おかざき法然寺、ぶし^(武州)うくまが^(廣 谷)へ、おうし^(奥州)うのまねうし^(貞 以 牛)村、^(最前)ゑちぜんのつるが、たんご^(水 上)ひかみのとめ山、たんご^(丹 後)く^(久 美)みのほんぐ^(本 願)わんじなどなり、そのはんづけの、ところつき^(次第)に^(宗 内 記)しるす。

一、此あんないきハ、一ばん二ばんのしたいゆへ、道のりに、ゆき近世における法然上人遺跡巡拝について

もどりあれど、其人の国^(願 迹)、かつてにじゆんぎやくをいわず、まわるべし。大阪の人ハ第四ばんのあまがさき如来院より、まわりはじむ。京の人ハさがの二そんみんよりはじむ。なをくわしくハ、おくにするす。かんがへみるべし。

宝曆十二年四月仏誕生日

発起本願主 洛西如来教寺前住 廓誉上人^{上願 大和尚}

遺囑愚弟子 孤不肖到彼岸靈沢 順阿弥陀仏苗於三難

波城南極菜橋下窓西庵一 薰沐謹識 印

右の序文によれば、靈沢の先師たる洛西如来寺廓誉願超が聖跡巡拝のそもその発願者であったが、生前に実行することなく没したので、遺志をついだ弟子の靈沢が、折しも法然上人五百五十回忌をすませ、かつ先師の三十三回忌を目前に迎えようとする宝曆十二年(一七六二)四月に巡拝の途についたことがわかる。廓誉の没年たる享保十七年(一七三三)以前に、靈場巡拝の発案が廓誉にあったことが窺われるが、巡拝すべき靈場の選定がすでに廓誉によって具体的になされていたかどうかは不明である。凡例に「かのれうごんぎやうの、廿五多んつうといふことになぞらへ、あまたの中より、ゑらみいだしぬ」とあるように、靈場二十五箇所の選定自体は靈沢自身が行なったが、その設定に当っては、あるいは師の廓誉が生前に懐いていた構想に影響され、それを採り入れたのかもしれない。廓誉には靈沢から「発起本願主」

の名譽が与えられているが、師の宿願を成就し、さらに案内記をつくって、巡拝の催しを勧め、靈場巡拝普及の端をなした功績は、ひとり靈沢に帰せらるべきものである。

靈沢は、宝曆十二年夏四月に遺跡巡拝に旅立ち、美作誕生寺に詣でて任職惠閤に素意を語り、同年九月に案内記の序文を惠閤から得、さらに伊勢神宮に聖跡巡拝講社の結成を祈願し、途中松坂樹敬寺を訪れ、案内記の草稿を見せて同年十二月、現往常誉から前序を寄せられ、これより同志を募って、翌宝曆十三年四月八日、講衆とうちつれ靈跡巡拝の途につき、同年十二月、巡拝団に加わった同志のひとり、大和長谷崇蓮寺前住誠誉から後序を貰い、さらに翌明和元年十月、やはり助成者のひとりである大阪寺町西光寺現住法誉に後跋を請うて、ここに一書の体裁を整え上梓するに至った経過が、この案内記の序文、自序、後跋などから窺われる。

「大師の御誕生の地より、御入滅の所をさへ知らざる背恩不信心の輩」（自序）に「吉水大師の御遺跡を尋ねもとめて、廿五所じゆんはいをなむ勸進ある事」（誠誉卷末引）はかなりの苦勞であったが、靈沢の「催しに催されて」「同じ流を汲て西路の白道に歩を運ぶ一つ蓮の契を結」（同上）ばんとする助縁者もあって、彼が発起した遺跡巡拝の講社は成立したのである。

この巡拝を助縁した講頭衆は大坂靱の亀屋（浄生）、同助松屋（道喜）、兵庫の島屋（宗通）、鳥取住の故人信譽堂心などの商人と大和長谷崇蓮寺前住誠誉、近江大津大専寺讓誉、大坂生玉九応寺諱誉、同寺町西光寺法誉、兵庫津長伝寺海誉などの僧侶であった（同書凡例）。

これらの顔ぶれから推せば、この講社は靈沢に導かれた大坂、兵庫の商人・僧侶を中心とした道俗の参拝団であったことが察せられる。ただし案内記が「老人婦女のため」の手引を主眼とし、靈沢自身も「到彼岸老僧」と称し、また長谷山宗蓮寺前住誠誉の如き隱居僧が参加しているところよりすれば、この参拝団にはかなり高年齢のものが少なくなかったと思われる。

二、靈沢の遺跡巡拝の意図と遺跡観

右に紹介した靈沢の序文、凡例から多くのことが知られるが、第一に挙げべきは二十五靈場巡拝の意図がどこにあったかという点である。当時の浄土宗徒の宗旨相統のさまは、靈沢によれば、専修念仏から逸脱して雑行雑修にはしる者が多く、現当兩願のいづれをとるかに決しかね、雑修当益の巡礼遊行になすむ傾向が顕著であった。宗旨の立場からすれば迷徒と云わざるを得ない。靈沢はこの情況を慨歎して、専修念仏の本義にたちかえる必要を痛感し、吉水の流れを汲む浄教専修の行者には、他宗の徒の行迹を追従しない、浄土宗独自のものがあってしかるべきだと考えた。かくて宗祖遺跡の巡拝が企てられたが、それは吉水の流れを濁さないためにその源を知り、遺跡寺院で法然上人に値遇したてまつって鴻恩に謝せんことを目的としたものであった。従って、それはかかる意趣、目的をもって行なわれる遺跡巡拝であって、旧習の巡礼、廻国とは異質のものたらんことが希求されていたのである。

第二に挙げられるのは、靈場の数が二十五か所と定められたのは、

首楞嚴經の二十五円通の経説に基づいているということである。二十五の教については宗祖忌日、二十五菩薩に因むとの見方もあったが、名村愚仙の『円光大師御遺跡四十八所口称一行巡拝記』に「古き巡拝の記は、楞嚴經の二十五円通といふ事になぞらへて、数をさだめられしかども云々」とあるように、二十五円通によっていることが明らかである。「古き巡拝の記」とは、もちろん靈沢の案内記を指している。

第三に挙げられるのは、二十五霊場のそれぞれに法然上人の御自詠歌を当てたのは、二十五の番組を發起した靈沢自身であり、二十五霊場巡拝が開始された当初から詠歌額が掲げられたことである。これは西国巡礼歌にならったものであったが、目的は巡拝者に法然上人の詠歌をひろく周知せしめるためであった。

第四には、老人婦女、とくに女人の巡拝を念頭に置いていること、法然上人根本の旧跡たる叡山黒谷が女人結界処で女人堂がないため、江州坂本の錦織村源空寺を巡拝所に取立てようとしているなどはその適例であることが挙げられる。

さて、靈沢は「御ゆいせき廿五か所にかぎらぬど云々」と云いながらも、選定した二十五箇所については、書名にも記しているように特に「霊場」と称しているが、「遺跡」といい「霊場」というも、一体彼はいかなるところを遺跡と考へ、何を以て遺蹟と霊場を区別しているのであろうか。このことを明かすためには靈沢が選定した霊場やそれに付随して挙げた遺跡寺院をみていかねばならない。彼が法然上人と「御ゆかりのあるところ」とみたその「ゆかり」の内容を分析しなければならぬが、挙げられている寺院をみると、法然上人とのかか

近世における法然上人遺跡巡拝について

わり方は決して一様ではない。しかし、靈沢が法然上人の尊影や名号などの霊宝を介して法然上人に目のあたり触れ得る寺院を「ご遺跡」としていることは注目に値する。彼が「こんにち」において法然上人に「ちぐうしたてまつ」れる寺院をひろく遺跡寺院と考へたことはきわめて示唆深いものがある。即ち靈沢においては、御影や自筆名号のある寺院は、それによって「流れの源」に帰還できるところとして、単に歴史的なゆかりをもつだけの寺院以上に信仰的意義を有するものと考えられていたのである。遺跡寺院が、歴史的関係をもつ寺院としてではなく、宗教的価値をもつそれとして把握されていた点に、靈場ないし遺跡寺院の信仰史的な意義が見出される。

参考までに、当該寺院が霊場ないし遺跡寺院とみられた理由を示すであろうと思われる記述を、関係部分だけに限って案内記から原文通り摘記してみよう。但し一部仮名文字を漢字に改めた。

(△印は番外霊場たることを示す)

第一番 枳社山 誕生寺〔岡山県久米郡久米南町里方〕

額詠歌 兩幡の天降ます椽の木ハ代々にくちせぬ法の師のあと

元祖大師御兩親の御屋舖の跡なり。(略) 寺の御影は大師の御自作にて座像三尺。もとは京の知恩院に有し。熊谷入道蓮生法師の負来りて当寺に安置し奉り誕生寺と号す。熊谷遁世の開起より毎年三月に時、国卿、追善の法事、廿五菩薩の練供、養有り。

△岩間寺〔岡山県久米郡棚原町定宗〕

大師の御兩親此尊像に祈り給ひ、靈夢をこうむりて大師を誕生あ

りしと也。

△杏木山菩提寺〔岡山県勝田郡奈義町〕

大師の御伯父観覚得業の御遺跡(略) 大師御幼少の時手習字問の所なり(略) 此山上に大木のいてうあり(略) 世に雷木銀杏といふ。

第二番 仏生山 法然寺〔高松市仏生山町〕

額詠歌

おぼつかな、だれがいいけむ小松とへくもをさゝふる
たかまつのをえだ

大師の御尊影は御真筆置文の御影といふ。是は大師左遷の折から善通寺へ御参詣まします道すがら綾川の水に御姿のうつりて御頭上に勢至菩薩の宝瓶の形現じ給ふ。即ち勢至菩薩を作らせ給ひ、その賛文にいわく、法然本地身、大勢至菩薩、為衆生度故、顕置此道場、毎日我影向、擁護師依衆、必引導極衆。

△塩飽浜辺〔愚仙は丸亀と訂正、後述〕大師、貝堀の井戸といふ有。

第三番 高砂地藏山 十輪寺〔高砂市高砂町横町〕

額詠歌

うまれてはまつおもひ出んふるさとに
ちぎりしとものふかきまことを

大師の化益後浄土宗となり、西山派となり(略) 建永の昔この高砂の浜に治部太夫といふ者、夫婦となり漁師の業に年をつむ。大師のお船ここにつきしかば値遇し奉り、殺生の罪を懺悔して発心念仏おこたりなし。往生目出たくしたり。里人婦依して今の寺再興せしなり。

△上野須磨寺 福祥寺

霊宝数多ある中に、赤旗に元祖大師の直筆の御名号、脇書に歌あ

り。音寿丸世にこそまてたへいりて、みだのはちすに、ともにうまるる。(略) 音寿丸は敦盛の幼名也。

△薬仙寺〔神戸市兵庫区南渡瀬川町〕

施餓鬼の絵像あり。

△寺町 長伝寺〔神戸市垂水区星陵台〕

大師勢観房源智へ遣れし七遍名号、水かがみの御尊影あり。

△神戸 極楽寺

大師名残りの尊像まします。

△栽松山 阿弥陀寺〔神戸市葺合区脇浜町〕

山越の鉦といふものあり、大師の法入坊へつかわされたたきがねなり。晨朝のつとめにかねをならせば、波にただえ、西の山へひだきしゆへに名づく。

第四番 尼崎珠光山 如来院〔尼崎市寺町〕

額詠歌

身と口とこころの外の弥陀なれば
われをはなれてとなへこそすれ

大師建永二年左遷の折此ところへ御船かかり給ふ、そのせつ天王寺の別当大納言律師、大師の名残りを惜み説法を望み申さる(略) 其中に神崎の遊君五人(略) 安心決定して高声に念仏唱へつつ(略) そのまま身を波間に沈めおわりぬ。

大師を見送り奉る御弟子あまたの中、たんくう房しんくうへ御袈裟と名号とを下し給ひ、御詠歌ハ今の額にかけし通り。(略) 長柄の橋杭にて作りし勢至菩薩一昧あり。

△食満 西明寺〔尼崎市下食満〕

大師の正作波除の尊像と号し奉る。昔は神崎釈迦堂に守り奉りしを、如来院の御影堂本尊たりしが、所以ありて当寺に移し奉る。

第五番 勝尾寺山上 二階堂〔箕面市粟生〕

額詠歌 柴の戸にあけくれかゝるしら雲を
いつむらさきの色に見なさん

〔承元〕四年正月廿一日、善導大師来現ありて浄土の秘さく、布薩伝戒ありて門外へ送り出給ひ（略）其両大師の尊影かすかに兩戸びらにうつして末代の亀鑑に残し給ふ。（略）中比ある人は是をけづり洗ふといへども其尊影もとのごとし。

此寺の一切経は大師の寄附し給ふなり。

△西成南浜村 平生寺（大念仏派源光寺）〔大阪市大淀区豊崎東通〕

大師帰洛のみぎり（略）此三昧堂に止宿し給、御師範源光の御ために別時念仏始行あそばし、即ち源光寺と改め給ふ。そののち深江の法明上人きたりて大念仏宗となりぬ。しかれども住持は代々鎮西の法脈をつぎて関東の檀林に被位をかくる。

額詠歌に、源をたづねてぞしれ、此の寺の光あまねき法のともしび。

△生玉中寺町 銀山寺〔大阪市天王寺区生玉寺町〕

当寺におさめ奉る大師の御尊影は枕の御影といふ。御師範慈眼房の木枕にて作らせ給ふといふ。

△生玉馬場先町 光正寺〔大阪市天王寺区生玉前町〕

当寺に伝来する御尊像へ、大師の御父上時国卿の御遺書の反古にてはりぬき給ふ。則ち山登壇御受戒の御尊影なり。中古関東駿河の御城内神君の侍女阿茶の御局より伝りて、京都穗波三位殿より

御寄附ある大切の御尊像なれども云々。

第六番 四天王寺西門引声堂 念仏堂〔大阪市天王寺区元町〕

額詠歌 阿弥陀仏と西に心へ空蟬の
もぬけはてたるこえぞすゞしき

詠歌直筆今、界超善寺にあり。この堂の念仏へ聖徳太子の七日別時念仏修行あそばされし日本念仏弘通の始なり。南側ニあるハ短声堂（略）北側引声堂（略）わが大師も天王寺参詣、此堂にて念仏修行まします。この念仏堂に納奉る大師の尊影へ、むかし元祖大師文治二年大原問答終りて聖覚法印と俊乗坊重源の其時の法語などを書留奉る。折から俊乗坊心にねがふしなありて、大師の尊影をみずからうつし奉りて一生大切に守り奉り、唐へ渡らる時も笈に入奉りて、大仏殿勸化をもせられしなり。よって雛形の尊像〔南都↓和州生玉寺↓観音寺↓念仏堂と次〕と申奉る。

第七番 坂松山 一心寺〔大阪市天王寺区逢阪上之町〕

額詠歌 阿弥阿仏といふより外ハ津の国の
なにはのこともありかりぬべし

大師の御詠歌六字の名号のかたわらにかき玉ふ。難波名号と称す。本堂の前に石碑たちて其伝記あり。（今ハ専修寺什宝となりぬ）

大師御影堂（略）常念仏也、此一心寺の裏道天王寺庚申堂への道、村中北側に大念仏宗観音寺といふに安置し奉るが、大師直作の目想観の時の等身の御尊像なり。

△神明寺町 専修寺、湯屋寺町超善寺〔堺市熊野町東〕

うつせみの御名号あり。

△五辻寺町 了覚寺

御直作か、がみの御影といふ。（略）同一枚起請ハ正親町帝の御宸

翰なり。

△新在家寺町 長泉寺〔堺市新在家町東〕

讃州法然寺の置文の御尊影有。

第八番 紀国大川 報恩講寺〔和歌山市太町大川〕

額詠歌 極楽もかくやあらましあらたのし
はやまいらはや南無阿弥陀仏

承元元年冬御帰洛の折から〔略〕此浦へ船を寄せ玉ふ。〔略〕ミ

ずから御すがたをうつしきざませ玉ひ、その木像の御口のうちへ
仏舍利を一粒おさめ〔略〕御開眼をなされ〔略〕此像を源空とお

もひ常々念仏申さば〔略〕浄土往生疑なし。則是舍利ぶんずべし

と御記念に残し置出船ましましぬ。今に御尊像より舍利分し玉ふ。

それゆへ尊像の御胸に袋をかけおくなり。

又百万遍の大じゆずもあり〔略〕今ハ門前の町家にあずかる。

△高野山 萱堂〔和歌山県伊都郡高野町高野山〕

元祖円光大師が此覚心房へゆづり玉ふ御所持の弘法大師真筆十念
の御名号、御裏書もあり。

第九番 当麻奥院 往生院〔奈良県北葛城郡当麻町〕

額詠歌 阿弥陀仏とまふすばかりをつとめて
浄土の莊嚴みるぞうれしき

御在世のとき桑原左衛門入道がねがひによりて、みづから彫刻開
眼ありし御尊像なり。知恩院十二世誓阿上人の御霊夢を蒙り玉ふ

て此当麻へ移し奉り、此堂を建立ありぬ。靈験あらたかなる御尊

像なり、御額に竹釘を打しものあつて血を流させ玉ふと勅撰の御

伝本に委し。

第十番 香久山 法然寺〔橿原市南浦町〕

額詠歌 香久山や籠の寺は狭けれど
たかき御法をときてひろめん

元祖大師元久二年三月廿一日高野御参詣のかへる道立花寺へ巡拜
の節立寄せ玉ひ一宿あり。庵主〔略〕大師を開基の師範とせり。

△惣通寺

元祖大師熊谷直家へ書て下されし不起想念の願文、御名号を母衣
絹に書き玉ふ御正筆あり。

第十一番 奈良大仏 龍松院〔奈良市雜司町〕

額詠歌 さへられぬ光りもあるをおしなへて
へだてかほなる朝霞かな

もと大仏の勅進所、俊乗坊重源の開基にて、則影堂あり。善導大
師の像、元祖大師立像の画像まします。

第十二番 伊勢山田 欣浄寺〔伊勢市一之木町〕

額詠歌 やわらくる神のひかりのかけもちて
秋にかはりぬみしか夜の月

元祖大師の宗門興隆の祈願に大神宮へ御参籠の時感得し給ふ、日
輪の内に六字の弥陀の名号うかび玉ふ。是をそのまま写し玉ふも
のなり〔日輪の名号〕。

△天機院

安置の大師ハ〔太神宮へ〕御参籠の時の御姿小像なり。

△専修院

満月輪の御尊像有。月の輪の内に大師の尊影立像にて、半身見へ
玉ふ。

△松坂 樹敬寺〔松阪市新町〕

此寺に大師の直作雛形の御影といふ御たけ六七寸の小像あり。こ
れハ俊乗坊の大仏勅進、諸国をめぐる笈の内におさめ、御かたみ

と。

△山田新町 靈巖寺

靈巖上人夢中感得したまふ元祖大師の御絵像なり。御惣身おんころものひだまでもみなみな阿弥陀經のきんもんにて、あまりハ一枚起請文なり。

△錦織村 源空寺

元祖大師知恩院より叡山東坂本へ通ひ給ひし御休息御腰をかけられしところ、大石あり。むかしハ一字を建立して源空寺と号せしが、今ハ退転し、草藪の中に石のみ残りて、その石の面に源空寺と銘ぜり。此案内記の作者、此所を再興の願あり。叡山へ女人の参り難き故、此所を女人堂に建立し、ここより山中越に大原へ巡拝いたさせたし。

△番外の第一番 黒谷 青龍寺〔天津市坂本町比叡山元黒谷〕

御詠歌 立柚や南無阿弥陀仏の声引ハ、西にいざなふ秋の夜の月

我宗根本の霊地なればかならず巡拝あるべし。

御影は二尺五寸の座像なり。鏡の御影と称す。法蓮房信空へ記念に遣されし尊影のよし。昔の報恩蔵の旧地も堂の左りの方に有。

第十三番 清水 滝山寺〔京都市東山区清水寺山内〕

額詠歌 清水の滝へまいればおのづから現世安穩後生極楽

元祖大師、清水寺法談説戒の時、当時の勸進印蔵沙弥ふかく（略）元師大師へ帰依して、文治四年五月十五日滝山寺を不断念仏の道場として能信といふ僧開白発願あつて、ながく念仏の霊場となりぬ。

近世における法然上人遺跡巡拝について

△十四番 霊鷲山 正法寺

表に法然上人念仏道場旧跡とあり（略）元祖大師元久二年正月元日より別時の念仏を興行あそばし、こもらせ玉ふとき、勢至菩薩の来現ありし事、絵詞伝につまびらかなり。

第十四番 小松谷 正林寺〔京都市東山区渋谷通東大路東入ル〕

額詠歌 千とせふる小松のもとをすみ家にて無量寿仏のむかへをぞまつ

小松のおとど重盛公の旧跡灯籠堂の跡、大師の御住坊。配所へ赴き玉ふもこの坊より鳥羽の作道、淀の川舟にめされしなり。近年義山上人の弟子忠空法師再建して今の所に御影堂造立せり。

△清涼山 以德院 欣浄寺

記主禪師良忠上人のねんじ玉ふ元祖大師直作の尊像あり。また記主禪師直筆の一枚起請文有。

第十五番 伏見 源空寺〔京都市伏見区瀬戸物町〕

額詠歌 一声もなむあみたふといふ人のはちすのうへにのぼらぬへなし

此寺いにしへ木幡の里船入といふ所にありしが、大師南都より御帰京の節立寄り玉ふ草庵なり。その時の住僧（忠空）大師へ帰依あさからず（略）かねて大師の御徳を仰ぎおのれが住坊を源空寺とあらため、大師の御遺跡となせり。

第十六番 乙訓粟生野 光明寺〔長岡京市粟生〕

額詠歌 露の身へこゝかしこにてきへぬとも心へおなし花の台ぞ

西山派の本寺、浄土根元の地、四条院の勸願所熊谷入道の草創、元祖大師の開基、中興証空善恵上人なり。大師の御尊骸を葬送茶

毘したてまつりし霊場なり。

此寺の奥に広谷といふ所にそのかみ、大師の御在世の昔、源平の乱をさけ、閑居ませし旧地也。熊谷入道ある時、大師へ此所を御遺跡と、すすめまふせければ、折もあるべしとの玉ひしが、御滅後ついに御遺跡の道場となりぬ。

第十七番 小倉山 二尊院〔京都市右京区嵯峨西中院町〕

額詠歌

あしびきのやまどりのをのしだりをの
なかくし世をいのる此てら

大師そのかみ草庵をむすびかよひ玉ひし所。正信房湛空の再興なり(略) 大師足曳の画像は宅磨法眼が筆。仏殿の北南向に安置せらる。座像二尺五六寸斗、常に拜するハ写しなり。山上に大師の塔有(略) 当寺には大師の自筆等靈宝あまた有。中にも神変舍利といふ大切の仏舍利あり。その記一卷、大師御平生十念御附ぞくのとぎに持玉ふとなり。湛空房と船中にてつくらせ給ふは、この御影今は粟生の光明寺におさまる。

第十八番 鎌倉山 月輪寺〔京都市右京区嵯峨清滝月輪町〕

額詠歌

月影のいたらぬ里はなけれども
なかむる人のこゝろにぞすむ

御影堂(略) 中央は元祖大師、左の方は空也上人、右の方月輪禪定兼実公なり。

月輪の御旧跡(略) 御跡たへたれば、今の愛宕の月輪を廿五番の内にいれ、額をかけたなり。

△梅カ畑 慰樵菴〔京都市右京区梅ヶ畑楯辻町〕

善導大師元祖大師両師の自筆画像なり。

△丹後久美浜 本願寺〔京都府熊野郡久美浜町〕

(二十番 本願寺と
かわる)

第三代が元祖円光東漸惠成大師なり。(略) 境内に元祖大師雨除の名号といふ大石に自筆に書玉ふ。

額詠歌 弥陀たのむ人ハ雨夜の月なれや 雲はれねども西へこそゆけ

第十九番 京寺町 法然寺〔京都市右京区嵯峨天竜寺立石町〕

額詠歌

唯たのめよろづの罪はふかくとも
わがほんぐわんのあらんかぎりハ

熊谷入道蓮生の開基なり。入道かねて大師へ懇望し奉りけれハ御自作に座像一尺余にぎざませ玉ひ下し給ふ。これを本尊とあがめ閑居に守り奉りぬ。又武州熊谷へ下りて熊谷寺を建立す。九年を経て上洛し、今の寺を建立せり。此大師靈驗いちぢるし。当寺へかけ奉る額の御詠歌は世に伝へて熊谷が横取の名号といふものなり。

第二十番 寺町三条 誓願寺〔京都市中京区新京極三条下ル〕

額詠歌

極楽ハはるけきほとと聞しかど
つとめていたる所なりける

藏俊僧正、元祖大師へ帰依ありて中興開山とせらる。元祖大師座像二尺余。西山聖達上人の作。

△円福寺

元祖大師直作の二菩薩、善導大師の直作の尊像あり。

△松岡軒法然水(相国寺内)

いけのみずひとの心と詠じ玉ひし旧跡なり。

第二十一番 大原 勝林寺〔京都市左京区大原勝林院町〕

額詠歌

あみた仏にそむるこゝろの
色に出バ秋のこすへのたぐひならまし

文治二年秋、山門の座主顕真法印、諸宗の碩学と談義の時、元祖大師専修念仏の証明に奇瑞あり。これによって諸宗帰伏して皆信

をもよふし、一七日の別時念仏執行ありぬ。大師勝林院の本尊へ参り玉ふ時御休息のお腰かけ石あり。即ち後に法然腰掛石といひ伝ふ。(略) 来迎院の道左右に藪あり、鈍棄藪といふ。

第二十二番 百万遍 知恩寺〔京都市左京区田中門前町〕

額詠歌 われへ唯ほとけにいつかあふひ草
心のつまにかけぬ日ぞなき

元祖大師、明神(加茂)の霊夢によつて神宮寺の釈迦仏を乞請玉ふて住持あり。御什宝の中に松蔭の硯へ平家小松の重衡卿より大師へ御布施物。

第二十三番 寺町 清浄花院〔京都市上京区寺町通広小路上ル〕

額詠歌 雪の内に仏の御名をとなふれば
つもれる罪もやがて消ぬる

元祖大師三帝の御戒師とならせ給ふ時、しばらく此道場に住して遊しぬ。

大師の御所持星念珠と申奉るあり。(略) 本堂の脇壇に選択集証誠の善導大師の尊像まします。唐作なり。

第二十四番 紫雲山 金戒光明寺〔京都市左京区黒谷町〕

額詠歌 池の水人の心に似たりけり
にござすむことさだめなけれは

当山の尊影へ(略) 安芸国瀬戸田より移し来れる座像二尺五寸、大師御直作。

紫雲石ハ(略) 大師御住山の時紫雲めぐりて異香くんじたりといふ。

元祖大師御直筆一枚起請文まい年正月廿三日に拝見させ玉ふ。もとハ浄花院におさまりしを等熙和尚御閑居の時、此寺へ御持参と云。

近世における法然上人遺跡巡拝について

△鹿ヶ谷 法然院 万無寺〔京都市左京区鹿ヶ谷御所段町〕

元祖大師御開基、住蓮坊安樂坊六時礼讃執行の所也。

△東山 永観堂〔京都市左京区永観堂町〕

祖師堂に三尊像あり、善導大師、元祖大師、善恵上人。

第二十五番 華頂山 知恩教院〔京都市東山区林下町〕

額詠歌 草も木も枯たる野べに唯ひとり
松のミ残る弥陀のほんぐわん

本堂の地則大師の御旧住吉水の御坊なり。奥の院勢至堂南向、御廟二間四面、その内に無縫塔一基有(略) 此御廟内の常灯明に折節灯花生じ落て舍利となる(略) 勢至堂の前に紫雲水影向石。

大師御牙の御影と申が別してありがたき大せつの御霊宝也。御牙のかたち自然と座像の阿弥陀如来とならせ玉ふ。又宝の御名号と申奉る御直筆あり、その御詠吟に、死して後我身にそゆるたからには南無阿弥陀仏にしくものハなし、と遊しける。

右の案内記の文章からも察せられる如く、法然上人霊場とは、世のいわゆる神仏霊験所とは異なつて、上人の直作ないし直筆の御影、名号などが現存して、そこに至れば吉水の法流の源にかえる想いが固められる好処、すなわち信仰的直結の期せられる遺跡のなかでも法然上人が足跡を印されたと伝えられているなど、歴史上のゆかりを特に深くもっている寺院のことを指しているようである。二十五番内には選ばれた諸寺はこのような意味での霊場であり、また番外寺院は右のように尋源のための好所である。

霊沢はこのような観点から選んだ霊場と上人の歌詠とを二十五番に

組合せて、靈場巡拝のうちに自他ともに、尋源と祖恩報謝の念を深め、専修浄教の信仰を固めることを期した。彼は案内記の擧筆に当って、「祖恩浴沢幾春秋、温古新知數十州、歌詠円通擬三五、帰西同志一蓮舟」と吟じている。そしてまた、彼に靈場巡拝を発意させたものは、「それ流れを汲む者はその源を知るべし。源を知る人なんぞ流水を濁さむや」と述べているように、世俗に泥む現状の反省と吉水の流れを清澄ならしめんとする願望とにあった。法然上人に値遇し奉り、法水を清らかにする縁となる所が靈場であり、遺跡なのである。

このようにみえてくると靈沢に始まる靈場巡拝は、まさしく法然教徒として原点へ還らんとする一つの信仰運動であった、と評価できよう。

三、愚仙の巡拝発願と遺跡観

靈沢の『円光大師二十五箇所案内記』が出てから半世紀以上も経った文化十三年（一一一六）、播州明石城下の名村愚仙によって金戒光明寺前住覚誓靈長の序（文化八年五月付）を付した『円光大師御遺跡口四十八所称一行巡拝記』（内題「御伝拔書円光大師御遺跡四十八所并番外巡拝記」）が上梓された。

愚仙は同書自序によれば「去々年、午（文化七年）三月二十四日まで七日の間、菩提処とたのむ寺（光明寺）にして、元祖大師六百回御忌取越の御法事つとめられし時に、徳本上人の化益をかふむり、はじめて浄土門に入、是までの余行をすてて つゝに専修念仏者とな」った人物で、「今茲（文化八年）丁宗祖大師六百諱辰、擬其報恩、搜索遺跡、述巡拝記」（前紫雲山主覚誓靈長の序）べたのがこの書であ

った。靈沢の遺跡巡拝は法然上人五百五十回忌を迎えて発願されたが愚仙のそれは六百回忌が機縁となっていた。ここに、巡拝が宗祖遠忌を機に一段と進展していることが知られる。

愚仙発願の場合、法然上人の遺跡は書名にも現われているように、二十五か所から四十八か所に増展されている。その一々の選定については後で触れるが、先ず撰述の意図を探って気づかされたところを述べると、専修念仏の法門を立て、極楽往生の直路を開示した法然上人の慈恵に報謝するための一方途が遺跡巡拝であるとする点は靈沢の場合と同様であって、さらには遺蹟巡拝の勸奨が往生のための口称念仏の徹底と持続化を期したものであったことに注目される。即ち書名も『口称一行巡拝記同案』とあって、その自序には

抑元祖大師、普く衆生を濟度せんと、御心深く、罪惡の凡夫出離の道をもとめて、いくばくの困苦をなし玉ひ、遂に易行易修の妙法を見ひらき、凡入報土の要路を示し、専修念仏の大導師とハならせ給ふ。つらくおもひめぐらせハ誠に骨髓にしミ入りがたく覺るなり。しかるに仏名を唱ふるといえども、在俗の身は、多く世事にさそはれ、専修念仏の行業おのずからかたからむ。これによりておもふに、我々ごとき濁世愚昧の凡夫にても、他力本願のむねを信じ、名号を唱えて、極楽往生を得さしめ玉ふ事は、これひとへに元祖大師の御慈恵にして、海山もたとへとなすべからず、よりて報謝のために、御遺跡を巡拝し、同行衆の助により、道中念仏三昧になりなば、口称念仏が常の業にくせとなりて、我家へかへりて後も、専修念仏の行者とはなりやすからむか、唯々同行衆、極楽浄土、一蓮託生の種

をうけると心得て、諸国巡拝し、雑行をまじえず、ひとへに口称一行に修し給はん事をこひねがふまま、題号をかく名けしなり。

と、雑行をまじえざる口称念仏一行の順拝たらんことが期せられていゝる。また凡例において、西国三十三所の札所へ立寄ることについては、靈沢の場合とはやや異なつて観世音菩薩は阿弥陀仏の補処にして、来迎の時も蓮台を持ちて往生人を乗せ給う菩薩であるから、「巡拝の回りがつてよろしきをりハ、かならず参詣いたすべし」とするが、しかし「往生をねがひ、余行をまじえぬ、専修念仏の行者は、念仏のミ申て、詠歌をも唱ふべからず、其余他宗の名高き寺々へハ、必参詣して念仏の法施をささげ、念仏増進し、かならず往生せしめ玉へと、いのり奉るべし」と述べて、念仏往生を本義とする巡拝たることを強調する点については、靈沢と軌を一にしている。

されば巡拝に当つては「日課六万遍己上の行者を先達とし」「道すがらもろゝの世語をまじゆる事なく、唯々道中、口称念仏三昧を修し玉ハ、阿弥陀仏の本願に順ずるがゆゑに極楽往生なんぞうたがハむ」とも述べ、また汎例の末尾に「一筋に余行まじえず上品のうてなへのほれ口称三昧」「本願にまかする口称一行ハ月のうつれる水にひとしき」「念仏の声本願とききぬればたゞなにごとも南無阿弥陀仏」などの自詠十首と、法然上人の一枚起語文、その他の法語および聖光上人の法語などを載せて、遺跡巡拝があくまで浄土宗徒としての信行策励の旨に沿つたものであり、またこの順拝が法然上人への謝徳の行となる所以を、読者に知らしめようとしている。

愚仙が遺跡順拝にこのような意義を認めるについては、靈沢の『円

近世における法然上人遺跡巡拝について

光大師二十五箇所案内記』から多く学ぶところがあつた。愚仙は靈沢の案内記を「古き記」と称して自著に引用している程であるが、靈沢の案内記の他にこの書を著わすに至つた動機については次のように述べている。

中々末代相應、下根下智の我々ごときものの、智恵學門もいらす、罪惡の凡夫は凡夫のままにて、阿弥陀仏を深く念ぜば、願力に乗じて、極楽往生疑なく引接し給ふ、有がたき最上のおしえの、世に弘りれば、是全元祖大師の御慈恩なれば、せめて近国の御遺跡のみなりとも、巡拝のころざしおこり、古き記を見るにつけても、止事を得ず番外となせしといでし、作者の心にもかなひやすらむと、今御伝、其外の書にただしてなせしなり。何卒諸国行脚の身となり、御遺跡巡拝し、とくと相糺さまほしき願はあれども、老年にして、一日に二三里より外、旅行もなりがたく、其上時々種物発する症にて、多病の身なれば、心にまかせがたく、生死不定ハ世のならひ、いつ臨終ならむもしがたし。去年ハ大師六百回正當御忌、総本山知恩院にて大法会行ハれ、今年ハ大師御入寂、支干の年なれば、何とぞ此記書おはらむと、ころをくまま、あるひハ縁をもとめて尋ね、また近きハ自身めぐりもしつれど、老と病におかされ、くハしくはゆきとどかず。遠方の巡拝には、信心あつき人をたのミしに、あるひハ留守にて、くハしからざるもあり、また代人をもつて、聞合などして、かくのごとき一書とハなりぬ。きハめて誤りし事のおほからむ。同志の人、謬誤をあらため、大師諸方へ御通行のミぎり、御止着の寺、定ておほくあらむなれど、其漏たるをおぎなひ、諸人

のために、後篇を出したまはむ事、愚が、くれ／＼のねがひに侍るなり。

これによれば、勅修御伝その他の書によって遺跡を選んだものの老齡病身を危ぶみ、とくに宗祖の六百回忌正當の年を去年に迎え、また御入滅の年と同じ壬申となつたので、急ぎ案内記の完成を期したことがわかる。近国は自身で尋ねたが、遠方は他人に依頼して伝承、現況などを開合せて記述したため、誤記のあるのを恐れ、後人の是正を願っている。

さて、愚仙が選定した遺跡の数は何によっているかと云えば、それは阿弥陀仏の四十八願の教に倣つてのことであつた。彼は凡例で

古き巡拝の記は、楞嚴經の二十五門通と云ふ事になぞらへて、数をさだめられしかども、御遺跡慥なる処々、番外となりしハ、いとも残念なり。よりて愚が巡拝処、四十八所に定め、阿弥陀仏の四十八願にかたどりしハ、御遺跡なる寺々の、もれたる事のほ(本志)いなくおもひての事なり。

と述べ、四十八願にかたどつたことと、靈沢の二十五カ所に漏れたる遺跡寺院を惜しんで選定したことを明かしている。ところで愚仙はどのような所を遺跡と考へて補充したのであろうか。彼は第一に「大師あゆミをはこび給ふの」所、第二に眞筆名号、眞作寿像などの「大師の御由緒とすべきしるし」のある所、第三に、右の外、聖光、源智、藏俊、九条兼実、徳谷直実など法然上人と特に因縁の深い人物に關係のある「念仏者には由緒ある御寺」「浄土宗の靈地」をも大師御遺跡と見做している。

愚仙は武蔵国熊谷寺の項で、その法然上人像について「蓮生法師元久二年重て下られける時、御自影を給りの玉ハく、此像に、値偶し念仏を唱ふれハ、直に我さづくる十念なり、我に對面の思ひにて給仕なすべしとてさづけ給ふ尊影なり」と述べ、さらに「大師あゆミをはこび給ふの御遺跡にハあらねど（略）坂東の阿弥陀ほとけと仰られ讚歎し給ふ、此御言の重きによって、今四十八所の中に加へけるなり」と説明しているが、この熊谷寺などは、右の第二と第三とが重複した種類の遺跡である。また奥州往生禪寺の尊像は「我はるばると東国へ下るにおほぼず、此像は我にことならず」と自ら刻ませ給ひ、金光上人に授与された法然上人七十一歳の寿像であるという。従つて往生禪寺も「大師あゆミをはこび給ふの御遺跡にハあらねど」、「我にことならず」の影像あるによって、歩みを運ばれたのとかかわらない遺跡なのである。

愚仙はこれらの観点からそれぞれ遺物・伝承・勅修御伝などの伝記によつて裏づけられる遺跡を四十八か所選定したのであるが、このなかには関東の檀林寺院や三河の大樹寺をも入れてある。これらの寺院は右の三つの観点からする遺跡寺院に該当しないのであるが、愚仙はこれらを第四の観点ともいへべき遺跡観に基づいて加えたのである。その観点とは何か。彼は増上寺の条でかく言う。

御伝に、法蓮房申さく。古來の先徳皆其遺跡あり。しかるに今精舎一字も建立なし、御入滅の後いつくをもて御遺跡とすべきやと。上人答へ玉はく。跡を一廟にしむれバ、遺法あまねからず。予が遺跡は諸州に遍満すべし。ゆゑいかんとなれば、念仏興行は愚老一期の

勸化なり。されば念仏を修せん所へ、貴賤を論ぜず、海人漁人がとま屋までも、皆子が遺跡なるべしとぞおほせられける。

此章によって愚ひそかに考え奉るに十八檀林は余の因縁うすき御遺跡よりは、はるかにまさる事なれば真の御遺跡ともいひつべし。

よりて其中の頭たる増上寺、鎌倉光明寺、伝通院の三ヶ寺を、四十八箇所の中に入れ侍りしなり

と。即ち、愚仙は念仏の声する所みな遺跡なりとの法然上人の考えを以て、他の所謂遺跡とは等質でない檀林寺院を取上げ、これを因縁のうすい遺跡よりはるかにまさった「真の御遺跡」と見たのである。三河大樹寺の場合も「当寺開山ハ勢蒼愚底大和尚中興す。登蒼天室大和尚なり。浄土宗繁榮の基、天室大和まったく身命をなげうち、弥陀の本願に帰して、御化益有しゆ多なり。これによって十八檀林の頭の三箇寺と同じく四十八所の中に入れ侍るなり」と、右と同一の観点から「真の御遺跡」寺院とみて四十八所の一つとしている。

このように『勸修御伝』卷三十七、『九卷伝』卷七に出ている遺跡をめぐる法然上人と法蓮房信空との問答の伝える精神が、遺跡の選定に当って活かしていることはさきわめて注目に値するが、関東十八檀林（増上寺・光明寺・伝通院以外は番外寺院として）が顧慮されたことの背後に、関東ではすでに十八檀林巡拝が盛行し、どうしても西国中心になりやすい法然上人の遺跡巡拝に、この関東の十八檀林巡拝を合体させようとする意図がひそんでいたことが察せられる。

因みに関東十八檀林巡拝は増上寺四十九世豊善によって始められ、撰門の『浄土檀林巡路記』の凡例によれば、豊善に明和二年（一七六五）

近世における法然上人遺跡巡拝について

上様の「めぐらせたまへりし記」なるものがあつた（藤堂恭俊氏「法然上人遺跡二十五箇所巡拝に關して」東山学園研究紀要十八）。明和二年と云えば靈沢の『円光大師二十五箇所案内記』印行の直後である。十八檀林の巡拝が靈沢の影響によるものか、これとはまったく関係なしに行なわれたものか定かではないが、ともあれ明和の頃、十八首の歌を各檀林に配し、これを掲額して、道俗が巡拝していた。撰門は豊善の「めぐらせたまへりし記」の書名を具体的に挙げていないが、「関東十八檀林順礼記」と名づけられたものであつたと考えられる。愚仙は自著の巡拝記で奥州往生禪寺と遠州桜ヶ池との間に関東十八檀林を挙げ、その後尾に「右寺院、関東十八檀林順礼記の巡次に書記す」と附記しているが、十八檀林の順序は豊善のそれと全く同じである。撰門の『浄土檀林巡路記』は、愚仙の巡拝記より後に書かれたものであり、かつ巡拝の順次は豊善の場合と異なっているから、「めぐらせたまへりし記」とは愚仙の引く『関東十八檀林順礼記』であるとみてよからう。撰門は『浄土檀林巡路記』で

御遺跡を巡拝し、報恩の一助のために廿五ヶ所の靈場定りありといへど、そは美作国を初め、讃岐国におし渡り、花洛に終りたれば、東関の輩は其望あるものといへども、遠路閑所のなげきありて、其地をふみ靈像にぬかづく事かたし。然に大師云、遺教を伝へ念仏する所はいづこも遺跡なりと云々。ここに東照宮御仁徳あまねくまし、四海太平の基を開かせ玉ひし始、御代々御宗門たるを以て、東国の内に浄家檀林十八ヶ所御取立をなさせられ、宗門の知識を十方よりめされ住せしめ、真宗弘通の大靈場となし給ひしかば、白旗

の一流、數百年、伝法伝戒ここにとどまれば、是則大師の遺跡に同じ
負笈集会し學業成熟の法山なれば、是則大師の遺跡に同じ

と述べ、藤堂恭俊氏も法然上人の遺跡と十八檀林とを結びつけたものは、上人が信空に「念仏するところはいづこも遺跡なり」と語ったその詞であることに注目されているが（前掲論文）、私もまた十八檀林巡拝を上人遺蹟巡拝行程の一環とした最初の人は実に愚仙であったことを特にここで指摘しておきたい。

愚仙は、寺院の繁榮即念仏の繁榮であつて、いづれも御遺跡であるとの考えから、家業の手すきに少なくとも三十日から五十日間は、御遺跡寺院を本として、できるだけ名ある浄土宗の寺々へ参詣し、口称念仏がならひとなるようにと勸奨し、次のように述べている。

しかれども、書記の通り、残らず順拝すれば、三十ヶ国余も通行するゆゑ、凡半年余もかかるべし。親の氣にそむき、家業をすてて、是非順拝あれとすむるにあらざ。あるひは、三十日五十日と、家業の手すきをかへて或は三ヶ国か四ヶ国か御遺跡を本として、其余名ある、浄土宗の寺々へ参詣すべし。中にも関東には、十八檀林、熊谷の熊谷寺、信濃國善光寺、参河國大樹寺へ、かならず参詣いたすべし。寺院の繁榮は、浄土宗のはんゑひ、即念仏の繁榮なれば、いづれも御遺跡ならずとは言へれず。且せつかく順拝におもひ立からハ、半月あまりの巡拝にてハ、口称念仏の行業もおのづからうすく、ならひともなりかぬることなれば、せめて三十日より五十日は、道中順拝いたすがよろしかるべし。

所謂遺跡寺院でなくても、皆の参詣によつて寺院が繁榮すれば、と

りもなおさずそこは浄土宗、念仏の繁榮地であつて、法然上人の詞どおり、そのままそこが上人の遺跡にほかならないから、十八檀林、熊谷寺、善光寺、大樹寺など浄土宗の著名な寺院へは必ず参詣して、皆の唱える念仏によつて遺跡地たらしめなくてはならないというのが愚仙の考えであつた。従つて、法然上人との關係、「親疎厚薄によつて、四十八所の外に、番外」を設けても、「皆々御遺跡に相違なきことなれば、参詣するにいたつては、同じ事と心えらるべ」きものである。愚仙の遺跡に対する考え方の基本的な立場がここにみられる。

四、愚仙選定遺跡の「由緒とすべきしるし」

愚仙は四十八所と四十九所の番外を選んだが、これに順番を付すことはしなかつた。これは靈沢の「二十五拝にまぎれむ事を恐れ、且つは国によりて、いづれがはじめ、いづれがおへりになるやらん、知れざるゆゑ」であつた。また「あるひは、三十日五十日と、家業の手すきをかへて或は三ヶ国か四ヶ国か」へ順拝して、口称念仏の行業が身につくことが目的であるから、順拝しやすうにあえて道順順序を定めなかつたのである。しかしほほ地域ごとにとまとめて記述しているように見受けられる。以下、靈沢の選んだ靈場の場合と同じように、愚仙の定めた遺蹟について、旧蹟または「由緒とすべきしるし」などを摘記しておこう。（愚仙の凡例に従つて「〇ハ四十八処のしるし、問々の。は番外のしるし」とする。なお文中の「ハ」は愚仙の挙げた典拠または筆者の要記である。また各寺の住所に「前出」とあるのは、靈沢選定の遺跡寺院の所で現住所を記してあるの意。）

○栴社山 誕生寺 美作国久米郡栴園莊里方村
〔前出〕

本堂円光大師尊像 座像御長三尺
ばかり御自作

大師四十三歳の尊影なるを熊谷蓮生法師護持し来りしを安置せらる。〔勅伝第一卷二段〕

○杏木山 菩提寺 美作国勝北郡高岡村山上
〔前出〕

此山上に七間ほどの銀杏の大木あり〔略〕摺木いてうと云、大師御幼少の時植置たもふとなん。〔勅伝第二卷一段〕

○宝蓮蜜寺 光明三昧院 〔真言宗〕安芸国豊田郡生口嶋御寺村
〔久留米市豊田郡瀬戸田町御寺〕

後白河帝の皇女如念尼公〔略〕円光大師に御帰依ふかく〔略〕元祖大師讃岐へさせん折から、尼公兼てよりの御帰依なれば大師を当寺へ招請ありしが、大師も尼公の信心のあつきを感じ、自影像を刻み玉ひ、また御持念の仏舍利并三部経を尼公へ附属し玉ふ。〔略〕洛東黒谷の大師尊影焼失の事ありしかば、当寺元の大師御自作の尊像、慶長年中ゆゑありてかの御寺へうつりたまふ。これによつて此御寺にハ新に大師の尊影を作らせて安置し玉ふ。〔円光大師血たれの尊影〕

。誕生山聖光院 吉祥寺 筑前国遠賀郡香月莊本村
〔北九州市八幡区香月町〕

上人〔聖光〕の御遺跡にて浄土宗儀を伝へ、不断念仏の道場なり。〔勅伝第四十六卷一段〕

○終南山光明院 善導寺 筑後国山本郡草野莊
〔久留米市善導寺町飯田〕

御影堂〔三祖堂〕中央善導大師を崇め奉る。左右円光大師鎮西上人の御影なり。額に三祖堂とあり。

往古より今に至るまで、三祖堂靈験甚あらたなりとなん。往生

近世における法然上人遺跡巡拝について

の願ひハ勿論、衆病平癒のいのりもむなしからず。就中難産のものハ〔略〕安産す。

浄土宗、大師の正義今の世まで伝はるハ、全此上人〔聖光〕の御功なり。其上人の御遺跡の事なれば、たとへ遠く国ハへだつとも、せめて一度ハ報恩のために、参詣いたしてしかるべきなり。〔勅伝第四十六卷四段〕

。厨山聖光院 安養寺 筑後国高良山盛府中町
〔久留米市御井町〕

。紫雲山竹林院 天福寺 筑後国上妻郡川崎莊馬場村
〔福岡県八女市馬場〕

。無量寿山泰安寺 往生院 肥後国飽田郡熊本出京町
〔熊本市池田町〕

〔以上勅伝第四十六卷〕

○源光山円照院 専称寺 讃岐国麻績堂寺浦
〔丸亀市木高町堂島〕

円光大師爪形の名号、石有、但し黒石なり。〔勅伝第三十五卷一段〕

。聖衆山来迎寺 引接院 同国酒譜
〔丸亀町木高町〕

。榜堀の井 同国榜堀村〔恵日山光明院と云真言宗なり〕

此浜至て水に不自由なるにつけ、元祖大師諸人のために舟の榜にてほり玉ふに、清水涌出しとなん、井戸の辺りの立石に、南無は船阿弥陀のかいでほる清水、すえの世までも仏々と涌く、かく彫付てあり。

〔丸亀の城下より西五六丁ばかり多度津へ行道筋なり〔略〕古き記にハ塩飽の浜辺と有、あやまりなり〕

。五岳山誕生院 善通寺 讃岐国多度郡屏風浦
〔善通寺市善通寺〕

〔勅伝第三十五卷〕

。蓮界山西光寺 法然堂 〔同山西那阿部宮田村
〔香川縣仲多度郡仲南地十郷宮田〕

円光大師尊像 立像御長一尺三寸
ばかり御真作なり

法然上人利生の旧跡と門内に石銘あり。

。滝宮牛頭天皇并天満宮 〔香川縣綾歌郡綾南町滝宮〕

円光大師御教授、当国念仏踊の来由を尋に（略）承久の比、真野村の社人浅倉権正并ニ狩人山上三左衛門に天皇の御告あり。土佐国畑寺と云所に、法然上人教給ふたうとき念仏おどりあり、汝等伝来り、我神前にして踊なば、農作牛馬を守護すべしとの御告によりて、両人士佐国畑寺にいたり、念仏おどりを伝授し帰り、七月七月初て不動堂にて集会し、夫より滝の宮へ参り踊しが最初なり云々。

○仏生山来迎院 法然寺 讃岐国香川郡仏生山町
〔前出〕

本尊阿弥陀如来 御長一尺八寸ばかり、一刀三礼
元祖大師御自作

脇檀円光 大師尊像 御長二尺寸。御自作は腹内に
箱を御腹ごもりの御真影と称す

〔勅伝第三十五卷一段〕

○宝瓶山 十輪寺 〔西山原本〕
〔観堂末〕 攝摩国高砂

御影堂円光大師 御自画

讚州宝瓶の御影なり（略）元祖大師讚州生福寺に御在宿のミギリ、綾川のながれに臨み給ふに、頂上に宝瓶彰くれば、其御姿を多がき玉ひ、ミづから賛を書給ふ賛ハ讚州 讚文の御影と同事也 略ししかるに（略）後柏原帝の御宇に堺長泉寺開山十万人上人大師の遺風をしたひ（略）大永七年の春二月十五日の夜、靈告によって、生福寺にいたり、此尊影を乞請、帰帆の折から、海上浪高にして、高砂

の浦に着けり。幸大師有縁の地なりとて、当山に詣て、御真影を堂内に安置し云々。〔勅伝第三十四卷四段〕

○信貴山 本願寺 丹後国高野郡久美浜
〔前出〕

方丈本尊円光大師座像 御長一尺二寸斗なるを安
置せらる。御自作と云ん

建久年中に、当所の城主、伊賀守某侯の願によって、元祖大師を招請し奉り、後白川法皇御追善の御法会を叮嚀に勤め給ふ（略）元祖大師御真筆雨除の御名号とて、大なる石碑山内にあり（略）また元祖大師御自画の御影御高座重宝とせり。

○大原山 西福寺 〔豊前筑紫津
〔敦賀市原〕

本堂円光大師尊像 御自作

此堂本ハ一乗ヶ谷におみて円光大師を安置し奉る所の堂にして（略）源智上人北国をめぐり（略）念仏興行し玉ひ、則一乗寺と号し玉ふ（略）予（大師）が影像をつくりて北国に下さば末代の道俗永々利益きわまりなからんとて、ミづから鏡をとらせ給ひ、一刀ごとに十念御相統あつて、其効つみに成就し玉ふ。（略）御真筆にて撰取の影像を遊べし（略）源智上人に遣されしにより、一乗寺の御影堂の本尊とあがめ奉るなり。（略）其後（略）当山西福寺に（略）大師の御影ならびに宝物等残らず納め奉られしと云ん。此尊影は大師御心をこめさせ玉ひ、一、刀、十念撰取の御尊影なれば、靈験いちじるく、念仏の行者、往生の素懐をとげしものはなほだおほし（略）元一乗寺の本尊の大師尊影、其外の靈宝まで当寺に移ぬれば実北国最初念仏弘通の霊場といふべし。もと

も尊むべし信すべし。

○善光寺 信濃国本内郡宇井郷
〔長野市元善町〕

御伝本第十六卷にあきらかなり。此辺通行のミぎりは参詣せる
ハもちろん、報恩のためにせめて一夜の通夜だけハかならず勤
むべき事、尤しかるべきなり。

○蓮生山 武蔵国大里郡熊谷
〔熊谷市熊谷〕

円光大師尊像 御自作

蓮生法師元久二年重て下られける時、御自影を給りの玉ハく、
此像に値偶し念仏を唱ふれハ、直に我さづくる十念なり。我に
対面の思ひにて給仕なすべしとてさづけ給ふ尊影なり。

大師あゆみをはこび給ふの御遺跡にハあらねど、元祖大師も信
心堅固なる念仏の行者のためしにハ、常に思ひいで玉ひて、坂
東の阿弥陀ほとけと仰られ讚歎し給ふ。此御言の重きによつて、
今四十八所の中に加へけるなり。

○日光山 下野国
〔栃木県日光市〕

○永寿山 曹洞宗
奥州仙台領嘉美郡
〔宮城県加美郡色麻村王城寺〕

本尊円光大師尊像 御自作

真似牛济度の事

大師即御自影を御手づから刻ませ給ひ、御開眼あつて金光上人
に授与しての玉はく、我はるんくと東国へ下るにおよばず、此
像は我にことならず、汝（金光上人）再び奥州に持下り、変牛の
農夫を济度し、及一切衆生を教化し、念仏弘通怠る事なかれと、
いとねんごろにぞ教示し給ひけれ。

近世における法然上人遺跡巡拝について

彼農夫が住る栗原郡に一字を建立し、往生院と号し、大師の尊
像を安置し奉るの所、其後東奥五郡の領主大崎義高侯の夢に、

円光大師度々御告あつての玉ハく、我像を嘉美郡にうつして一
字を草創し、結縁利益せしめよと示し玉ふ。靈告によつて当地
に伽藍を建立し、永寿山往生寺と号しぬ。即金光上人を開山と
なして円光大師七十一歳御自作の寿像遷座安置し奉る所なり。

○三緑山広度院 増上寺 〔江戸芝
〔東京都港区芝公園〕

○無量山寿経寺 伝通院 〔江戸小石川
〔東京都文京区小石川〕

○神田山幡随院 知恩寺 〔江戸浅草
〔東京都小倉町〕

○道本山 靈巖寺 〔江戸深川
〔東京都江東区深川白河町〕

○常在山 靈山寺 〔江戸本所
〔東京都墨田区横川〕

○仏法山 東漸寺 〔下総国小金
〔松戸市小金町〕

○龍沢山 大巖寺 〔下総国生実
〔千葉市大巖寺町〕

○正定山 大念寺 〔常陸国江戸崎
〔茨城県稲敷郡江戸崎町〕

○草地山 常福寺 〔常陸国瓜連
〔茨城県稲敷郡河部瓜連町〕

○寿亀山 弘経寺 〔下総国飯沼
〔水海道市豊岡町〕

○寿亀山 弘経寺 〔下総国結城
〔結城市結城〕

○悟真山 善導寺 〔上野国館林
〔館林市谷越町〕

○義重山 大光院 〔上野国新田領太田
〔太田市金山町〕

○水精山 勝願寺 〔武蔵国鴻巣
〔鴻巣市本町〕

○仏眼山 浄国寺 〔武蔵国岩附
〔岩槻市加倉〕

○孤峰山 蓮馨寺 〔武蔵国川越
〔川越市蓮雀町〕

○観池山 大善寺 〔武蔵国八王子藩山
〔八王子市〕

○天照山 光明寺 〔相模国鎌倉
〔鎌倉市本磨〕

〔以上十八檀林、勅伝第三十七卷一段の趣旨に拠る〕

○桜ヶ池 〔遠江国城東郡笠原莊桜村
〔静岡県小笠原郡岡崎佐倉〕

〔勅伝第三十卷一段〕

此所に大師の御由緒とすべきしるしもなき事なれば、宮に詣で念仏勤行ありてしかるべきなり。

○松風山国本寺 応声院 〔同国城東郡内田莊
〔静岡県小笠原郡案川町〕

本尊阿弥陀仏 〔御長一尺六寸計り
芥子画の作となん〕 元祖大師御安置の本尊なり。

五輪石塔 〔此塔ハ皇阿闍梨のため七日七夜供養ありて、大師山
頭に塚をさき玉ひし供養塔なり、世俗法然塚と称す、〕

○源宝山正授院 西伝寺 〔同国蒲村
〔浜松市西伝寺町〕

元祖大師の御弟子西伝上人の開基なり。大師同国佐倉ヶ池へ御来臨の砌西伝御供致せり。往返ともに御止宿の寺なり。

御分骨を持帰り納て御廟所造営ありしとなん。前に石灯籠一對法然塚と書付あり。

○成道山松安院 大樹寺 〔参河国須田郡
〔岡崎市中野田町〕

〔勅伝第三十七卷一段の趣旨に拠る〕

○吉水山法然院 源空寺 〔同国岡崎藩見町
〔岡崎市中東能見町〕

右脇円光大師尊像 四十三歳の御自作なるを御厨子に入る
遠州佐倉ヶ池へ御来臨の砌、御止宿遊され〔略〕此所にて御書写ありて諸人にあたへ給ひし名号を参河名号と称す。

○天照皇太神宮 〔伊勢国山田
〔伊勢市五十鈴川上〕

皇国の宗廟たるゆゑ、元祖大師浄土宗門御開発御祈願のため七日御参籠遊されしに御感応有之〔略〕念仏を欲喜なし玉ふなればかならず参詣し、念仏の法施をささげ奉るべし。

○厭離山 欣浄寺 〔伊勢国山田越城寺町
〔前出〕

日の丸の御名号大師御真筆、左右に善導大師円光大師坐像の御影を安置せらる。

太神宮へ御参籠の間御止宿の寺なり。第七日の曉に、日輪の中に、六字の名号あらわれ、字々光明を放ちて、天下を照し玉ふを拜し、大師これを模し、円相を画き玉ひて其正中に弥陀の名号を書せ給ふ。世にこれを日の丸の名号と称す。

○少林院 法然寺 〔大和国十市郡香久山
〔前出〕

円光大師尊像 御長一尺三寸計り、御自作

当寺ハ元祖大師、元久二年三月廿一日、高野山御参詣の帰るさ〔略〕暫御逗留なされ〔略〕念仏の利益ねんごろに勸化し玉〔略〕勝縁の御旧跡なり。

○春日大明神 〔同国奈良
〔奈良市春日町〕

○龍松院 大勧進所 〔同国奈良東大寺之内
〔前出〕

本尊五劫思惟仏 〔善導大師の御作
後築坊の將來なりとぞ〕
円光大師御画像を安置せらる。

〔勅伝第三十卷五段〕

○念仏石 〔山成国相楽郡木津郷市坂村
〔京都府相楽郡木津町市坂安養寺〕

〔建久六年三月、重源の招請にて大仏殿再興の供養導師を勤められて帰洛の途次〕自書し玉ひし六字御名号を、傍なる大石とかけ

合て、はかりくらべさせ給ひしに、一幅の御名号はおもくして、石はかるがるとあがりけり。諸人（略）信を生じ念仏門に入もの多かりけるとなん。それより此石を念仏石と称す。其場所は大和山城のさかひにして、御説法遊されし跡を云つたて、今に高座と云。

永正五年辰七月廿八日、此石大光明を放て、当所に飛来れり（略）此念仏石年々に長大になり、其おほひの屋をひろく造改る事度々なり。（略）校量の御名号、押し奉るに、自然と位ある結構の御宝号なり。かならず尋行て拝礼をいたすべし、右校量の御名号預り主は、当村の年重を一老と云て、其一老の家に預るなり。

○当麻奥院 往生院 大和国喜下郡
〔前出〕
奥の院御影堂の元祖大師尊像は、もと知恩院本堂御安置の御遺像也。

遠くハ当麻大曼陀羅、往生の大先達法如尼公と申、近くは選択本願念仏の大導師、円光大師の尊像知恩院最初の本尊うつらせ玉ふ浄土宗の靈地なり。念仏の行者には由緒有御寺なれば、かならず信をとりて拝あるべきなり。

○円光大師五輪御石塔 〔和歌山縣高野町高野山〕
〔和歌山縣高野町高野山〕
御遺骨を納め明遍僧都御建立となん。

奥の院御廟の橋の少し前、手水鉢向ひ合左に円光大師御墓と石じるしあり。

〔報恩院熊谷寺、萱堂成就院、蓮華三昧院のことを附載〕

近世における法然上人遺跡巡拝について

。熊野山本宮証誠大権現 〔和歌山縣東牟婁郡本宮町〕
〔和歌山縣東牟婁郡本宮町〕

元祖大師も文治年中の比語で給ひしとぞ。〔作仏房のことを載す〕

〔勅伝第二十卷三段〕

。月光山勢至院 法然寺 〔紀州野上庄沖の野村〕
〔和歌山縣海南市沖野々〕

右脇円光大師尊像

元祖大師御眞筆六字御石碑、本堂の内左り別間に安置せらる。

此御名号の碑へ祈願し、子供の瘡など発せしに、杓にてまじなひすれば、忽奇瑞あらたなり、夫ゆへ名号の碑のまへには、杓をおほく積かさねてあり。文治三年春三月、熊野御社参のミギり、当庄の山本義明方に、一兩日御止宿遊され、諸人に御教導ありしに（略）山本氏に楠木の霊木これあるにつけ、名残の御影御願ひ申上られしにミづから御彫刻あそべされ、開眼ありし御尊像なりとぞ。其後寛文のころ本山知恩院万無大和尚、大師御遺跡に相違これなきのおもむき尊翰を残し給ふ。

○慈雲山 報恩講寺 〔紀州海士郡大川浦〕
〔前出〕

本尊円光大師 御直作

専修念仏啓運の御影と称す。

勅免を蒙り給ひ、承元二年の冬、当浦油生の浜に御着船ありしに（略）当浦の邑長阿闍梨孫右衛門、大師を我家へ招請し奉り（略）村人とともに御教導を蒙り（略）老若男女御別れをなげきかなしミ、当所の御淹留をこひねがふ。大師もつとに憐ミたまひ、我形身を遺し置べしとて、御手づから自影を刻玉ひ、其御影の御口の内へ、仏舍利を納め御開眼をなされ（略）其余材

にて百万遍の大念珠をつくり玉ひ、それに御真筆の六字の宝号を添残し給へりぬ〔百万遍の大珠数御名号今に孫右衛門方に安置す〕〔阿闍梨孫右衛門の家の来由を附す〕

○金竜山宝珠院 一運寺〔摂南住吉郡住吉村 大阪市住吉区住吉町〕

円光大師御尊像 御自作

同御尊影

苦海、濟度、重誓、海上、全御祈願の御真筆也〔略〕讃州御勅免のミぎり、同州神戸より紀州大川へ御出帆の折から、一運寺へ御入来、暫御逗留遊され、道俗男女へ御教化これありし御遺跡なり。

○無生山常行院 見性寺〔摂津国住吉郡桑津村 大阪市住吉区桑津町〕

円光大師月影の御影 御真筆

四天王寺御参籠のミぎり、当寺にて一夜止宿し玉ひしに、折しも三月廿三夜の事なりしが、名におふ生駒の峰より出る月に心を澄し、光明遍照の文のころを思ひつけ給ひて、月影のいたらぬ里はなけれども詠〔つた〕人のころにぞすむと詠じ給ひ、御自影の上に此和歌をしるし給ふ。則月影の御真影と称じ奉りて当寺第一の重宝なり。

○四天王寺〔摂津国 大阪市天王寺区元町〕

元祖大師も念仏弘通祈請のため、度々御参詣ありしとなん承る。其流れをくもものへ尚さら、かならず参詣し報恩を謝し奉るべし。

○四天王寺西門北側 念仏堂〔同前〕

聖徳太子此堂において、一七日別時念仏御修行ましませし日本

念仏弘通のはじめなり。元祖大師もむかしをしたひ給ひ、此堂にして念仏御修行遊されし御旧跡なり。〔空阿弥陀仏、勅伝第四十八巻四段〕

○坂松山高岳院 一心寺〔前出〕

御影堂尊像 大師御自作

文治元年の春、大師此所に来り玉ひ西門の岸に四間四面の御堂を建立して住居給ふ。是を新別所といふ〔略〕大師此堂にて、阿弥陀仏といふよりほかは津の国のなにはの事もあしかりぬべし、と詠し給ひて即六字宝号のかたはらに書をへ玉ふを世に難波名号と称して此寺の第一の重宝なり。

しかるに古き書に、玄智上人泉州堺専修寺開基のとき、この名号持参あつて今ハ専修寺の什宝なりと〔略〕玄智上人の事一心寺の古記にこれなし。兩説ともはなはだいぶかし。〔略〕愚按るに堺専修寺にある難波名号も定めて御真筆ならん。

○浄瑠璃山三昧堂 源光寺〔大念仏派本山〕〔摂州西成郡南浜村 前出〕

御影堂円光大師 旅装の尊像

〔勅免あつて紀州大川で化益の後〕勝尾寺へ御入の道筋なるがゆへ此三昧堂に御止宿し給ふ〔時の住持、上人の師の持宝坊源光追善の別時念仏を修して、源光寺と改号〕元祖円光大師を中興開山とす。また湛空上人大師の御尊影を彫刻し玉ふ。則旅装の御真影と称し奉るなり〔のち深江法明上人来たつて大念仏宗となるも、住持は代々鎮西の法脈を継ぐ〕

○珠光山遍照寺 如来院〔摂津国尼ヶ崎寺町 前出〕

円光大師尊像 御自作となん

遊女塚の事〔正源明義抄、遠流記、三才図絵〕

〔室の遊女のことを付す〕

○円光大師六字宝号

摂州八田郡那良車筑島新所中
〔神戸市兵庫区川中町元祖庵〕

元祖大師六字宝号を書し玉ひ本尊と号し、千僧寺の虚白堂にお
みて、亡者のために施餓鬼法会を修し玉ひし、其法号をうつせ
し御石碑なり。此名号碑にねがひをかけ願望成就せしものあ
またあり。必尊信いたすべし（略）此御名号碑葉仙寺の支配にてへなく、い
にしへより元祖講とて今に二百人はかり
ありて、其講中より
世話いたし候となん 千僧寺退転の後本尊地藏菩薩、葉仙寺にう
つり給ひて安置せらる。

○医王山 葉仙寺 〔前出〕

大師施餓鬼法会をはじめ修し給ふを、今に退転なく修行あるへ、
全く此寺の規模ならん。〔経島化尊のことを付す 勅伝第三十
四卷三段〕

○摂津国八田郡押部

元祖大師御逗留の寺へ、報恩寺とて神戸の東生田三の宮の乾に
あたりし所なるが、兵乱の時退転し、今は堂のまゝ堂のうしろ
と云あざな斗り残り。

神戸へ元祖大師御暫逗留の御遺跡ゆゑ、四十八所の中にいるる
なり。当時木屋主人（木屋市郎左エ門）旧地に草庵を結び本尊を
うつし奉りたきの志あり。もし後年にいたり大師の報恩を謝せ
んがために、報恩寺再建もあらば、ますく御遺跡あらはれて
愚がよろこび是にすぎたることなし。〔勅伝第三十六卷二段〕

近世における法然上人遺跡巡拝について

○栽松山 阿弥陀寺

法然松

寺の西南の方浜辺にあり、元祖大師三株一根の
松を御てつから植給ひしゆゑに栽松の山号あり

此寺の重宝に山越と名づくる鉦あり、是ハ大師法入房へ遺され
し鉦なり、

○二階堂 勝尾寺之山上

摂津国橋本郡
〔前出〕

善導大師板戸の絵像 円光大師板戸の絵像
本尊の両脇ニ安置せらる。二祖対面の霊場と称す。

ある時上人更たけ夜しづかにして念仏し玉ふに、赫突たる光明
西より来りて道場を照曜せり。善導大師光中に出現し給ひて、
親まのあたり浄土の秘蹟を相承ましましき。時に両祖の影像自然
に留りて、道場の左右の板にうつり玉ひて、今尚現在ましませ
り。〔勅伝第三十六卷三、四段〕

○石清水正八幡宮

山城国久世郡八幡村
〔京都府綴喜郡八幡町〕

垂迹も念仏守護の御神、本地ハ願王弥陀尊あをぎても信ずべし。

○報国山念仏三昧院 粟生 光明寺

洛西浄土宗西山流本山
〔前出〕

本堂円光大師の尊影は、大師の御母堂秦氏よりおくり給ひし、
御消息のつもりたる反古をもつて、正信房を扶助とし玉ひて、
上人手づから張せ給ひぬる真影、遠流の時船中の御作なり。

御廟 円光大師誕生法師五輪石塔本堂の後の堂にあり、必参詣いたさるべし

当寺に什宝数多ある中に、大切の重宝は円光大師御自画の御影
と中奉るハ、（略）亀山法皇御讚宸翰を添させ給ふゆゑに御讚
の御影と称し奉るとぞ。〔勅伝第四十二卷六段〕

○一念寺

山城国紀伊郡下島羽
〔京都市伏見区下島羽三丁〕

摂州兎原郡住吉村阿弥陀寺に近年納る。元祖大師六字宝号の脇書に、建永二年二月廿六日鳥羽一念寺にてこれを書す源空と御書付あるをもってみれば、往昔よりの古寺なるの証なり。

○瑞花山 法伝寺 〔同下鳥羽〕

知恩院第十一世円智上人御靈夢によって、善導大師の尊影をもらり奉り閑居し給ふ。しかるに元祖大師の尊像と御長同寸なるゆゑに、二祖対面の尊像と称し奉るなり。

○宝海山 源空寺 〔同伏見大黒町〕

本尊円光大師尊像 御真作張ぬきの尊像なり。

当寺往古へ木幡の黒船入と云所にありしが、元祖大師南都より御帰京の節立寄らせ給ひ、志ばらく御逗留ありて、近隣の道俗男女に御化導ありし草庵なり。其時の住僧は蓮乘房忍空法師として〔略〕御弟子となり、おのが住房を源空寺と改め、専修念仏の行おこたりなかりき〔略〕此忍空法師の師範へ三井寺の公胤僧正〔略〕忍空法師の大師への帰依ありけるもひとへに師範の僧正よりのふかき縁ならん。〔勅伝第三十九卷七段〕

△錦織村源空寺

〔靈沢の案内記には番外中に載せたるも〕
石ずへの跡らしきものもなく、唯腰掛の石ならびに源空寺と石銘残り有のみにてへ、御遺蹟繼ならざれば、番外の中にも書記したがし。

○赤山大明神 〔京都市左京区修学院赤山〕

此御神は念仏の守護神也

〔勅伝第四十二卷二段、翼賛註〕

○比叡山延暦寺一乗止観院 〔大津市坂本町比叡山〕

実に比叡山へ、大師初め剃髮御受戒の御山なれへ、信をとりて巡拝あらん事をこひねがふものなり。

○元黒谷 青龍寺 〔前出〕

円光大師尊像 御自作

此真影は坐像式尺五寸にして鏡の御影と称す。また大師の御遺骨を安置せらる。此御寺は大師より法蓮房信空上人へ、本坊経藏以下皆附属したまふとある旧跡なり〔略〕昔の報恩藏の跡、堂の左りの方にあり。

当山へ元祖大師、一切衆生済度の大願を発し給ふ、浄土一宗、開発根本の御遺跡なれへ必参詣し報恩を謝し奉るべし。元祖大師寂空上人と谷をへだてて往給ふ御庵室の旧地を今に法然谷と称して本堂の北少し東三丁程に小庵あり。〔此庵へ近頃京都麴谷の現定上人祖願ひていはりを作られけるとぞ〕〔勅伝第三、五、六卷〕

○大原山 勝林寺 〔山城国愛宕郡魚山〕

円光大師尊像 御自作

元文元年辰正月此堂回祿〔略〕元祖大師の尊像も焼火しけるに よつて、大坂廿五拜講中、大和国初瀬より御自作の大師の尊影を納め奉る〔勅伝第十四卷二段〕

○下加茂大明神 〔京東北〕

〔勅伝第四十五卷一段、九卷伝、翼賛註を引用〕かかる御因縁の御神なれへ、吉水のながれを汲ものへ、在洛のものに至るま

で、かならず参詣致すべし。

○嵯峨釈迦堂 清涼寺

山城国葛野郡
京都市右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町

〔勅伝第四卷二段〕元祖大師七日御参籠の御旧跡なれば、其流を波在洛のものまでも、かならず参詣いたし申べきことなり。

○小倉山花台寺 二尊教院

山城国嵯峨
〔前出〕

御影堂ニハ、円光大師足曳の尊影を安置せらる。此御影は、月輪の禪閑御帰依の余りに上人の真影を写さんとおほせごとありけれど固辞して肯給へざりき、ある時御殿にて上人沐浴し給ひて後両足を伸て息らひ給へり。即宅間法眼を召て、翠簾を隔て竊にうつさしむ。上人これを見給ひて大いに驚き、像に対して祈求し給にけれバ兩脚立地に屈給ふによりて足曳の御影と称するなり。

この院の地ハ、大師其むかし草庵を結び給ひて、嵯峨の釈迦堂へ参詣し給し御住居の地にて、大師を開祖とし、法蓮房信空上人を第二世とし、第三世正信房湛空上人再建の御遺跡なり。

〔正信房について勅伝第四十三卷二段を引く〕

○西光寺 来迎房

大牟大石中里村
〔京都市右京区太秦多敷町〕

本尊阿弥陀仏

元祖大師の御持念仏を、来迎房伝持し安置せらるとなん。

当弥陀之尊像者鳥仏師之作而即師上人之念持仏也。爾師没後予請戴此尊像而為我室之本尊。如請受御舍利奉見終日而於亡師而頂拜

来迎房円空

近世における法然上人遺跡巡拝について

維持天福元龍集癸巳孟春日 記之

かくのごとく来迎房本尊の背後に彫刻し玉ふ。〔勅伝第四十二

卷二段〕

○月輪殿御遺跡

〔勅伝第八卷五段の月輪禪閑、上人の靈相を拜する記事を掲げ、位置に関する翼賛註、京羽二重、靈沢案内記の説を述べる〕故に松原通の月輪町より、東福寺東辺の其およその中をとりて、伏見街道一の橋を少し北泉涌寺道を東へ行は、則今熊野へも程近ければ参詣し、旁もつて此辺りにして、元祖大師頭光を現じたまふ御遺跡の事、ならびに宗門御帰依第一月輪円証公のおほん事をふかく思惟し奉り報恩のため、かならず巡拝同行人、念仏勤行ありて志かるべきなり。尚願はくは、東福寺東辺に隠没せし、月輪禪閑の御旧跡を起立し給ひ、頭光山何寺と号し本堂を月輪殿と名づけ、御遺跡の寺となし給へらん事愚がふかき願なり。ひとへに後人の助成をこひねがふものなり。

○蓮華王院 三十三間堂也

京都大仏南門之内
〔京都市東山区大和大路七条下ル〕

法然塔

堂の前池の西側にあり
六字宝号の石塔なり

円光大師御真筆となん

〔勅伝第十卷五段〕

○小松谷坊 正林寺

〔前出〕

本堂円光大師之尊像

此御影ハ御自作にて、本讃岐国にありけるを、由緒ありて、新黒谷の別院法春庵にありける。夢の告ありて、当寺の本尊とな

らせたまふ。此御房より流され玉ひしに、讃岐国にての御作の御像かへりて此寺の本尊とならせ給ふも、おもえばありがたき事ならずや。

左脇八月輪禪閣の御像

此御像ハ本九条殿の宝庫にましましけるを、当寺に御安置ありしとなん。

右脇ハ鎮西上人の御像

此御像の腹内にハ御骨を納めらる。

当寺ハ小松の内大臣重盛公四十八の灯籠を掲られし、灯籠堂の旧地なるが、いく程なく九条殿の御領になり、彼御別荘と聞ゆ。よつて小松谷の御坊と称して、元祖大師此殿の御堂におはしましける。千とせふる小松のもとをすミかにてと、詠じ玉ふも当御坊にての事となん〔勅伝第三十三卷三、四段〕

○滝山寺 阿弥陀堂 洛東清水奥の院

〔勅伝十三卷三、四段、印藏の滝山寺不断念仏始修及び能信のことを引用〕阿弥陀堂の常行念仏と号する是なり。

○靈鷲山靈山寺 元祖大師念仏堂 洛東正法寺の山の下旬忽門の外、東へ十間余り、近年新道改るの外

円光大師尊像

当寺にて三七日の間別時念仏御修行あそべされし時の御真作也
同御廟塔 御遺骨を納め奉らる。

〔勅伝第八卷四段〕

○八坂引導寺旧跡 洛東山

〔勅伝第十卷四段〕

○勅願所熊谷山法然寺 京都寺町後小路「前出」

本尊円光大師尊像 御真作を安置せらる

熊谷入道蓮生法師（略）建久六年旧里に帰らんとしたるとき、願はくハ御肖像を得て常隨の想をなさばやと懇請申されければ、大師五十三の御時、作り置せられし御像を賜ぬ。蓮生よろこびのあまり、自負奉りて、東国に下り後かさねて上洛し、錦小路東洞院に一寺を建立し、尊像を安置し熊谷山法然寺と称せる即今の当寺なり。

伏見帝正応の年間、御惱おはしましける時、御夢に一人の高僧来て奏すらく、我は法然とて洛の東南に住せり、君願くハ、今より専修念仏の行者とならせ玉ハバ、御惱も自平癒せんと。帝御夢さめ給ひて、東南の方を尋させられしに、是は定て法然寺の大師の御像ならんと人々奏しければ其御像を勅請ありて觀覽あるに、御夢に露たがわざりければ、御信仰のあまり、念仏おこなわれけるに、御惱忽に御平癒をさせたまふ。叡信益厚（略）勅しての玉ハく、末代衆生の往生は、皆此像の恩徳にあらずや、ここに來りて拜する輩ハ悉く往生極樂の衆生なるべし。さらバ爰ハ即極樂なりとて直に宸翰をもて極樂殿と御額を賜りぬ。
百六代後奈良帝百七代正親町帝ミナ御帰依ふかくして、忝も勅願所の繪旨にも法然寺は元祖勸請旧跡専修念仏の靈場なるよしありて、寺号山号の額賜ける。

○誓願寺 京都寺町三条「前出」

開山堂に円光大師尊像を安置せらる。

坐像式尺余西山聖達上人の作なり。聖達上人ハ善惠上人の弟子一遍上人の師匠なり。

開基は惠隱法師十余世の後、藏俊僧正、元祖大師の法徳に帰入し浄土宗になり、大師を中興開山とし給ふ云々。

○禁裏御内道場 清浄華院 京寺阿彌今出用部 浄土鎮西四箇本山の隨一〔前出〕
本堂にハ円光大師御真作四十二歳の尊影を安置せらる。

当院往昔ハ慈覚大師の開基にして、天台宗なりしが、保元年中の比後白川の法皇元祖大師の盛徳を感じ給ひ、当院の寺務を命じ給ふ。是によつて元祖大師を浄土宗の初第一世とし、中興は第五世向阿上人なり。

此上人 元は三井國成寺の住持 浄土功徳院 (略) 真如堂に詣で通夜し給ふに、彼堂の本尊老僧の現じ給ひ、嵯峨清涼寺の釈尊修行者と現じ給ひて(略) 御閑談ありし一夜の法門を、くハしく記録し帰命本願抄と名づけ給ふ。また其後嵯峨清涼寺に詣で、一七日參籠ありしに、まのあたり仏勅をうけて、以前の法門にもれにし事どもを述作し給ふ。是を西要抄、父子相迎と号し、都合三部七冊の抄となる(略) 此書によつて古今の貴賤道俗男女利益をかうむり安心決定せられしもあまたなりとなん。実うやまふ事仏経のごとしとあるもむへなるかな、仰て信ずべし。

○勅願所功徳院 知恩寺 洛東北 浄土鎮西四箇本山の隨一〔前出〕
御影堂 南

中央ハ元祖大師御年四十三歳御自作の尊影坐像三尺ばかりなるを安置せらる。東の脇檀に勢観上人の尊像安置せらる。往昔加

近世における法然上人遺跡巡拝について

茂の神宮寺にして亦かもの河原屋と称し、慈覚大師の草創なり。然るに中古彼神職を司人、元祖大師を貴ミ請じて、河原屋に住なさしめけるが、御滅後に御弟子勢観房源智上人もここに住し給ふ。よつて上人先師の影堂を営て、深恩を報ずるの志を専とし玉ひ知恩寺とあらためらる。

後醍醐帝の御宇元弘年間に疫疾大に流行しけれハ(略) 百万遍の念仏勤行ありしかハ、疫疾たちまちに退て、天下安堵のおもひをなす。帝叡感のあまり、寺を百万遍と号すべきよしを宣下し玉ひ、大念珠 并ニ 官庫秘蔵の弘法大師の真筆利劍の名号を賜りけり。(略) 当寺の靈宝(略) 此名号をもて第一とし、例年正五九月十六日ごとに、これを祈禱殿に安置し百万遍念仏を修行せらる。〔勅伝第四十五卷一段〕

○紫雲山 金戒光明寺 洛東東谷 浄土鎮西四箇本山の隨一〔前出〕
本堂本尊

元祖大師の影像を安置し奉らる。初めの尊像は焼失ましませしかバ、安芸国生口嶋御寺村光明三昧院に大師御自作の尊像これありけるを、慶長十四年の比台命によつて、国主福島正則侯へ迎達せられ、彼院より当寺へ遷座なし給ふとなん。

勢至堂
元祖大師の御廟塔なり。則台座下に御遺骨を納め五輪の石塔あり。

〔勅伝第三十九卷四段、法蓮信空の諷誦文を引用〕 此中に白河の禪房といへるハ、正しく今の新黒谷なり。(略) 大師御往

生の後は、信空上人より黒谷の御庵室より、この白河の禪房に通ひ住れければ、いつとなく白河を新黒谷と呼ならひけるとなん。是其白河の禪房の名改て新黒谷大師在世に新黒谷の名あるにあらざると呼由縁なり。

紫雲石 山上にあり

此禪房のほとりに一の巨石あり、大師一時此石上に坐し、西に向て念仏し玉ふに、石の元より紫雲騰涌し光明赫々たり。是本願念仏の化導此所におこるべきしならんと欲喜し玉ひ、遂に一字を結びて閑居念仏し給ひ遺跡なれば云々。

当寺（略）大切の重宝ハ世に知る一枚起請文なり。毎年御忌中正月廿三日、また六月廿五日虫干の日は、参詣のものへおがませらる。

○善喜山法然院 万無寺 洛東郷谷 村名ハ鹿ヶ谷と書すれども寺の
（前出）ミ除地となりし後郷谷と書す

本尊阿弥陀如来坐像（略）即住蓮房安樂坊六時礼讃修行ありし時の本尊なり。久しく村民の家に隠れ給ひしを、中興の万無大和尚こひ請、本尊となし給ふとなん。仏天蓋蓮座九重台宝幢に至るまで当麻曼陀羅やうをうつし、彩色あざやかにして、莊嚴もつとも美麗なり。曼陀羅やう木像の始とかや。

当院ハ元祖大師の開基にして、住蓮房安樂坊六時礼讃修行ありし所なり。

○聖來迎山 禅林寺 永観堂 洛東 浄土宗西山流本山
無量寿院（前出）

祖師堂には善導大師、円光大師、西山上人の三影を安置せらる。〔勅伝第四十卷三段、静遍の伝を引用〕かかる深き因縁により

て元祖大師摩頂の尊像（略）安置し、亦塔廟を築て報恩を謝し、大師を当山の前一世（略）とうやまひ、終にハ当山を西山善恵上人に附属し給ふとなん。また善恵上人上足の法興上人に附属ありし時、大師の御遺骨を塔廟に収め給ひしとぞ。

○華頂山大谷寺 知恩教院 洛東 浄土宗惣本山

御影堂

須弥壇中央に元祖大師を本尊となし奉らる尊影は、熊谷入道蓮生法師の護持にして、後浄嚴坊宗真上人施主として再興ある大師ミづから四十八度開眼なし給ひし尊影なり。前の尊影は、十二世誓阿上人霊夢を蒙り玉ひ、当麻奥の院へうつし安置し給ふ。

元祖大師御廟 同山上にあり
其構造重なり

二尊院の御骨を、勢観房源智上人わかつて納めたまふとなん、御廟の前に骨堂あり、浄土宗のもの必遺骨を此所へ納むべし、なんぞはる／＼と他宗の山に納むべきや。

抑元祖大師の御廟に詣するものには、蓮華一茎をあたふべし、是往生人の教に入べきしなりと。此事あまねく人にしめすべしとの御霊夢によって、其頃まことをいたしあゆみをはこぶものもおほかりけり。よつて賜蓮窟ともいふとかや。当山へ詣する人は往生結縁のため、御廟堂へはかならず参詣いたさるべし。

〔勅伝第三十七卷四、五段、上人往生の記を引用〕
釈迦如来世に出玉ふは、偏に一大事因縁をしめし給へんがためなり。此一大事とは則往生の事なれば、元祖大師知恩教院にし

て寂を示し玉ふ、浄土根源の御遺跡なる故、浄土惣本山とうやまはれ玉ふも、是自然の道理ならむ。仰で信をとり拜あるべし。当山に御靈宝数多有中に、大師御牙の御影と申が、最上の御重宝なり。御牙のかたち自然と座像の阿弥陀仏とならせたまふ。はじめへ元祖大師の御像なりしが、中頃は勢至菩薩とならせ玉ひ、今はらほつ白毫まできざめるごとく定印をむすび給ふ如来なり。ある和尚の物語に、五百年の御忌までは、勢至菩薩の印をむすび玉ひしなれど、五百年の御忌の頃より定印をむすび、阿弥陀如来とならせ玉ふとうけ給る。愚按るに、当寺第十二世誓上人前の御遺像の靈夢に、我本地は当麻の曼陀羅なり、彼地へ移すべしとの御遺告、此御牙の御影に符合して、誠は本地身阿弥陀如来なる事分明なるに、衆生濟度のため、我本地身大勢至菩薩と、一段位をおり給ふも、大慈大悲不可思議の御方便ならむぞかし。

五、遺跡寺院の宗祖像及び宝物の信仰史的意義

遺跡巡拝は、靈沢や愚仙がのべているように、「吉水大師に今日に値偶し奉り」（「口称一行巡拝記」）「此像に値偶し（略）対面の思ひにて給仕」（「口特一行巡拝記」）をなす宗祖値偶の宗教行為であった。宗祖の像または遺物に接し、報恩の誠を捧げ、口称の一行に徹すること巡拝の本義があったから、案内記においても前記の如く宗祖像や宗祖遺跡たるの「しるし」を記述することに重点が置かれているのは当然である。

近世における法然上人遺跡巡拝について

しかし右に紹介した二つの案内記から、巡拝の対象となった宗祖像や由緒の標である宝物などを概観すると、いろいろな名称と縁起をもち、バラエティに富むそれらも、伝承上いくつかの類型に帰納できるようである。先ず宗祖像をみると、(A)法然上人ご自身一代の顕著な事蹟に関連して、年齢がはっきりと伝えられているもの、(B)明確な年齢は伝えられていないが、顕著な事蹟とほぼ同一時代の法然上人像と伝えられているもの、(C)法然上人に帰依した著名僧俗などとの関連をもつて伝えられてはいるものの、法然上人の年齢をはっきりと示していないものなどに分けられる。

(A)に属するものを挙げると、法然上人の生涯でまず顕著な事蹟は出家であるが、このときの像と伝えるものが、(1)大阪生玉光正寺の「叡山登壇受戒の御尊影」である。この像は、出家が父の遺言と関係があるとみて、時国の遺書の反古でつくった張子の像であるとの伝承もっている。次に逸することのできない事蹟は立教開宗であるが、この開宗時の四十三歳の尊影と伝えるものに、(2)美作誕生寺の「大師四十三歳の尊影」、(3)参河岡崎源空寺の「四十三歳の御自作・円光大師尊像」がある。また(4)京都寺町法然寺には「大師五十三の御時、作り置せられし御像」が安置されている。五十三歳の時の事蹟については何も物語っていないが、恐らく開宗後十年の年時ということに意味を持たせたのであろう。史伝によれば、五十三歳前後に平重衡への説戒、大原談義などがある。文治二年の大原問答のときの御影と伝えるものもある。(5)四天王寺西門念仏堂の「雛形の尊像」がそれであって、俊乗房重源が大原問答後「心にねがふしなありて、大師の尊影をミづか

らうつし奉り、唐へ渡たる時も笈に入奉りて、大仏殿勅化をもせられしものと伝えられている。さらに(ハ)奥州仙台領往生禪寺に「円光大師七十一歳御自作の寿像」がある。この像は金光上人に授与され、真似牛濟度の伝承をもつものである。また(ト)紀州大川報恩講寺には承元二年御自刻の「専修念仏啓運の御影」なるものがある。勅免の宣旨下って大浦へ着船、教化の時に「形見を遺し置べし」とてつくられたと伝える、七十五歳の上人像である。

なお年齢を明示して伝えてはいないが、配流と関係があるので、年齢も自づと推量できる像に、(イ)安芸生口嶋安置、黒谷金戒光明寺遷座の「円光大師血たれの尊影」がある。この像は如念尼公の要請で讃岐左遷中の法然上人が「自影像を刻み玉」うたものと伝えられている。同様に(ロ)塩飽引接院に「大師名残の御影」があり、これは西忍へ授与された画像という。また(ニ)高砂十輪寺の「御自画」の「讃州宝瓶の御影」は、讃岐生福寺に止住の折、綾川の流に映じた頂上に宝瓶の顕われた御姿で、後柏原帝の御宇に堺長泉寺開山十万人上人が生福寺よりこの尊影を乞請け、ここに安置されたものと伝えている。また(ホ)住吉一運寺の尊影は勅免の砌逗留されたときの「苦海濟度重誓海上安全御祈願の御真筆」という。(ヘ)西成源光寺の「旅装の尊像」は、左遷後勝尾寺入寺の道すがら止宿の折、湛空上人が刻まれたものと伝えている。また(セ)粟生光明寺の尊影は、母堂秦氏よりの消息の反古を以て、正信房を扶助として「上人手づから張せ給ひぬる真影、遠流の時船中の御作」であるという。以上の諸伝承は、みな尊影製作の年時を示すと同時に、その時のお年の御影が留められているとの立場で物語られている。

次に(ク)に属するものとして、(カ)伊勢天機院の大神宮へ「御参籠の御姿」、(キ)大坂大念仏宗観音寺安置の「大師直作の目想観の時の等身の御尊像」、(ク)摂津桑津見性寺の「月影の御真影」、(ケ)松坂樹敬寺の「大師の直作雛形の御影」などがある。天機院の尊像は、法然上人が浄土宗開発祈願のため伊勢の宗廟に一七日参籠されたときのものとして伝承され、観音寺、見性寺安置のそれは、四天王寺新別所参籠と関係づけて考えられ、樹敬寺の像は重源の大仏再建勅進と結びつけられているものである。

さらに(コ)に該当するものとしては、(カ)長伝寺の勢観房源智へ遣れた「水かがみの御尊影」、(キ)生玉銀山寺の寂空上人の木枕で作られたという「枕の御影」、(ク)黒谷青龍寺の法蓮房信空へ形見に遣わされた「鏡の御影」、(ケ)京欣浄寺の「記主禪師良忠上人のねんじ玉ふ元祖大師直作の尊像」、(コ)寺町法然寺の熊谷入道蓮生懇望の「御自作座像」、(カ)嵯峨二尊院の「足曳の御影」、(キ)当麻往生院の「御在世のとき桑原左衛門入道がねがひによりて、みづから彫刻開眼ありし御尊像」などが伝えられている。特に二尊院、往生院の像は世に喧伝され、周知のように歴史的価値の高いものである。

以上のように、種々の名称をもつ尊影が彫像或いは絵像または張抜像でつくられ、安置されているが、これらのほとんどが「御自作」「正作」「御真筆」「自刻」「自画」と考えられ、または形見に遣されたものと伝えられているところに重要な意味がある。法然上人自らの手で行われた真影であるが故に「此像に値偶し(略)対面」するの価値が発しているからである。宗祖を敬慕し、報恩の誠を捧げる

のは、「此像は我にことなら」ないがためである。ここに遺跡寺院における宗祖像の信仰史的意義が存する。

なお序ながら宗祖像の呼称例をみると、これまた幾つかに分類できるようにである。御影が真実の容姿を伝えているという立場から「水かがみ」の「鏡」御影という名称がみられ、また教化の際形見に遺されたという意味あい「名残」の名称がつくもの、生身に異ならないことを強調した「血たれ」などがあった。また形態の大小によって「雛形」「等身」の尊像、安置の状態によって「御腹ごもりの真影」（高松法然寺）という例もあった。なお「満月輪の尊像」（専修院）のように、図柄によって名づけられているものもある。「雛形」というのも単に小さいというだけではなく、御姿をありのままに小さくしたとの意であるから、御影の呼称についても「生身の法然上人に異ならない像」ということが強調されているのが知られる。

次に「由緒とすべきしるし」についてみると、圧倒的に多いのが「名号」である。これは高僧の名号を尊貴として崇める傾向の強い近世の時代相を反映しているからであろう。この名号も、影像の場合と同じく、いづれも真筆と考えられ、その真筆を刻した名号石についても、これまた影像と同一の尊崇を集めている。

名号の名称については、(A)その土地に因んで(イ)一心寺の「難波名号」、(ロ)源空寺の「参河名号」、(B)形容によって(ウ)欣浄寺の「日の丸名号」（「日輪の名号」とも云う）、(エ)専称寺の「爪形名号」（石）、(C)効能に基づいて(久)美浜本願寺の「雨除の名号」などがある。このほか法然上人の名号を伝えるところに(ハ)福生寺の「真筆名号」、(ト)超

善寺の「うつせみの名号」、(フ)紀州野上庄法然寺の「真筆名号」碑、(カ)兵庫筑島墓所中の「六字宝号」碑、(ク)蓮華王院内の「六字宝号」石塔（法然塔）、(ケ)知恩院の真筆「宝の御名号」などがある。

これらのうち詠歌を付して伝えられているものがあり、例えば一心寺の「難波名号」は「阿弥陀仏といふより外ハ津の国のなにはのこともあしかりぬべし」の詠吟が名号のかたわりに書かれ、知恩院の「宝の御名号」には「死して後我身にそゆるたからには南無阿弥陀仏にしくものハなし」の御歌が詠まれたという。久美浜本願寺の「雨除の名号」も「弥陀たのむ人ハ雨夜の月なれや、雲はれねども西へこそゆけ」に因んだものであった。

なお名号碑の場合、治病の俗信を集めたものがあるのに注目される。紀州野上庄法然寺の「元祖大師御真筆六字御石碑」は、子供に瘡ができたとき、この名号碑に祈願し、杓でまじないをすると奇瑞あらたかであると近辺の信仰を集め、摂州兵庫筑島墓所中の「円光大師六字宝号」も、この名号碑に願をかければ成就まちがいなしとて、尊信を受けていた。これなどは江戸時代における遺跡寺院と地域社会の結びつき、名号に対する民間信仰などの様態が知られて興味深いものがある。

名号のほか、法然上人の遺物と伝えるものに(イ)撰津阿弥陀寺の「山越の鉦」、(ロ)紀州大川の「百万辺の大念珠」、(ウ)知恩寺の「松蔭の硯」(ウ)清浄華院の「星念珠」、(エ)金戒光明寺の「一枚起請文」などが「由緒のしるし」として挙げられている。山越の鉦は法入房へ遺されたものといひ、紀州大川の百万遍念珠には「御真筆の六字宝号」が添えられ、松蔭の硯は周知の如く平重衡より「大師へ御布施物」であ

る。星念珠は「大師の御所持」と伝えられている。

六、遺跡周辺地域における法然伝承

右の宝物のうち、地域的に念仏信仰をひろく集めた伝承上の遺物は
大川の百万遍の念珠であり、これは法然伝承としても注目される。こ
のほかにも遺跡周辺地域に法然伝承が遺っている例があるが、そのほ
とんどは流罪地およびその途次における土地に見受けられる。法然に
まつわる地域的伝承の代表的なものを挙げると(イ)丸亀城下光明庵の
「榜堀の井」、(ロ)滝宮牛頭天皇并ニ天満宮の「円光大師御教授当国念
仏踊、(ハ)摂州兎原郡味沼村の「処女塚」(ニ)同脇浜の「はうねんぼう、
あまばらし松」、(ホ)姫路そうじや明神の祭などがある。それぞれ江戸
時代の民俗伝承であるので案内記の原文を紹介しておこう。

(イ)榜堀の井

此浜至て水に不自由なるにつけ、元祖大師諸人のために舟の榜かにて
ほり玉ふに、清水涌出しとなん、井戸の辺りの立石に、南無は船、阿
弥陀のかいでほる清水、すえの世までも仏ぶつと涌く、かく彫付てあ
り。此井戸海辺近く、ながれ河のはたゆ多、汐満くれば井戸を包くら
ひなれば、満くる汐はしほはゆく、井水ハ誠に清水なり。古き記にハ
塩飽の浜辺と有、あやまりなり。「愚仙、口称一行巡拝記」

〔参考〕当国塩飽のはまべにむかし高はし入道さ大師の貝堀の井戸とい
ふ有。是ハその昔、此はま、水に不自由のよし聞給ひ、貝がらを
持てほり給ふ、清水わき出る。御詠歌に南無の井戸阿弥陀の貝で
ほりぬれば、水ハたえせず、いづもだぶくと口ずさみ給ふ。

〔霊沢、聖跡巡拝案内記〕

海浜における清水の井戸に関する伝説で、愚仙は霊沢の案内記が誤
記して、丸亀城下にあるのが正しいとするが、実地踏査の点では
霊沢の方が全般的に正確度が高いようなので、このような伝承は塩飽
にも丸亀にもあったのではなからうか。井戸を掘った道具に樫と貝の
違いがあるが、涌き出る清水と念仏とが結びついた伝承である。

(ロ)滝宮牛頭天皇并ニ天満宮

円光大師御教授、当国念仏踊の由来を尋に、往古滝宮牛頭天皇は、
那河郡真野村に勧請ありしが不動堂の神の告によりて、今の綾の郡に
遷座なし給ふ。然に承久の比、真野村の社人浅倉権正并ニ狩人山上
三左衛門に、天皇の御告あり、土佐国畑寺と云ふ所に、法然上人教
給ふたうとき念仏おどりあり。汝等伝来り、我神前にして踊なば、
農作牛馬を守護すべしとの御告によりて、兩人土佐国畑寺にいたり、
念仏おどりを伝受し帰り、七月七月初て不動堂にて集会し、夫より
滝の宮へ参り踊しが最初なり。其後追々に村数加り、多人数に相成
につけ、前後の争論もあるによりて、今は三つにわかつて年番廻り
になり、七ヶ村念仏、北条念仏、羽床念仏と分、頭組として、御領、
高松領、丸亀領の百姓、人数おほく集り、当国の念仏踊におゐては、
まことに仰山なる事なりとぞ。掬毎歳七月七日、先規の別格により
て、不動堂にて惣寄合し、諸事談合し、同月十六日筈ぞろへあり、
夫より十八日、池の宮、新日の宮、春日の宮、廿一日五条の宮、廿
三日金昆羅、廿五日滝の宮天皇、并ニ天満宮とおどるよし、其外に
も踊る神社もあれば略す。

但し念仏踊ハ真野村が発起なるゆゑ真野村の
旧記をうつし行列のあらましを左に示す。

一、六字名号の幟 式 本 地里に名号、白あり、是を社面のほりと称す

一、同六字名号幟 二十一本 地里に名号染あげ、是を白のほりと称す

一、鉦 四本 一、長柄鐘 四十三本

一、地踊 五十六人 一、鐘打 五十六人

一、螺吹 二人 一、関鐘打 二人

一、市鐘打 二人 一、笛吹 一人

一、太鼓打 一人 一、鼓打 二人

一、小踊 六人 一、棒振 一人

一、長刀振 一人 社人氏會權正役、古来より其の狼籍者あれば打すてのよし

一、下知 一人 山上三左衛門役

地おどり鐘打百十二人。黒十徳に下袴着用す。其外へこの装束村々の定ありて着すとなん。また花笠笠笠箆箆村々に定ありて新規は相ならざるのよし。其外村々より出勤役付定あれど、繁によりて略す。念仏踊はやしかた

初 南無阿弥ドウヤ

二 南無阿々弥ドウヤ

三 南無阿弥ドン／＼

四 南無阿弥ドウヤ

カケ合

ナツバイドウヤ

真中に唐団たうだんを持、山上三左衛門一人下知をなす。また小おどり六人、太鼓打一人、進退駆引下知の団だんにつくなり。かわの市鐘は人数多く、皆中の関鐘の差引につき、市がねをうち指図するなど、堅く定あり

近世における法然上人遺跡巡拝について

て甚事むつかしき念仏大おどりなり。是によつて近国より参詣のもの甚多く、別して廿三日金毘羅山の当日ハ、人数中々はかりがたき程群集することなん。

但し不動堂ハ東七ヶ村寄合場所、法然堂ハ西七ヶ村の寄合場所にて、おどりハ法然堂の前の宮にてもあるよし。此念仏踊に付てハ、浅倉権之正と山上三左衛門の両家、古来より相統仕来のよし。

これによると、土佐国畑寺に伝わっていた法然上人伝授の踊念仏を、承久のころ那珂郡真野村の社人浅倉権正・狩人山上三左衛門が滝宮牛頭天王の霊告により滝宮に移したとの起源伝承をもち、文化の頃には七月七日不動堂での惣寄合、同十六日笠揃え、同十八日池宮、新目の宮、春日の宮、同二十一日五条の宮、同二十三日金毘羅山、同二十五日滝の宮天王及び天満宮での踊りというように目を追つて各地の社で盛大に行なわれ、特に廿三日の金毘羅山での踊りには大群衆が集まつたという。参加の村方も多いので三つに分けて年番廻りとし、七ヶ村念仏、北条念仏、羽床念仏と分け頭組として、これに高松領、丸亀領など百姓が参加した。また東七ヶ村の寄合場所は真野村の不動堂、西七ヶ村のそれは西那珂郡宮田村西光寺法然堂(法然上人別記)であった。案内記の文中に引かれている真野村旧記は抜書であるが、行列の次第を示し、また囃子唄を留めていて甚だ貴重である。

この踊念仏に関する宗内の史料としては、愚仙の案内記より約半世紀前に著わされた知俊撰述の『加才浄土論余暉鈔玄議』がある。もとより註解の部分で滝宮の踊念仏のことに少し触れてある程度に過ぎないが、その第三に「誠哉曾我開山、讃州左遷時、居三千小松庄、今金毘

羅是也、讃州滝宮、七月二十五日踊念仏、鉦鼓七十挺或説云八十五挺亦同国大川
 請雨之節踊念仏、以於鉦鼓三十挺祈禱、則願無不成、此大川、尋
 於本地、則弥陀也、此本地仏、今也為乎仏生山」とある。この文面
 からは滝宮の踊念仏が法然上人の教授によるとの伝承が存したか否か
 不明であつて、管見では「念仏大おどり」を「円光大師御教授」とす
 る書物は、愚仙の案内記が最初である。

滝宮の念仏踊の発生について、法然上人とは伝えず、菅原道真とす
 る伝承もある。安政五年に成立した『西讃府志』は道真がなくなつた
 二十五日に滝宮で舞門をなして祭り、俗にこれを滝宮躍と称し、また
 近時の地誌類では道真が讃岐に国司在任中、旱魃に苦しむ民のため祈
 雨したところ、沛然たる降雨を見たので土民は雀踊し、これが慣例と
 なつて踊念仏を伝え、毎年七月二十五日滝宮天満宮で行われたとし、
 またこの念仏踊の発生に関する伝承の主人公は、近時に至つても一方
 は法然であり、他方は菅原道真であるという（平祐史氏「民間に伝承
 する法然上人」仏教文化研究十一号）。恐らく滝宮念仏踊が二十五日とな
 っているのは天満宮の関係からであろうが、二十五日はまた法然上人
 の忌日でもあつた。滝宮念仏踊の発生に法然上人が関係をもつ一因も
 ここにあつたであらう。

この踊が名称の通り、念仏踊系統のものであることは愚仙の案内記
 から明瞭である。愚仙の記事によれば、「我神前にして踊なば、農
 作牛馬を守護すべし」との牛頭天王の告げがあるように、また平祐史
 氏が指摘されるように雨乞踊の性格がみられるので、農耕と結びつい
 た念仏踊であることは明らかである。しかし観点をかえて発生伝承の

主人公について見ると、法然上人と菅原道真の二つがあり、その新古
 についてはにわかには決め難いが、いずれが古くても、七月七日から始
 まる一連の念仏踊であり、特に滝宮念仏踊の場合、その伝承上の主人
 公がどちらであつてもその忌日に催されることは、その霊を慰める念
 仏踊である性格が極めて濃い。この念仏踊の発生に関する主人公の伝
 承をこれら念仏踊を行なう各地ごとに詳細に調べた上でないと云えな
 いし、また起源伝承も多発的な面があつて一律に云えないが、この滝
 宮念仏踊だけに限定しても主人公に関して両様の伝承があるというこ
 とは、伝承上の主人公に入れ代えがあつたことを意味する。天満宮と
 いうところから菅原道真の方が古いとするならば、法然上人に有縁の
 地なるが故に、いつしか道真から法然上人にかつたものであらう。
 伝承は主人公をかえることによつて自ら再生産するものであることが、
 この例によつて知られる。

(1) 処女塚 (2) ほうねんぼうあまばらし松

むかしあしやのさとに、ひとりの娘もちしものあり。其むすめの名
 を菟名辰処女といへり。二人のおのこありて、むことならんとあら
 そひ、そのおふな生田川へ身をなげ死しぬ。そのじせいの歌に、す
 みわびぬ、わが身なげてん津の国の生田の川ハ名のミなりけり、二
 人の男もともに身をしづめぬ、おのこ二人のつか女の塚の東西にあ
 りおのこ十八でう此念んぎ世につたへしるごとし。しかるに其もうしうの
 れいこん火の魂となり、東西よりとびきたりて、おとめのつかへか
 よふ。此火魂にあふ人ハ氣をとり失ひ、ふるひつきわづろふ。元祖
 大師、敏馬の浦へ、ちやくがんありしおりから、里人このことをか

たりなげけば、あわれとおぼしめして、一夜とどまり、とふらひ給へば、それよりながくいでず。數百年のもうしうまよひはれて、とくだつせしものか。此はまべにこめめのおらをも今わきのほまといふはうねんぼう、あまばらし松とて一ちう傘のごときあり、これハ大し(簡)此所へ船よりあがり給ひ、松のこかげに立より御あしすかせ給ふあしあらし其ところに、富松左衛門といふ郷士あり、大しへき多したてまつり、御弟子となり、すなわち法入坊と名づけ給ふ。是によつて此松のほとりに、いほりをむすび、ねんぶつしゅぎよう、おこたらず、わうじやうとげぬ。今其きうせき、裁松山阿弥陀寺といふ。

男女の妄執を法然上人が晴らされたという塚をめぐる伝説であり、靈松についての伝承である。前者はさまよえる亡魂が旅の念仏聖によつて救われるという中世以来の主題そのままであるが、この地が法然上人の配流の途上に当たつたがために、普通名詞的な念仏聖が具体的に法然上人となつたものである。法然上人がその土地と関連を持ちうる伝承上の因縁に興味深いものがある。

附そうじや明神の祭

ひめぢのじょうか、侍町そうじや明神の社あり。是にまいねん、七月十三日と十五日まで、祭のせつ、のうみんうちこあつまりて、たごうちはやして、すつほこでんや、ほうでんやといふ。このはやしのことばハ、むかしぐわんそ大し、けんゑいのころ、さんしうへはひるのせつ、とうこくたかさごへつき給ひ、けやくありしおりから、此へんの土民大師へねがひ、この野中に大池あり。それに大なるすつほんすみて、まいねんまいねん人をととり、わざはいたへず、ねが

近世における法然上人遺跡巡拝について

わくハ御しめしたまへとあれバ、大師あわれにおほしめして、其池のあたりへ行給ひ、十ねんの御めうごうを書、いけへなげいれ、三(編)きをさづけ給ふより、なかくすつほんのがいやミぬ。すなわち其池をうめて、やしをたつ、そのいけのあと、今のしばはらなり。土民よろこびて、まつりのはやしに、すつほんでるな、法然ぢや、といふてはやしよろこびしを、後にいいあやまりしなり。其いけのあと、今のそうじや明神のミヤのまへ、まろきしばはらなり。

姫路城下総社明神(姫路市本町)の盆の祭礼における「すつぼこでんや、ほうでんや」という囃子言葉に関する伝承であつて、法然上人が付近に害を与えていたすつぼんに名号と三婦を授けられたので被害がなくなり、喜んだ住民が法然上人の立場で「すつぼんでるな、法然ぢや」とはやしたのが訛つたと伝えるのがその要点である。

ところで右に云うように「ほうでんや」が果して「法然ぢや」の訛したものであるかどうか疑問が残る。というのは播磨の名刹斑鳩寺に、本尊開帳の際や臨時の場合にのみ行なわれる法会に「法伝哉」と称する儀礼がある。寺内に群集する多勢の信徒が「法伝哉法伝哉法伝哉」(仏法伝わる哉の意)と謡ううちに会式が進められるからこの称があるからである。この法伝哉を勤める村は附近の福田村、牧方村、東保村、東南村に定つていて、前三村は聖徳多子の御旗を担ぎ、後一村が物部守屋の旗と伝える栴檀紋のある旗を担ぎ、太い竹竿の先きにつけて講堂の周囲を三度まわり、太鼓、鐘を鳴して、法伝哉の掛声しつづ踊るといふ(魚澄惣五郎『班鳩寺と峰相記』)。「法然ぢや」が「ほうでんや」となつたのだと云われる「ほうでんや」が、言葉の上でこ

の「法伝哉」と関係のあることは確かである。

「ほうでんや」を「法然ぢや」とするのは牽強の感が深いが、ここでは法然を登場させてもそれが通じるといふ土地柄に注目されるのである。そしてまた先程の流宮念仏踊の場合と同様に、別の登場人物を得て古い伝承が新しく作り直されていくことに改めて関心が寄せられるのである。

以上、詳細な考察なしに若干の例を挙げたが、これらは江戸中期の地域にまつはる法然伝承のなまの資料として貴重である。かかる伝承を通して法然への信仰が根づいていることが知られる。

七、霊場巡拝の史的意義―結語にかえて―

霊沢の霊場巡拝が始められた宝暦の前後には、教団内にみられる煩瑣教学や形式主義に対する批判として、関通（一六九六―一七七〇）、厭求（一六三三―一七一三）、学信（一七二四―一七八九）などによって称名主義に徹しようとの運動がみられ、浄土宗史上注目されるべき時期でもあった。この称名主義には法然に還ろうとする性格があり、特に関通の如きは自らを「吉水正統、専修念仏勸進沙門」と云い、吉水の流れを正しく汲むことに価値を求めようとする向きがあった（拙稿「捨世の系譜―近世浄土宗における―」近世仏教二二三）。

愚仙が菩提寺の法然上人六百回忌取越法事で化益を蒙った徳本上人（一七五九―一八一八）もまた、一枚起請文を信仰の中心に置いて宗祖法然上人の専修念仏義を開闡しようとした人であった。愚仙が自著の凡例に「円光大師一枚起請文」を添えたのも、徳本上人の影響である

とみられよう。

近世に興った専修念仏昂揚運動のなかに、法然上人の霊場巡拝が主唱されていることは、遺跡巡拝の意義を考える上に大きな意味をもつてくる。霊場巡拝は、単に真宗の二十四輩や西国巡礼に刺激されて生じたものと片づけるものではなく、かかる信仰史的背景をもって必然的に生じてきたものであって、廻国巡拝の形を借りた還法然運動であったと云えよう。霊沢と愚仙の間に半世紀の隔たりがあるとは云え、一方は僧侶、他方は在俗隠者の身で遺跡を尋ねて、法然上人に今日に、値偶し奉り、口称の一行を實踐せんとする信仰運動を展開したことは、きわめて注目すべきことである。

〔附記〕編集部の要請で急ぎこの拙稿を草したので不十分な点が多い。特に案内記に出てくる法然上人御影や遺物、または法然伝承についての現況を確かめる余裕を持たなかったのは残念であるが、この点は他日を期したい。なお愚仙の『円光大師御遺跡口称一行巡拝記』は筆者所蔵本を用いたが、霊沢の『円光大師二十五箇所案内記』は藤堂恭俊教授の蔵本を借覧させて頂き、また案内記に又出くる遺跡寺院の現住所については、その大部分を同教授の「法念上人遺跡二十五箇所巡拝に關して」（東山学園研究紀要十八）から教示を得たので、末尾ではあるが感謝中上げる。

法然上人と平重衡（その一）

榊 泰 純

はじめに

「古典文芸に描かれた法然上人像の研究」の一環として、『平家物語』諸本に描写されている法然上人像をここでは扱ってみたいと思う。どのように描かれているか、を明らかにするのが本稿の中心であるため、煩瑣ではあるが、その全文を引用することになるし、それに私考を加えることになろうことを、まずお断わりしておく。筆者の視点がこのようなところにあるので、同材を使用して論じられた論文は多くあろうが、ほとんどそれらには触れないことになろう。別の機会に考えてみたい。

一 語り系五本の構成

『平家物語』には多数の異本があることは周知の通りである。これから整理していこうとするものは、そのうち、前期の本と考えられている諸本^①に、法然上人が、如何ように描かれているか、についてである。まず、語り系の本として、

法然上人と平重衡（その一）

- 。『屋代本』△貴重古典籍叢刊本▽
 - 。『平松家本』△古典刊行会本▽
 - 。『鎌倉本』△古典研究会叢書本▽
 - 。『覚一本』△日本古典文学大系本▽
 - 。『百二十句本』△高橋貞一校訂本▽
- の五本を取り上げ、増補系としては、
- 。『四部合戦状本』△斯道文庫本▽
 - 。『南都本』△古典研究会叢書本▽
 - 。『南都異本』△右ニ同ジ▽
 - 。『長門本』△国書刊行会本▽
 - 。『延慶本』△富倉徳次郎校訂本▽
 - 。『源平盛衰記』△帝国文庫本▽

の六本を考察の対称とした。一応整理をする基準に、一般に読まれていた『覚一本』を置いて、この本に描かれている記事を次のように分解して扱ってみようと思う。

(1) 平重衡が出家をことわられたこと。

(2) 法然上人に受戒を受けたいということが許されたこと。
 (3) 法然上人を請じたこと。
 (4) 平重衡の述懐。△その言葉を「A」として別稿に扱う▽
 (5) 法然上人の教化△その言葉を「B」として別稿に扱う▽
 (6) 授戒の模様。
 (7) 平重衡布施を奉ること。
 (8) 平重衡回向を願うこと。
 (9) 法然上人布施を受け帰ること。
 (10) 布施物の由来。
 この項目以外のものは別枠に入れて区別しておく。なお、句読点や「」を加えたことを断わっておく。

△屋代本▽	△平松家本▽
(1) 三位中将、土肥次郎ヲ召テ、 「出家ノ志有ヲバ如何スベキ」 院ト宣ヘバ、土肥次郎此様ヲ 九郎御曹司ニ申ス、御曹司、 院へ奏聞申サレケリ、「有ベウ モナシ、頼朝ニ見セテコソ、 法師ニモナサメ」トテ、御免 モ無リケリ、力及バデ、 (2) 「サテモ我世ニ有ツル時、	三位中将、土肥次郎向、「出 家為 思如何」宣、此由九郎 御曹司申、院御所奏聞、 「頼朝見 如何成、只今争 可赦」仰、実衡此由申、 「左有年来相知聖今一度対面、

見参シタリシ聖ニ後生ノ事申 合セント思フハ、イカニト 宣ヘバ、土肥次郎、「聖ハ誰 ニテ候ヤ覽」「黒谷ノ法然房」 トゾ宣ケル、サテハトテ、	後世事申談 思、如何可レ為」 宣、「聖誰申候哉」「黒谷法 然坊申人」「左有苦候」赦 奉、
(3) 法然上人ヲ奉レ請、	不斜喜、聖奉レ請、
(4) 三位中将、上人ニ奉ニ出合被 レ申ケルハ、「A」ト、申サ レケレバ、	泣々被レ申、「A」、
(5) △ナシ▽	聖人涙咽、須叟物不レ宣、良有 「B」教化為給、
(6) 聖人泣々頂斗剃テ、戒ヲゾ授 給ケル、	中将不レ斜喜、「此次戒持存 候、不レ仕ニ出家ニ叶候」宣 「出家為人戒持事、平常習」 額剃刀充、剃学、泣々十戒 被レ授、
(7) 其夜ハ上人留給テ、終夜、 浄土莊嚴可レ観様々ノ法文 共ヲゾ宣ケル、	△ナシ▽

ルトカレソ
名松陰申、

この両本を対照してみて、まず第一に明らかになったことは、『屋代本』に(5)がないことである。第二に(10)が流動していること、第三に(4)が『屋代本』にあること、第四に『屋代本』の(6)に問答のないこと、の諸点に相異のあることをあげることができる。この違いは他の本ではどうなっているだろうか。また同様に対照してみよう。

鎌倉本	覚一本	百二十句本
(1)三位中将、土肥次郎ニ向テ、「出家ヲ為バヤト思ハ如何可有」ト宣バ、此由ヲ九郎御曹司ニ申、院御所へ被奏聞タリケレバ、「頼朝ニ見セテ社、如何ニモ成免、只今ハ争カ可赦」ト仰ケレバ、実衡此由ヲ申、	三位中将、土肥次郎をめて「出家をせばやと思ふはいかがあるべき」との給へば、実平このよしを九郎御曹司に申す、院御所へ奏聞せられたりければ、「頼朝に見せて後こそ、ともかうものはからはめ、只今は争かゆるすべし」と仰ければ、此よしを申す、	三の中将、とひの次郎をめて「しゆつけの心ざしあるをばいかがあるべき」との給へば、とひの次良此やうを御ざうしに申、御ざうしんへそうもんせられけり、「あるべうもなし、よりとみに見せて後こそ、ほうしにもなさめ」とてゆるされもなかりけれ

(7)三位中将、「ウレンシカリケル善知識哉」ト悦デ、年来常ニヨハンテ、遊給ケル侍ノ本ニ、預置レタリケル、御視ヲ召寄テ、	御布施思、年来常御坐被レ遊侍許被ニ、預置ニ御視、知時為召寄、聖人猷、
(10)「是ハ故入道相国ノ宋朝ヨリ渡テ、秘藏シテ候シヲ、重衡ニタビテ候、名ヲバ松陰ト申名脊ノ硯ニテ候也、	←ハナシ
(8)御目ノ流ソ所ニ置セ給テ、御覽セン度毎ニ重衡ガ物ト、思召出テ後世訪ハセ給ヘ」トテ、奉給フ、	「是人賜候、常御目懸候如御置候、某物御覽候、毎度思食出、御念仏可レ候、御際御経一卷御回向候、可ニ助候」何度被レ申、
(9)上人是ヲ請取、懐ニ入レ、涙ヲ押テ出給フ、	聖人は取、懐入、外此返立不レ及、墨染袖高、泣々帰給、
(10)→ハナシ	此硯、親父入道相国、砂金多宋朝帝献給、返報思、日本国和田平大相国許、贈給、

	<p>「さらば年ごろ契たりし聖に、今一度対面シテ、後生ノ事ヲ申談バヤト思ハ如何為」ト宣バ、</p> <p>「聖ヲバ誰ト申候ヤ覽」</p> <p>「黒谷ノ法然房ト申人也」</p> <p>「左右バ苦フ候間士」トテ奉赦、</p>	<p>「わがざい世のときげんざんしたるじりに、ごしゃうの事を申あはせんとおもふはいかに」との給へば、とひの次良「御ひじりはたれにて候やらん」「くろ谷のほうねんぼう」とぞの給ひける、さらばとて、</p>	<p>ば、ちからおよび給はず、</p>
<p>(2) 「左有六年來相知タル聖ニ、今一度対面シテ、後生ノ事ヲ申談バヤト思ハ如何為」ト宣バ、</p> <p>「聖ヲバ誰ト申候ヤ覽」</p> <p>「黒谷ノ法然房ト申人也」</p> <p>「左右バ苦フ候間士」トテ奉赦、</p>	<p>「さらば年ごろ契たりし聖に、今一度対面して、後生の事を申談せばやとおもふはいかがすべき」との給へば、「聖をば誰と申候やらん」</p> <p>「黒谷の法然房と申人なり」「さてはくるしう候まじ」とて、ゆるしたてまつる、</p>	<p>「わがざい世のときげんざんしたるじりに、ごしゃうの事を申あはせんとおもふはいかに」との給へば、とひの次良「御ひじりはたれにて候やらん」「くろ谷のほうねんぼう」とぞの給ひける、さらばとて、</p>	<p>ば、ちからおよび給はず、</p>
<p>(3) 不斜喜テ、聖ヲ奉請テ、</p>	<p>中将なのめならず悦て、聖を請じたてま(ッ)て、</p>	<p>ほうねんしゃう人をしゃうじ奉る、</p>	<p>は、ちからおよび給はず、</p>
<p>(4) 泣々被申ケルハ、</p> <p>「A」</p>	<p>なくなく申されけるは、「A」、</p>	<p>三ひの中將いでむかひ奉り、申されけるは、「A」と申されければ、</p>	<p>は、ちからおよび給はず、</p>
<p>(5) 聖人涙ニ咽デ、須</p>	<p>其時上人涙に咽で、</p>	<p>ハナシ</p>	<p>は、ちからおよび給はず、</p>
<p>叟ハ物モ不宣、良有テ、「B」ト教化シ給へバ、</p>	<p>しばしは物ものたまはず、良久しうあ(ッ)て、「B」と教化し給ひければ、</p>	<p>は、ちからおよび給はず、</p>	<p>は、ちからおよび給はず、</p>
<p>(6) 中将不斜喜ビ、</p> <p>「此次ニ戒ヲ持者乎ト存候ハ、出家不仕シテハ叶候マジャ」ト宣バ、「出家セヌ人ノ戒ヲ持吏、平常ノ習也」トテ、額ニ剃刀ヲ宛、剃ル学ヲ為テ、泣々十戒ヲゾ被授ケル、中将随喜ノ涙ヲ流ヒテ、是ヲ受持シ給フ、上人モ万物哀ニ覚へ、搔鬪ス心地シテ、泣々戒ヲゾ被説ケル、</p>	<p>中将なのめならず悦て、「このつゝめでに戒をもたばやと存候は、出家仕候はではかなひ候まじや」と申されければ、「出家せぬ人も、戒をたもつ事は世のつねのならひ也」とて、額にかうぞりをあてて、そるまねをして、十戒をさづけられければ、中将随喜の涙をながひて、これを受けたもち給ふ。上人もよろづ物あはれにおぼえて、かきく</p>	<p>しやう人。なくなく。ただきばかりすり、かいをぞさづけ給ひける、</p>	<p>は、ちからおよび給はず、</p>

	す心地して、なくな く戒をぞとかれける、	
(4)ハナシ▽	ハナシ▽	その夜は、しやう人 とどまりましまして、 夜もすがら、じやう どのしやうごんをく はんずべきさまさま ほうもんどもをぞの 給ひける、
(7)布施ト思敷テ、年 米常ニ御坐テ被遊 ケル侍ノ許ニ被預 置タリケル御硯、 知時為テ召寄、上 人ニ献トテ、	御布施とおぼしくて、 年ごろつねにおはし てあそばれけるさぶ らひのもとにあづけ をられたりける御硯 を、知時してめしよ せて、上人にたてま つり、	三ゐの中じやう、「心 よかりけるぜんちし きかな」とよろこぶ で、としごろつねに おはしましてあそび 給ひしさぶらひのも とにあづけおかれた る御すずりのありけ るを、めしよせて、
(10)ハナシ▽	ハナシ▽	「これは、こにう道 しやうこくのそうて うよりわたしてひざ

法然上人と平重衡(その一)

	うして候ひしを、し げひらにたびてけり、 名をば松かげと申て、 めいよのすずりにて 候、	これに御めのかよは んところにおかせ給 ひて、御覽せんたび に、しげひらがゆか りとおぼしめしいだ して、ご世とぶらひ てたび給へ」と奉 り給へば、
(8)「是ハ人ニ賜候ハ デ、席ニ御目ノ懸 リ候ハン廻ニ御置 テ、某ガ物ゾカシ ト御覽セラレ候ハ ン度毎ニ、思食准 テ、御念仏候ベシ、 御隙ニハ、御経ヲ モ一卷御回向候者、 可然候ベシ」何度 ト被申ケレバ、	「これをば人にもた び候はで、つねに御 目のかかり候はんと ころにおかれ候て、 それがしが物ぞかし と御らんぜられ候は んたびごとに、おほ しめしなずらへて、 御念仏候べし、御ひ まには、経をも一卷 御回向候はば、しか るべう候べし」な (ン)ど、なくなく 申されければ、	しやう人これをうけ とりて、ふところに
(9)上人、是ヲ取テ懐 ニ納レ、外此ノ返	上人、とかうの返事 にも及ばず、これを	

亘ニモ不及、墨染ノ袖ヲ汚管、泣々飯給ケリ、	と(ツ)てふところにいれ、墨染の袖をしぼりつつ、なくなくかへり給ひけり。	いれ、なみだをおさえ、いで給ふ、
(10)此硯ハ、親父入道相国砂金多ク宋朝ノ帝へ献給タリケレバ、返報ト思敷テ、日本和田ノ平大相国ノ許ヘトテ、贈セ給タリケルトカヤ、名ヲ松陰トゾ申ケル。	この硯は、親父入道相国砂金をおほく宋朝の御門へたてまつり給ひたりければ、返報とおぼしくて、日本和田の平大相国のもとへとて、おくられたりけるとかや、名をば松陰とぞ申ける、	このすずりは、しんぶにう道しゃうこくしゃきんをおほくそうてうのみかどへ奉り給ひたりければ、へんほうとおぼしくて、日ほんわだの平大しゃうこくのもとへもて、おくられ給ひたりけるとかや、

このうち『鎌倉本』と『覚一本』とは、ほとんど同文であるが、一番新しいと考えられている『百二十句本』は、逆に一番古態を残しているといわれる『屋代本』と近い関係にある。(5)のないこと、(4)・(10)のあること、他と比べて(6)・(8)・(9)の短いことなど、字数ばかりでなく、文章もほぼ同じである。しかし、(10)の加わっているところは違っており、増補されたものと考えられる。『百二十句本』は、大部分が先祖がえりした本文を持った本だといえよう。

以上の五本を見た場合、『屋代本』と『百二十句本』、『平松家本』、『鎌倉本』と『覚一本』との二つに類別される。前者は、三位中将重衡の述懐を聞いてすぐ戒を授け、一夜留まって浄土の莊嚴を觀する諸法文をあげ論じている模様は、内容は不明であるが、構成からみると(5)の「B」に相当するものかも知れない。しかし、後者のように戒を授ける前に教化「B」がなされる、それも後に見るように、この重衡に対する説教が重要な地位を占めて来ると、(2)にある通り、受戒したいのだ、という構成上のポイントが、どこかへ行ってしまうことになるのではないか。「B」の説教を聞かせることに中心が移ってしまふように思われる。

註① 日本古典文学大系『平家物語下』の解説、P一六〇三七。

二 増補系六本の構成

前項の語り系と同様に、増補系の六本についても整理しておこう。増補系のうち初期に属する『四部合戦状本』と『南部本』、後期に分類されている『南部異本』と『長門本』、『延慶本』、『源平盛衰記』とであるが、それぞれ特異な変化をしているので、取り敢えず、三本ずつ比較してみる。

△四部本▽	△延慶本▽	△盛衰記▽
(1)三位中将亦合土肥次、「出家」言、御曹司達申御所申、	三位中将土肥次郎ヲ召テ、「出家セバヤト思フハ何ガ有ベキ」	中将又土肥次郎宣、「有出家之志此不可然」宣、眞平御曹

<p>院被^レ申、「計頼朝^レ、不^レ被^レ免」</p>	<p>ト宣バ、判官ニ此山ヲ申バ、院へ奏聞セラレケル、法皇「頼朝ニ見セテ後コソ、兎モ角モ計ラワメ」ト仰ケレバ三位中将、力及ビ給ハズ、</p>	<p>司^ニ申候、九郎御曹司中、義経院被^レ奏聞、「頼朝之許成法師、是^ニ争可^レ免」有^レ仰、此山中將中、中将々不^レ及^レ力、</p>
<p>(2) 「面呼^テ上人、後世申談、聞^ニ臨終作法^ニ言、「上人誰候」申、「黒谷法然」被^レ仰、</p>	<p>土肥次郎ニ宣ケルハ、「サラバ日比見参シタリシ聖候、今一度対面シテ、後世ノ事共ヲモ申バヤト思フハ、何ガ有ベキ」ト宣ヘバ、「聖ハ誰ニテ御渡候ラン」ト申、「黒谷ノ法然上人」トゾ宣ヒケル、「其上人ノ御事ハ実平モ知リ奉候、御対面安キ御事也」トテ、</p>	<p>「年来契^ニ僧、今一度会、後世事申談存候、何」宣、「抑上人誰申候」申、「黒谷法然上人」言、「左様上人、御対面候事、可^ト苦候」奉許、</p>

<p>(3) 請奉、</p>	<p>東山へ此山ヲ申ケレバ、「サル事アリ、ヤガテ行テ見参セン」トテ、八条堀川へ御座シ、</p>	<p>喜奉請^テ上人、</p>
<p>(4) 本三位中将、上人被^レ申、「A」被^レ仰、</p>	<p>三位中将、対面シ給テ、「A」ト申サレケレバ、</p>	<p>中将、泣々宣、「A」被^レ申、</p>
<p>(5) Aナン</p>	<p>上人モ涙ニムセビテ、シバシハ物モ宣ハズ、良有テ、聖人涙ヲ抑ヘテ、「B」ト教化シ給ケレバ、</p>	<p>其時、上人流^レ涙、暫物不^レ宣、有良久、「B」教化、</p>
<p>(6)</p>	<p>三位中将、ナノメナラズ喜ビ、「此次ニ戒ヲタモタバヤト存候ヘバ、出家セデハ叶候マジヤ」ト申サレケレバ、上人「出家セス人モ戒ヲタモ</p>	<p>中将、曇^ク流^ク隨^ク喜^ク之^ニ涙、而重被^レ申、「C」被^レ申、上人「D」被^レ申、中将返々、不一方喜、「犯^ニ大罪^ニ身恨、受^ニ人界^ニ於^ニ生^ニ、今度奉^ニ相^ニ上人^ニ而受^ニ</p>

<p>上人奉授^レ戒、</p>	<p>ツハ常ノ習也」トテ、額ニ剃刀ヲ当ルマネヲシテ、十戒ヲ授ケフ、中将隨喜ノ涙ヲ流シ受給フ、</p>	<p>此法事、今生思出、来世要路」喜、</p>
<p>(7) 年来通遊侍許有^レ雙^{ケル} 經箱召寄、覺^ニ御^ヘ 布施奉^上上人、</p>	<p>御戒ノ布施トヲボシクテ、年来通テ遊バレケル侍ノ許ニ預置レタリケル御硯ヲ召置テ、上人ニ奉ラル、</p>	<p>御布施自或所一詩貝招^タ硯箱雙紙鏡取寄、自取、</p>
<p>(8) 「是人不賜候、常被^レ御説之如被打置候、重衡物^ヲ被^レ思食出候、御念仏可^シ候」泣々被申、</p>	<p>「是ヲ人ニ給ヒ候ハデ、常ニ御目ニカカランズル所ニ置レ候テ、某ガ物ゾカシ、ト思召シ出サン度毎ニ、御念仏候ベシ、又御隙ニハ御経ヲモ一卷、御廻向候ハバ可然候」ト申サレケレバ、</p>	<p>「人忌信申事候、是御身置、被^レ御覽毎^レ度、念仏申、後世訪候」被^レ進、</p>

<p>(9) 上人濡衣神、雙^ニ經^ヲ 宮懐中、被^レ返、 。神一袖ノ誤カ。</p>	<p>上人是ヲ取テ、懐ニ入、兎角ノ返事ヲモ宣ハデ、墨染ノ袖ヲ貞押当、泣々婦給ヒケリ、</p>	<p>上人、「左承候」 泣々婦、</p>
<p>(10) ハナシ</p>	<p>件ノ硯ハ、親父入道相国、砂金ヲ多ク宋朝御門へ参ラレケレバ、返報ト覚シクテ、日本和田ノ平大將軍許ヘトテ渡サレケルトカヤ、名ヲバ松影ト申ケル、</p>	<p>ハナシ</p>

この三本を比較して、すぐ目につくことは一番古態を持っているといわれる『四部合戦状本』に(5)のないことである。これは語り系の『屋代本』にもなかったのと同じである。(10)が『四部合戦状本』と『南都別本』とにないことも指摘されるべき事柄である。

(6)の記述には大きな変化が認められ、『四部本』は『屋代本』よりも更に略体であり、事実のみを記している。『南部本』は『平松家本』『鎌倉本』『覚一本』に類しているが、法然上人が泣きながら戒を授けた、という文章を欠いている。しかし、『南都異本』のみは、

後に扱う三本とも相異して、どの諸本にもない記事を持っている。三位中将重衡は重ねて「C」という言葉を述べると、法然上人は「D」という説戒をなさっておられる。その後の重衡の言葉も他の本にはない。全体の構成からは変るところがないが、その記述には、この本のみ特異なのである。「C」「D」の内容については、別稿で分析し考察を加えることにする。

布施物として法然上人に賜われた品物は、「雙鷄箱」△四部本▽
「御硯・松影」△南都本▽ 「蒔貝摺タル硯箱」 「雙紙鏡」△南都異本▽と一定していない。

それでは、後期増補系の他の三本について、また前と同様に整理してみよう。

△長門本▽	△延慶本▽	△盛衰記▽
(1) 中将、土肥次郎に宣ひけるは、「出家の志あり、かくても然るべからず、出家の志はかりに」と宣ひければ、	三位中将は九郎義経の方へ「出家をせばや」と宣ひければ、「我は叶はじ」とて、院え被申たりければ、	三位中将は九郎義経の許へ、「出家をせばやと思ふは免し給てんや」と宣ひければ、「義経が計には
実平「御曹司にこそ申候はめ」とて、	「関東へ下して頼朝に見せてはそ、入道に成さんとも、法師	申入て、其の御左右に依るべし」とて奏聞あり、「頼朝に仰

法然上人と平重衡(その二)

院へ申されたりければ、「頼朝がはからひにこそ法師にもなさま、是にてはいかでか許すべき」と仰ありければ、実平このよしを中将に申、	になさんとも、計らはめ、争か是にて無左右形を傷べき」と被仰下ければ、中将に此由を申す、三位不 _レ 力及給、	合せずして、出家の暇を免さん事治し難き」の由仰下されければ、御気色斯とて、力及び給はず、
(2) 中将又のたまひけるは、「年頃頼み奉りし僧に今一度逢ひて、後生の事を申談ぜんと思ふは、いかに」とありければ、「上人をば誰と申候やらん」「法然房と申人也」とのたまへば、「さてはくるしく候まじ」とてゆるし申、	土肥次郎に宣けるは、「我世に候し時、年来憑て候し聖人のおはするを請奉て、今一度奉見参、臨終の作法をも尋ね、後世を誂置候はや」と宣ければ、「上人は誰人にて御渡候やらん」「黒谷の法然上人」とぞ被仰ける、	中将重ねて、「出家は御免なければ、今は申に及ばず、さらば、年来相知て侍べる上人を請じて、後世の事をも尋ね問はや」と有りければ、「上人は誰にて御座ぞ」と問奉る、「黒谷の法然房」と申されたり、兼て貴き上人と聞給ひければ、後世の情にと思ひつ

(3) 「嬉し」と覺して、上人を請じ奉りて、	「安く候」とて、請じ奉りたりければ、	つ是を免し奉つる、三位中将斜ならず愧びて、軀て友時を使にて、黒谷の庵室へ申されければ、法然上人來り給へり、
(4) 中将泣々の給ひけるは、「A」、	三位上人に向奉り、涙を流し掌を合て、泣々被申けるは、「A」と被申たりければ、	中将泣々言ふ、「A」と宣ひければ、
(5) 其時、上人涙を流して、しばしは物ものたまはず、良久しく有て、「B」と教化し給ひければ、	上人涙に咽て、しばしは物を宣はず、良久有て、「B」と教化し給ひければ、	上人哀れに聞給ひて、「B」とぞ善知識せられたりける、
(6) 中将うれしと思ひて、ずみきの涙を流して、「此ついで、	中将うれしく省して、隨喜の涙を流して、「此次に戒を持	其後、上人剃刀をとり、三位中将の頂に三度宛給ふ、初めに

でに戒を受候ばやと存候、出家仕候はでは、かなひ候はじや」とのたまひければ、「出家せぬ人も戒を保つ事常の事なり」と	ばやと存候が、出家仕らずしては、叶候はじや」と宣ければ、「出家せぬ人も戒を持事常の事なり」とて、頂に髮剃を宛てて剃るまねをして、十戒を授奉て、「若今日の中に殊なる御事候はずして過ぎせ御さば、今の功德莫大の御事」と宣ひければ、「大罪を犯す身ながらも、二度、上人に相奉て、この法を受持し候ぬる事、来世の要路也」と宣て、	は三歸戒を授け、後には十重禁をぞ説き給ふ、
て、いただきにかみそりをあててそるまねして、十戒をさづけられければ、中将悦で是を受け奉り保たれけり、上人よろづに哀に覺えて、かきくらす心地し給ひければ、泣々戒をぞとかれける、	御布施と省しくて、都に如何にして殘留給たりけるやらむ、	御布施と覺しくて、口に金時たる雙紙箱一合、差をき給へ
(7) 御布施と覺しくて、年頃常にありて遊び給ひける侍		

<p>(8) 「是は、常に御目のかかり候はん所に置れ候て、それが物ぞかし、と御覧ざられ候はん度ごとに申し出して、いつも御念仏は怠り候はねど、其故と思し召しきざして、念仏候べし、御ひまには、経をも一卷御回向候はば、然るべく</p>	<p>の許に、何とてか取落されたりけん、草紙箱をとり寄せて、上人に奉り給ふ時、</p>
<p>「是を御身近く置せ給て、御覧ぜむ毎度念仏申させ給て、後世を訪てたび候へ」と申させ給たりければ、</p>	<p>雙紙鏡の一合有けるを、木公右馬允尋出て奉る、</p>
<p>倍も、三位中将は、「今の知識授戒の縁を以て、必ず来世の得脱を助け給へ」と宣へも敢ず泣き給へば、</p>	<p>り、此箱は、中將の秘藏しおはしける侍のもとに預置き給ひたりけるが、都落の時、取忘れ給たりけるを、思ひ出し給ひて、友時を以て召寄給ひたりける、</p>

<p>(9) 上人ふところに入て、泣々帰り給ひにけり、</p>	<p>候」など申されければ、</p>
<p>上人是を給て、懐に入れ給ひ、何にと云事は宣はず、只涙に咽で泣々出給けるこそ、哀なれ、</p>	<p>上人は衣の袖に雙紙箱を裏み、何と云ふ言をば出し給はず、涙に咽びて出で給へば、武士も皆袂を絞りけり、</p>
<p>(10) 上人申すは、本美作国久来南条稻岡庄の人なり、父は押領使染氏、母は秦氏、一子なきことを歎きて仏神に祈る、母髮剃を吞と夢に見て妊みたりければ、父、「汝が産らん子、必ず男子として、一朝の戒師たるべし」と合たりければ、</p>	<p>上人は衣の袖に雙紙箱を裏み、何と云ふ言をば出し給はず、涙に咽びて出で給へば、武士も皆袂を絞りけり、</p>

		<p>り、生れて異相あり、抜粹にして聡敏なり、童形より比叡山に登り、出家得度して、博く八宗の奥蹟を極め、専ら円頓の大戒を相承せり、世奉つて智慧第一の法然房と云ふ、</p>
<p>(ハ)△ナシ▽</p>	<p>△ナシ▽</p>	<p>依之王后卿相も戒香の誉れを貴び、道俗<small>しよ</small>縉素智徳の秀たることを仰ぎければ、重衡卿も最後の知識とおぼし、戒をも持ち給ひけり、</p>

以上の三本の共通している点は(四)のないことである。これは、法然上人に奉られた布施が「草紙箱」△長門本▽「雙紙鏡」△延慶本▽「口に金詩たる雙紙箱」△盛衰記▽であったことと関連し、これらのものが「硯」でなかったことよってあるものである。

(四)は『盛衰記』のみの独自の文章であり、増補されたものである

う。

細かくみれば、文章は個々の場合に、みな相違しているとも見られるが、構成の面からみれば、みな同じである事は注意すべきところで、増補系の諸本ばかりでなく、語り系の場合でも変化はなかった。

三 各本の法然上人像

以上整理した各異本について、それぞれの本に表現されている法然上人の姿を見ることにしよう。まず『屋代本』から始めると、法然上人を平重衡がお呼びしたのは、「後世ノ事申シ合セン」ためであったとされている。土肥次郎に聖は誰かと尋ねられると、「黒谷ノ法然房」と答えて、「サテハトテ」とあるだけで、上人は招聘されている。法然上人ならばよからうというので、直ちに許可されたもののように思われる書き方となっている。

重衡に「出合」われた上人は、彼の述懐を聞き終って、「泣々」彼の頂を剃って、戒を授けておられる。涙もろい人物として描かれているのだろう。

その夜は留まれ、終夜にわたって「浄土ノ莊嚴ヲ觀ズベキ様々ノ法文下モ」についてお話になられたことは、前に見た通り、本書と『百二十句本』にしかない記事である。

布施として重衡より「松陰ノ硯」をもらった上人は、「懐ニ入レ、涙ヲ押ヘテ」宿所を出られたという。涙をこらえておられる上人として描かれている。

このようなところから総合すると、本書は、「往生ノ事」について

お聞きしたいという重衡の招聘を受けて、授戒をし、重衡のために「後生訪へせ給へ」というわけで贈られた硯を懐に入れて帰られた上人を、涙を流したり、涙をこらえたりする人物として描いていることがわかる。

次の『平松家本』になると、「後世ノ事ヲ申テ談ラバヤ」と思っているから、「黒谷ノ法然房ト申ス人」にお会いしたい、という重衡の申し出に、「左有ラバ苦フ候マジ」と救されている。これは、前の『屋代本』と比べると、はっきりと、その内容が表現された文章になっ

てきている。喜んでお迎えし、「泣々」述懐する重衡の言葉を聞かれた法然上人は、「涙ニ咽デ須叟ハ物モ」おおせになられず、しばらくしてから、教化の言葉を述べられたという。この(5)の部分は『屋代本』にはなかったところであった。

「此次ニ戒ヲ持タバヤト存ジ候」という重衡の希望通り、額に剃刀をあて、剃るまねをして、「泣々十戒ヲ授ケ」られ、「万物哀レニ覚ヘテ、搔キクラス心地シテ、戒ヲ説」かれたという。この(6)の部分は『屋代本』に比べると大変に詳しくなっており、ここでは剃らないでまねだけされたことになっている。涙をやたらと流す戒師として描写されていることが理解されよう。

思い出している念仏をし、御経をも一卷御回向してほしいといっ

て受け取った「松陰」の硯を、「懐ニ入、トコフノ返宣」もできず、「墨染ノ袖ヲ濡シツツ、泣々飯」られている。

れており、涙をよく流される方として描かれている。

次の『鎌倉本』と『覚一本』とは、前の『平松家本』と字句の相違はあっても、全体としては同内容である。重衡が法然上人をおよびしたかったのは「後生ノ事ヲ申談バヤト思」 \wedge 鎌 \vee であり、「後生の事を申談ぜばやおもふ」 \wedge 覚 \vee である。上人がゆるされたのは「左有バ苦フ候間士トテ奉救」 \wedge 鎌 \vee であり、「さにはくるしう候まじとて、ゆるしたてまつる」 \wedge 覚 \vee となっている。これらは『平松家本』と同文である。重衡の述懐を聞いてからの上人の態度も、「聖人涙ニ咽デ、須叟ハ物モ不宣、良有テ」 \wedge 鎌 \vee は同じであり、「其時上人涙に咽で、しばしは物ものたまはず、良久しうあつて」 \wedge 覚 \vee と少々加えられているが、基本は同じものとなっている。

戒を授け、戒を説かれた時のようすは、『鎌倉本』は「泣々十戒ヲゾ被授ケル」とあって、『平松家本』と同じであるが、『覚一本』は、ただ「十戒をさづけられければ」とあって、泣いてはいない。「泣々戒ヲゾ被説ケル」 \wedge 鎌 \vee 「なくなく戒をぞとかれける」 \wedge 覚 \vee とあって、両本とも泣いているが、『平松家本』は泣いてはいなかった。『鎌倉本』のみは、両方とも泣いていたわけで、泣きっぱなしの法然上人として扱われている。

上人の帰られるところの描写は、「とかうの返事にも及ばず、これをとつてふところにいれ」 \wedge 覚一本 \vee と句は入れ換ってはいないけれど、言葉は同じである。「墨染ノ袖ヲ濡シツツ」 \wedge 平 \vee 「墨染ノ袖ヲ汚管、」 \wedge 鎌 \vee 「墨染の袖をしぼりつつ」 \wedge 覚 \vee との表現の違いはあっても、いわんとするとともに違いはない。泣いて帰られたのは

三本とも同じである。

『百二十句本』が全体としては『屋代本』に近い本文を有していることは、

。ごしゃうの事を申あはせんとおもふはいかに、
。くろ谷のほうねんぼうとぞの給ひける、さらばとて、
。しゃう人なくなくいただきばかりすり。かいをぞさづけ給ひける、
。その夜はしゃう人とどまりましまして、夜もすがら、じゃうどの
。しゃうごんをくはんずべきさまさま。ほうもんどもをぞの給ひける、

。しゃう人、これをうけとりて、ふところにいれ、なみだをおさえ
。いで給ふ、

などによって明らかである。

以上、語り系諸本は終ったので、次に増補系の諸本についてまとめてみよう。まず『四部合戦状本』から見ると、「後世申誂ラへ、臨終作法ヲ聞カン」ために、重衡は法然上人をお呼びしたかったことが読者に知らされる。しかし、そこには、どのようにして許可が出たかは書かれていない。

重衡の述懐の言葉を聞いてから上人がどのような態度をとられたかは、本書は何も伝えておらず「上人戒ヲ授ケ奉リタマフ」とのみ書かれている。(5)のないことは『屋代本』と同様であるが、それよりも更に簡略な文である。

思い出して念仏してほしい、といって重衡から渡された「雙鷄箱」を受け取って帰られるところは、「上人、衣ノ袖ヲ濡シ、雙鷄宮ヲ懐

中シテ、返ヘラル」とあって、上人の動作だけが伝えられ、上人の感情を表わす言葉は何もない。

次の『南都本』になると記事は俄然増えて来る。重衡の「後世ノ事共ヲモ申バヤト思フ」聖、即ち「黒谷ノ法然上人」に対して、「其人ノ御事ハ実平モ知り奉リ候、御对面安キ御喜也」と、土肥次郎が答えたという。これは、東国武士である実平にも法然上人のことは理解されていたことになっており、更に、「東山へ此由ヲ申ケレバ、サル事アリ、ヤガテ行テ見参セントテ、八条堀川」の宿所へ来られたという。このような法然上人のご返事を伝えているのは本書だけの特異記事である。法然上人と重衡とは、「日比見参シタリシ聖」であり、「サル事アリ」というはっきりした関係があったことを明記している。重衡の述懐を聞かれた上人は、「涙ニムセビテ、シバシハ物モ宜ハズ、良有テ、聖人涙ヲ押ヘテ」、重衡を教化されたという。ここには、激した感情を静めてから説教される方として扱われている。『四部本』に「後世」のこと「臨終作法」のことを聞きたいというのに、その内容が何も記されていないのは違い、ちゃんとその答えは用意されているのであって、この面からいえば、読者を満足させるようになってい

。「此次ニ戒ヲタモタバヤ」という重衡の望みは満たされ、「額ニ剃刀ヲ当ルマネヲシテ、十戒ヲ授ケ」られたのである。ここには戒師として上人は取り扱われ、その「御戒ノ布施トロボシクテ」「松影」の硯が、法然上人に奉られる。「御戒ノ布施」と明記されているのは本書のみである。

自分のために念仏してほしい、経を一巻読んで廻向してほしい、という重衡の願いを聞いてから、「是ヲ取テ、懐ニ入、兎角ノ返事ヲモ宣ハデ、墨染ノ袖ヲ貞押当、泣々婦」られたという。前項でも述べたように、本書の特異な部分を除くと、大体『平松家本』『鎌倉本』『覚一本』の類に属しており、布施が靨であり、その由来が述べられているのは増補系では本書のみである。しかし、戒を授けられるところで、語り系の三本が泣いておられた上人を語っているのに、本書は泣いてはいない。「涙ニムセ」んだり、「泣々婦」っておられる点は同様なので、涙ある人には違くない。

『南部異本』についてみると、まず「後世ノ事ヲ申談バヤト存候」と重衡はいい、「黒谷法然上人」といえば、「左様ノ上人ナンドニ御対面候ハン事、」は苦しいことではないと許可されている。

重衡の述懐の言葉を聞いてから、「其時、上人涙ヲ流シテ、暫ハ物モ宣ハズ、良久ク有テ」から教化しておられる。これも変わった記事ではないが、次の(6)になると、他にない記事になっている。前項でも記したように別項で考えてみるが、更に「C」という重衡の間があり、「D」という上人の説戒がなされている。ここには戒師としての上人が強く押し出されているのである。

「念仏申テ、後世訪」ってほしいとして出された布施は、「蒔貝摺タル硯箱・雙紙鏡」であったという。これは他にないものである。これらをもらった上人は、「左承候ヌ、トテ、泣々婦リ玉ヒケリ」というわけで、これらをどのようにして持ち帰ったかは記されていない。

『長門本』は、前の『南都別本』に比べれば、特異な記事はない。

(2) 後生の事を申談ぜんと思ふは、いかに、

(2) 法然房と申人也とのたまへば、さてはくるしく候まじとてゆるし申、

(5) 其時上人涙を流して、しばしは物ものたまはず、良久しく有て、

「B」と教化し給ひければ、

(6) いただきにかみそりをあててそるまねして、十戒をさづけられければ、…上人よろづに哀に覚えて、かきくらす心地し給ひければ、泣々戒をぞとかれける、

これらは『覚一本』などの三本に近い本文であり、(8)も、

是は、常に御目のかかり候はん所に置れ候て、それが物ぞかし、と御覽ざられ候はん度ごに思し出して、いつも御念仏は怠り候はねど、其故と思し召しきざして、念仏候べし、御ひまには、経をも一卷御回向候はば、然るべく候、△長門本▽
これらば人にとび候はで、つねに御目のかかり候はんところにおかれ候て、それがしが物ぞかし、と御らんぜられ候はんたびごとにおぼしめしながらへて、御念仏候べし、御ひまには、経をも一卷御回向候はば、しかるべう候べし、△覚一本▽

と非常に近い本文になっている。しかし、布施は「草紙箱」であり、これを「上人ふところに入て、泣々婦り給ひにけり」と簡単になっている。次の『延慶本』になると、

(2) 臨終の作法をも尋ね、後世を誂らへ候はや、

(2) 黒谷の法然上人とぞ被仰ける、安く候とて、

(5) 上人涙に咽で、しばしは物を宣はず、良久有て、「B」と教化し

給ければ、

(6) 頂に髪剃を宛てて剃るまねをして、十戒を授奉て、とあって、特に(2)は『四部状本』の系統にある文章を取っている。(6)は、この後に『南都異本』と共通する本文となっているが、これも別項で扱ってみる。

布施物は「雙紙鏡の一合」であり、「後世を訪てたび候へ」といつて渡されている。

帰られるところは、「上人是を給て、懐に入れ給ひ、何にと云事をば宣はず、只涙に咽で、泣々出給けるこそ、哀なれ」とあって、本書の編述者の感想が附加されているのは独特のものである。

最後になったが『盛衰記』は、

(2) 年来相知て侍べる上人を請じて、後世の事をも尋ね聞ばや、

(2) 黒谷の法然房と申されたり、

とあるあたりは他本とそう異なるところはないが、これに続けて、

(2) 兼て貴き上人と聞給ひければ、後世の情にと思ひつつ、是を免し奉つる、

とあって、「九郎義経の許」の立場に立った表現によって許可が出されている。これは『南都本』とも違った(共通内容につながるものもあるが)特異記事とみてよからう。

(3) 三位中将斜ならず悦びて、聽て友時を拜いて、黒谷の庵室へ申されければ、法然上人来り給へり、

これも『南都本』は除くが、他本にない記事で、「黒谷の庵室」へ迎えに行ったことになっている。これは「黒谷の法然房」と呼ばれて

いたことによるのであろう。『南都本』の方をとるべきだろう。

(5)の部分は「上人哀れに聞給ひて、…とぞ善知識せられたりける」とあって、「哀れに」お聞きになってはおられるが、泣いてはいない。「B」という言葉によって、「教化」したのではなく「善知識せられた」としている点は、この「B」の実体に合った表現に変えていると考えられる。

(6)は重衡と上人との短い問答もなく、ただ「其後、上人剃刀をとり、三位中将の頂に三度宛給ふ、」という動作のみを書き、更に、

(6) 初めには三帰戒を授け、後には十重禁をぞ説き給ふ、

と、より具体的に、授戒された内容を示している。これは本書のみの記事である。

布施は「口に金時たる雙紙箱一合」であり、これは「今の知識授戒の縁を以て、必ず来世の得脱を助け給」わんものの印として、「友時を以て召寄」られたものであった。

(9) 上人は衣の袖に雙紙箱を褰み、何と云ふ言をば出し給はず、涙に咽びて出で給へば、武士も皆袂を絞りけり、

『南都本』『長門本』『延慶本』が、語り系の「硯」の場合と同様に、「懐に入れて」いたものを、「箱」だから大きくて入らないと考えたのであろうか、「衣の袖に」「褰」んでいる。「涙に咽」んで出て行く上人を見て、まわりにいた武士も袂を絞って泣いているのは本書のみである。

本書の場合には、法然上人は、善知識としての面と戒師としての面とが、明確に認識され、出る涙を抑えて対処している方に整えて表現さ

れている。

かような法然上人はどんな経歴の人かを語っているのが(回)の部分である。この略伝は、「戒師」に相応しい人物であることを読者に納得させる働きを持っている。だから「王后卿相も戒香の誉れを貴び、道俗縉素智徳の秀たることを仰」いでいるから、「重衡卿も最後の知識とおぼし、戒をも持ち給ひけり」と結んでいる。本書は、終始一貫、他本と異なっていて、全体の一部なのだ、という立場から文章は書き整えられ、びたっと構成されている。

註

① この略伝と他の法然上人伝との関係について、三田全信氏は次のように述べておられる。

「盛衰記」の成立は、明確に知られないが、凡そ宝治元年(一二四七)から建長元年(一二四九)頃の間の成立とされている。若し此の成立年時に誤がないとするならば、「平家物語」に見ない法然伝歴に関する此等の記事は、恐らく後の追加としなければならぬ。法然伝に於いて上人の母の事や、吞剃刀夢想の事を初めて記したのは、「信瑞本」(一二六二)で、「盛衰記」の成立に後れること約十五年である。「盛衰記」四十八巻が悉く、同時に完成したとは考えられない。各巻によって成立事情が異なるとするならば、追加部分があったと考えてよいであろう。若し全然手が加えられていないという研究が成立するならば、法然伝は或は大きな変化を齎すであろう。(『法然上人伝の成立史的研究』第四巻、「法然上人伝の成立史的研究」P二二三)

四 法然伝の扱い方

法然上人のたくさんの伝記の中で、この重衡とのことが扱われている

法然上人と平重衡(その一)

るのは、『法然上人伝記』(九巻伝)『法然上人行状絵図』(勅伝)『法然上人伝』(十巻伝)『正源明義抄』の四本である。このうち、『正源明義抄』は、後で見ると通り、他の話に附加されている形式を取っている。他の三本についてまず見ることにしよう。

△九巻伝▽	△勅伝▽	△十巻伝▽
治承四年 <small>庚子</small> 十二月廿八日、平家の本三位中将重衡卿、父太政入道の命によりて南都をせめし時、東大寺に火をかけしかば、大伽藍忽に灰燼となりき。	治承四年十二月二十一日、本三位中将重衡卿、父平相の命によりて、南都をせめしとき、東大寺に火かかりしかば、大伽藍忽に灰燼と成にき。	治承四年 <small>庚子</small> 十二月廿一日、平家本三位中将重衡、父太政入道依命責南都之時、東大寺懸火、大伽藍忽灰燼成。
其後、元暦元年二月七日、一谷の合戦の時、本三位の中将いけどられて、都へのほりて、大路をわさされてさんざんの事共のあ	其後、元暦元年二月七日、一谷の合戦に、彼中将いけどられて、都へのほりて、大路をわたされ、さまざまのことありき。	其後、元暦元年二月七日、一谷合戦之時、本三位中将被生取、都上、被渡大路、様々事共有時、

<p>りし時、 (2) 法然上人を招請して、後生菩提の事を申合られしに、</p>	<p>後生菩提の事を申あはせむために、其請ありければ、</p>	<p>招請法然上人、被レ申合後生事、</p>
<p>(3) 上人、中将のおはす所へ、さし入て見給へば、さしもはなやかにきよげに見え給し人の其ともおほえず、やせおとろへて、装束は紺村この直垂、小袴に、折烏帽子、ひきたてたるをき給へり。目もあてられぬありさまなれば、上人心よはくも、涙のうかびけるを、かくてはあしかりなむと、思しづめて、さら</p>	<p>上人おはして、対面し給て、</p>	<p>上人、中将御座処、指入見給、サシモ花清氣見給人其不覺、疲衰、装束紺村子直垂、小袴、折烏帽子、引立着給、被レ当目有様、上人弱浮、角悪見閑、去様持成有対面。</p>

<p>ぬ様にもてなして対面あり。</p>	<p>△ナシ▽</p>	<p>三位中将、泣々被レ申、「A」打クトキ申サレケレバ、</p>
<p>(4) 三位中将、なくな申されけるは、「A」と、うちくどき申されければ、</p>	<p>△ナシ▽</p>	<p>上人涙流、暫物不レ戒などさづけ申され、念仏のこと、くわしく教導ありけり。</p>
<p>(5) 上人涙をながして、且く物もの給はず。良久ありてのたまひけるは、「B」よし、こまごまと教化し給へば、</p>	<p>「このたび、生ながらとられたりけるは、いま一度、上人の見参に入べきゆへにて侍りける」とて、かぎりなくよるこび申されけり。</p>	<p>上人涙流、暫物不レ言。良久ノ玉ヒケルハ、「B」由、細々ト教給。</p>
<p>(6) 中将掌を合て、ななく聴聞して、「冥より冥に心ちにて侍つるに、此仰を承るこそ、さりとも悪もしく侍れ」と悦で、</p>	<p>「このたび、生ながらとられたりけるは、いま一度、上人の見参に入べきゆへにて侍りける」とて、かぎりなくよるこび申されけり。</p>	<p>中将掌合、泣々聴聞、「自レ冥入レ冥心持侍、此仰承侍ニコソ、去共悪敷」侍レ喜、</p>
<p>(7) いかにして都にてむつび給し人の許</p>	<p>△ナシ▽</p>	<p>古都昵侍人許、雙紙筐忘給事有、入御事</p>

に、双紙笥を取わすれ給事の有けるを、入御の御事もやとて送り遣しけり。		送遣ケル
(7)折節、うれしく覺て、中将自取出て、御戒の布施とおほししくて、上人の御まへにさしをきて、	受戒の布施とおほしくて、雙紙笥をとり出て、上人の前にさしをきて、	折節、喜覺、中将自取出、御戒布施覺、上人御前指置、
(8)申されけるは、「御用たる、物には侍ねども、人にはかならず形見と申事あり。重衡が余波とも御らんじ思召ば、いつも不退の御念仏なれば、御目にかかり候はるべし」とり分、重衡が為と、御廻	申されけるは、「御要たるべき物には侍らねども、御目ちかき所にかせ給て、かつは重衡が余波とも御覽じ、且は思食出候はんたびには、とりわき、御廻向あるべき」よしを、申さるる。	被レ申、「御要物タルベキ物ニ非ネ共、人必形見申事。御目近所置給、且重衡余波御覽、且何不退御念、御目懸候ハン度コトニ、取分、重衡カ為ト、御廻向有」由被レ申。

向有べき」よしを申されければ、		
(9)心ざし感じて、上人懐中して、出られけり。(卷二上)	上人そのころざしを感じて、うけとりて、出給にけり。(卷二上)	志感、上人懐中、被レ出ケリ。(卷二)
(卷三〇)		

この三本を比較してみると、以上明らかなるように、『九卷伝』と『十卷伝』とは同類の文章であり(小異はあるが)、『勅伝』とは大差のある文である。この『九卷伝』と『勅伝』の記述の仕方について、三田全信氏は、

平重衡事、これは「九卷伝」二上「四十八卷伝」は文簡略であり、『九卷伝』は「盛衰記」の記述に似ている。

と述べておられるが、前に整理したものによって明らかなように、『九卷伝』は『盛衰記』よりも『長門本』や『延慶本』に近く、この両本と同類的関係に置けよう。しかし、(3)に描かれていた重衡のようすや、法然上人の態度は、『平家』諸本にはなく、『九卷伝』及び『十卷伝』の特異記事となっている。「A」「B」のある形態は、『勅伝』の「戒などさげ申されて、念仏のこと、くわしく教導ありけり。」と簡略化された要旨のみ書いた文章と比較すると、原態であると考えてよさそうである。

。三位中将へ絹村滋ノ直垂ニ折烏帽子引立タリ八屋代本ノ
。三位中将紺村濃直垂折烏帽子引立御在、八平松家本ノ

。三位中将紺村濃ノ直垂ニ折烏帽子引立テ御在ケリ八鎌倉本V
 。三位中将は紺村滋の直垂に、立烏帽子ひきたてておはします。
 八覚一本V

。三の中将は、こんむらごのひたたれに、をりゑほしひきたてられたり。八百二十句本V

。中将紺村直垂[△]折烏帽子引立著^下練^ニ小袖^一。八四部本V

。三位中将ハ紺村子ノ直垂折烏帽子押立ラレタリ八南都本V

。三位中将紺村濃直垂^ニ小袖^着。八南都異本V・緯一練〔頭〕

。三位中将はこむらごの直垂にねりぎぬの二小袖を着給へり、八長門本V

。三位中将は紺村濃の直垂に練緯の二小袖を着給へば、八延慶本V
 。重衡卿は紺村紺の直垂に練貫の二小袖を着れたり折烏帽子を引立て給へり八盛衰記V

これらの、重衡が都大路をひきまわされ、藤原家成の建てた八条堀川の御堂に留められていた時の服装を、『九卷伝』は(3)に取り入れて表記したのであろう。

『正源明義抄』は、重盛と清盛が清水寺に参詣し、参籠していた法然上人より教えを受けたことを述べた後に、

重衡・道盛、つねにまひられけるが、重衡も最後には剃刀をあてられまいらせ受戒せられたり。道盛死後まで上人の御はからひをもて、その御菩提をとぶらはれまいらせ、そのほか一族たち、つねに参れけり。

と書かれて、重衡が戒を受けたことを記しているのみである。

註

① このうち『勅伝』と『九卷伝』とは、『法然上人伝の成立史的研究』第二巻、P二〇六―七、第三巻、P三六八―九に对照され、収録されている。

② 『法然上人伝の成立史的研究』第四巻、「法然上人伝の成立史的研究序説」P二三。

おわりに

本稿を、一応閉じるにあたって、今まで整理して来たところをまとめてみよう。

「法然上人像」といった場合、それにはいろいろな面から、いろいろな場合が考察の対象となろうが、本稿では、特に、どのような感情を持った人物として描写されているか、という点に重点を置いてみた。

すると、そこに、『平家物語』諸本には、それぞれに違いがあったけれど、すべてに共通するのは、平重衡に対して「涙もろい」ということである。しかし、数は少ないが、法然伝の諸本は、「涙」はないのである。これは『平家物語』と『法然伝』という書物の性格の相違につながっているからであらう。前者は、平家一門が減んで行く中の人間像を語る文芸であり、後者は、激動する源平の争乱の中に、如何に求道し、浄土宗の教えをひろめられたかを伝える宗祖の伝記である、というところから来ているのであろう。

次に、敢えて、「A」「B」「C」「D」という、思想内容を表わす部分を省略することによって浮び上って来る面、即ち、囚われの身であり、いずれは殺されるであろう平重衡が、鎌倉へ護送される途中

という非常な場合に、法然上人は、彼にとってどのような位置に置かれていたかがより明らかになろうと考えたからである。そこには、もう指摘したように、善知識としてと、戒師としてとの二面があった。戒師としての面は本によって強弱はあったが、重衡に戒を授けることは、どの本も触れており、これは重要なことだったのであろう。この

点は、別稿で、省略した部分を比較し、分析して考察を加えることによつて明らかにしたい。所謂「戒文」の中心問題であつて、諸氏の論じているところである。この論争の中に、筆者も加わつて、私見を述べてみたい。

皇学所への献本について

野田 秀雄

目次

- 一、維新政府と博経親王
- 二、博経親王の所願
- 三、徹底の献策
- 四、献本とその準備
- 五、献本目録
- 結論（付表）

一、維新政府と博経親王

知恩院宮第七世尊秀法親王は、慶応三年十二月二十四日御世話卿岩倉前中将の口達により、日毎参内して機務を見習うことになった。^①この前後に類例がない法親王の政務見習は年齢に基因するといえる。天皇は明治元年では十七歳（嘉永五年生）、尊秀法親王は十八歳（嘉永四年生）である。^②岩倉の意図として、その将来天皇のよき側近たる人物として天皇に最も近い年齢層の皇族出身者を、できるだけ多く参集せしめておく必要があったのであろう。

この若き法親王の立場が最初に重要視されたのは鳥羽伏見の戦いの時である。西郷隆盛と大久保一蔵は同盟たる土佐・安芸両藩を頼らず、

最悪の事態を予想して議定岩倉具視と萩藩の広沢兵助と密議に及んだ。その結果「(一)幕軍大勝して入京の際、天皇は女装して乗輿し、三条実美・中山忠能及び護衛の薩長二藩同道して山陰道より西下し、芸備の境に行宮を定めて討賊の詔を発し、西南諸藩を従える。(二)岩倉自ら熾仁親王を奉じ、京に留まって力戦し、不利とならばわざと叡山遷幸の如く装って賊軍を欺く。(三)この間嘉彰親王・尊秀法親王は東下し、令旨を分つて勤王の兵を招集して一挙に江戸城を攻撃する」^③ことに決定した。幸いこれは幕軍の敗退によって事なきを得たが、それにつけても尊秀法親王への維新政府の期待は、他の親王たちと同様浅からざるものがあつた。

明治元年一月七日尊秀法親王は復飾して徳川家の猶子を廃され、同十一日には「華頂宮」と称し、次いで翌十二日御前にて「議定」拜命の宸翰をうけ、同十五日には「博経親王」と復名、同十八日三品が宣下された。博経親王は一月二十三日「会計事務総督（裁）」に任命されて最初の任務についた。維新政府が経済面で逼迫していたことは周知の事実である。これは約一ヶ月で免職となったが、重職であり非常

な激務であったことは十分想像できる。これと同時に当時の博経親王の健康状態も考慮しなければならない。三月九日天皇は二条城の太政官代に臨御し、三職を召して蝦夷地開拓の得失を諮詢して後宴席が設けられた^④。博経親王も二条城に招かれたが、「宮御方、昨九日太政官代^⑤被為成、行幸御待請被為在候処、俄、御逆上之気味御惱被為在候ニ付、無余儀御断ニ相成、御步行還御候ニ付、(下略)」^⑥となる始末であった。その後延引続きとなっていた天皇の大坂行幸供奉も、結局、病のため果せなかった。四月十二日宮中において軍防事務局督を命ぜられるが、即座に辞退している。明治九年五月二十四日二十六歳で夭折するに及び、あまり壮健ではなかったのであろう。五月には鎮西西山両派の支配と議定職を免ぜられている。こうして次第に当初の岩倉の期待に反し、博経親王は政界の第一線から遠ざかっていったのである。

一、博経親王の所願

維新政府草創期の学校問題については、すでに先学の指摘されたところである^⑦。

「人材養成は現時の急務なり」と痛感した維新政府は、三月十二日学習院開講を布達し、四月十五日それを大学寮代と改称した^⑧。大学寮代は対象を公家堂上の子弟に限定する貴族教育機関で、政府が設定した最初の高等教学機関である。当初新政府は国学によって教学の刷新を企図し、最初の国学的体制の学校設立をめざした。すなわち二月十二日矢野玄道・玉松操・平田鉄胤の三名の国学者に「今般学校御取

皇学所への献本について

立ニ付制度規則等取調申付ク」として、教育の基本方針確立を謀って学制調査を命じた。その結果三月二十八日「学舎制」が成立したのである。平田派国学者の教育観・学校制度論の結晶であり、維新政府最初の学校制度案である。その特色は形式上大宝令の学制が多分に採用されており、その精神的支柱である儒教主義を排し、これを国学の本教学に置きかえていることである。皇学所という「皇学」はいわゆる国学四大人(荷田春満・賀茂真淵・本居宣長・平田篤胤)の学統を汲むべきことを明らかにしているが、平田派国学では「皇学」とは用いず「本教学」と用いる場合が多い。記録には皇学所設立までは「大学校」「学校」とみえる。しかし前述の大学寮代設定については国学派学校掛の烈しい反対があり、国学派と漢学派との間に教育権をめぐる対立と抗争があった。これには政府も相当手を焼き、また内外に幅帳する政務に翻弄されていたので一応の措置として大学寮代を八月十日に閉鎖し、九月中旬に皇学所と漢学所を併設したのである^⑨。

維新政府の要路の頭官たるべく最大の努力を重ねたにもかかわらず、後退を余儀なくされた博経親王は、四月二日大学校(後の皇学所)新設に尽力する旨希望し、華頂宮家来もまたそれに準じた。

(A)博経儀、先般復飾蒙仰候得共、愚昧虚弱ニ、寸功茂無之、不堪苦慮候処、今般大学校創建之趣承之、感喜之至ニ候、依之古老之建議ヲ採用シ、飽迄尽力、右創建ヲ始御用相勤度致懇願候、宜御沙汰希入候也、

辰四月

博経

(B) 『奉願口上覚』

今般大学校御創建可相成ニ付、矢野・玉松・平田等へ取調被仰付候由、兼々於宮茂御志願被為在候ニ付、右御用掛リ御勤被成度、依之御別紙之通御願立相成候、何卒宜御執成奉願候、右ニ付而者御費用も相掛リ候御事、於朝廷御事欠ハ被為在間敷候得共、莫太御雜費之折柄ニ付、御時宜ニ寄、可相成丈御力を被成度、尤私共も丹精尽力可仕奉存候、右御用掛リ被仰付候ハ、自然御学才も長し、行々屹度一廉之御用も御勤可被成哉ニ奉存候間、前頭之通奉願候、宜御沙汰被成下候ハ、難有仕合奉存候、以上、

華頂宮御内

四月

松室近江守

井上 右京

石田 貢

天坊 左仲

(A)の文中「愚昧虚弱ニ而寸功茂無之」は前節の状態を自ら認めたことになる。そしてここでは「古老之建議」の解釈が問題となる。表向きは(B)の差出人である家来四名ともみられるがはたしてそれだけであらうか。(B)ではとくに経済的援助を約し、御用掛を勤めるかたわら日々研鑽を積んで政府の重役に列座せしめたい意向を家来の立場で表明している。矢野・玉松・平田らの調査を、博経親王とともに宮中に入出入りする家来が漏聞したのであらう。その例はすでに政局転換後、献金その他の手段で新政府へ接近した他宗寺院の動向を本山に報告した御殿の石田阿波介にみられる。また博経親王自身聞知したかも知れ

ない。さらに興味あるのは「天坊左仲」の存在である。

皇学所の教員は平田派国学者・藩士・神官から、とくに平田・矢野・玉松三名が選択したが、その一人に「華頂宮家 天坊慈平(左仲)」がいる。確信を得ないが、天坊はその三名の誰かと何らかの関連があったともみられる。そして皇学所となる大学寮は前記のごとく大宝令の大学寮に依拠した「学舎制」により設定されたのでその名称が用いられたのである。さらに職制のなかでも「親王此ニ任シ給フ、寮中ノ長官ニテ、学生ヲ問試シ、皇祖天神宮ノ祭祀凡テ寮事を総判シ給フ御職ナリ」と、大学別当は親王たるべきを明示しているので有利な条件となる。維新政府に実績をあげて参画するにあたり、博経親王の健康状態を考慮して主要な役職を所望するならば、教育界は将来性もある恰好の目標であった。御殿の意向はかようであったと推測する。しかしそれだけではなく博経親王の所願については、当時の浄土宗の趨勢をもあわせて考察する必要がある。すなわち「古老」は直接的には前記四名とも解釈できるが、間接的には博経親王の付法の師名譽学天大僧正(知恩院第七十三世)や、爾後の宗政問題解決のため上京した檀林代表養鷗徹定らも含む言葉ととれるのである。

三、徹定の献策

二月八日岩槻浄国寺順啓徹定・小金東漸寺許譽豊舟・増上寺所化崇禪・同吞応ら檀林代表の一行十四名は、宿所に指定された塔頭忠岸院に到着した。当時の関東を代表し、新局面を迎えた京都において、最悪の事態には一切を白紙状態に戻す覚悟が必要であり、場合によって

は即決を要することもあり得る。上京後の一行の様子からみてもその総代格は徹定といえる。

さてこの献本問題が公表されたのは、博経親王の大坂行幸供奉が病のため断念せざるを得なくなり、三月十九日大坂四ヶ所役者宛に延引の通知を出した翌二十日のことである。

一、奥向（管見）、両役被召候ニ付、春長寺・福寿院御前へ出仕候処、今度歳月浄国寺（管見）、此書付を以頼談ニ候間、一同評義之上、可然同寺へ可及返答旨被仰聞、

覚

今般御親征（效力）ニ付、大学寮御鼎建被為在候趣傳承仕、国家之盛挙不過之、難有奉存候、右ニ付定而天禄石葉之御珍藏、可被為有奉存候得共、御副本無之候而者、衆庶之手ニ触候義も難相成奉存候間、何卒和漢書籍類、当山並増上寺（管見）、献上住度奉存候、右御採用被下置候ハ、早速書籍目錄可奉入御内覧候、尚又御文庫之場所者、当山境内閑清之地ニ而、水火之憂も無之候間、是亦当山江被仰付候ハ、両寺ニ而如何様とも建立守護可仕候、此段宜御執奏被成下候様奉希上候、以上、

辰三月

右一同評儀之上、種々及打合等置度候間、右宿坊へ春長寺罷越、浄国寺へ面会、及談示候処、此義者、小金東漸寺下、関着府之上、篤与談示、相林中会評語、委細可申越約定ニ候間、此段含置可申旨也、

これによれば、第一に立案者は浄国寺徹定であること、第二に文庫

皇学所への献本について

建立の場所を知恩院へ誘致したこと、第三に献本者は知恩院と増上寺（後に檀林も参加）であること、などが明らかである。今日までの研究成果に依拠して徹定の業績を鑑みる時、当時の徹定にとって知恩院・増上寺をはじめその他檀林所蔵の蔵書確認と選択及び目録作成の指導にあたることは、さしたる至難の業ではない。さらに文庫建立のため所有地の一部を提供することは、政府の事業の一端を担うことになり、その後有利な一面も生じるであろうことはいうまでもない。また学校の敷地や規模も不明瞭な段階であるので、文庫建立をあわせて願い出ることには、献本をさらに可能ならしめるための腹案ともいえる。

文面の末尾によれば、東漸寺豊舟が一旦下関し檀林会評による決定事項を本山へ報告することになっている。この場合立案者が居残って事の成否を確認するのが常識であり、この点でもこの立案者は徹定であるといえる。それまでの経緯からみて御殿の動向は逐一本山へ伝達されているので、博経親王の行動も本山ではすべて諒承済とみてよい。したがって徹定の状況判断の対象にはこのことも十分含まれているものとみられる。学天が両役を呼んで伝達したことやすでに十八日東漸寺豊舟が下関している事実は、それ以前（十八日以前）、内々に学天と徹定あるいは華頂御殿をも含めて、ある程度意思の疎通があったことを意味する。豊舟の下関は可能性を見込んでの行動とみななければならぬ。単に浄土宗のみならず、華頂御殿（博経親王自身）にとっても見逃せない絶好の機会であった。そして行幸供奉延引が決定的となつた時期でもあった。しかし「学舎制」成立以前の段階でまだなら具体的な方策が定まらない時から「献本云々」のみではあまりにも実

直すぎる。それよりも恐縮しながら経済的援助を仄めかす方がはるかに堅実で有効であった。華頂御殿からの経済的援助が具体的にどの程度まで可能であったかは、『知恩院日鑑』元治二年正月にみる御殿と本山の交渉をみても実際問題として疑問である。博経親王が願書を差し出した背景はこのように解釈し得る。よって古老は単に華頂御殿の家来のみに限定することはできない。要するに「献木」は博経親王の学校問題参画への実質上の手土産であり、その手土産を揃えるのは浄土宗であった。

この「覚」は若干の修正・加筆をみて四月十三日御殿に差し出された。⑩として同二十六日太政官から次のような沙汰があった。

一、太政官より御沙汰之趣、御殿より御達之懸紙、左之通、

願之通被仰付候間、書籍目録可差出候、但當山境内御文庫建立^(之カ)立^(之カ)儀者、追而可被及御沙汰候事、

すなわち書籍目録は受け取るが文庫建立の件は保留となったのである。

四、献木とその準備

文庫建立の件は達成されなかったが、知恩院は早速増上寺へこの吉報を知らせた。

一翰致啓上候、然者、此度為勤王、和漢書籍献上伺之儀、御兩寺内評之上、於貴山御評議ニ相成候処、御一同御随喜書籍類御取調之趣、内々致承知候、於奥向茂御満足思召候、就而者過日何書差出候処、願之通被仰付候段、雖有次第ニ奉存候、巨細之儀者、

岩付御丈室より御文書ニ相成候得共、此上御配心被下候様奉頼度、
此段為^(筋カ)為可^(筋カ)得御意如斯御座候、恐惶謹言、

四月廿九日

知恩院

増上寺

役者

御役者中

明治元年後半期の来翰がないのでその間の詳しい事情はわからないが、六月廿一日の

一、同断、^(注其増後方来書)為勤王、和漢書籍献上伺之儀御内評、且桓林方御評義御

随喜ニ而伺書御差出候処、願之通被仰付、御同様難有、追々書籍類取調可申旨、報書来、

は増上寺からの反応とみてよい。博経親王は八月二十四日参内して待望の皇学所御用掛総裁を拜命し、学校問題参画への目的を達した。同時に除服の命下り、九月十八日元服して「彈正尹」に任ぜられた。五月頃学校取調掛の会議所となっていた妙法院御里坊から、皇学所所長格たる博経親王を筆頭とする東園基敬以下の御用掛は、華頂宮御里坊(西院参丁)に参集して日々校務を取扱った。この間の約三ヶ月は主に神殿の造営や規則の制定などの準備に費された。この皇学所には書籍がなかった。玉松等が皇漢両立制に反対して辞意を表明した文面でも「第一御書物も無之」と慨歎する有様であった。⑪『皇学校御用掛雑記』によれば、皇学所の書籍は二条城・平田大角・浄土宗の三者から寄せ集めたことがわかる。

(一)二条城の場合

九月廿七日

一、従会計判事書状到来、

二条城内ニ有之候書籍御引渡之義、明日ニ而茂差支無之趣ニ付、

三輪嘉之助江御懸合ニ而、御勝手ニ御引取可相成候、此段申入候也、

九月廿七日

會計官

判事

皇学所

右ニ付、明日行向之旨請書ニ申答候也、

九月廿八日、

一、為美、二条城江行向、書籍悉取出シ、當官江廻シ置、直ニ退

出也、尤書籍運送之砌、仕丁兩人守護、

書籍 長持四棹、本箱 壹ツ也、

九月廿九日

一、會計官江昨日御書籍取出之義、届以剪紙申送之処、承知之旨

返答書至來、

とあり、おそらく旧幕府の蔵書と思しきものを、悉く持ち去っていったようである。

(二)平田大角(鉄胤)の場合

十月廿七日

一、平田大角御学校江献本、但目錄相添、別ニ目錄迄通、弁事江差出候由云云、

目錄左記

(中略)

皇学所への献本について

都合五拾部

右献上、但シ此内上木全備不仕候も、数部有之候間、其等ハ出来次第、追々献納可仕旨也、

目錄は省略したが、各冊とも書名・卷数・部数をそれぞれ記している。平田派国学の本流たる責任感が彼をして献本せしめたのであろう。

(三)浄土宗の場合

『知恩院日鑑』には八月の博経親王の和学校掛就任の記事以来、本件に関する記事は十月まで見当たらない。これは記録の上で博経親王の参画自体が本件で一段落を告げていることになり、浄土宗からの献本が結果として表裏一体を成しているといえる。十月十八日から二十一日まで増上寺所化吞忠と知恩院勝手役中村才次郎は、江戸から海路輪送された献本書物の検分のため大坂に赴いた。そして十月三十日には、一、両山并檀林中所蔵之内、別帳目錄之通献上、(皇カ)国本、式拾四函、唐本、五拾八函、合八拾式函、右之通来月二日、御所国学所へ納之、巨細書翰留、目錄有之候事、とあり、翌日華頂御殿へ執奏方を依頼したのである。

国本

式拾四函

唐本

五拾八函

合八拾式函

右、今般学校御鼎建ニ付、兩寺并檀林所蔵之内、別帳目錄之通献上仕候、宜御執奏奉願候、以上、

十一月朔日

知恩院大僧正
増上寺大僧正

口上

先達而猷本目錄差上置候内、佛典者除却之、又儒墳之内増補之部茂有之、先帳目錄与彼是増減仕候間、此段宜御承知置可被下候、以上、

十一月

これで準備は完了する。皇学所の日記にはその受納の様様を十一月二日

一、華頂宮・東園殿・吉田殿・恕平・為美参仕、猷本有之ニ付辰廻早参、

一、書籍掛三人参仕、

一、宮御家来三四輩入来、

一、此日自増上寺兼而願濟之書籍八十二箱、卷数(四字也)致猷納候事、後日仮受書相遣候也、と記している。この結果は

一、猷本無滞相納候旨、吞応和尚届出之、尤納方御殿御差出ニ相成候事、

とあり、その後吞応は本山へ猷本目錄を提出している。

一、猷本目錄差部御納申候間、御落手可被下旨、吞応登山、目錄書差出之、

こうして本件は落着した。石田貢・井上右京・天坊左仲はその後十一月六日、東園基敬より「自今宮為附属参上候様」と申し渡された。

猷本終つて四日後の事である。察するに本件の陰の功労者として賞さ

れてしかるべき人物かも知れない。

五、猷本目錄

吞応が本山へ提出した猷本目錄は遺憾ながら見当たらない。明治前期修史局の依頼で『知恩院日鑑』の主要な記事を抜粋して月別に筆写したものがあつた。そのうち慶応四年三月の『事務所日鑑』に『大学寮猷本目錄』が収録されている。内容は順序に多少の差異はあれ『大学寮猷記』の第三冊『猷本目錄』にほぼ等しいものである。本山の目錄は国本と唐本に大別して書名と卷数を羅列しただけであるが、宮内庁の『猷本目錄』は国本唐本共に兩別に区分され、卷数の表示もやや異なる。すでに檀林の蔵書については戸松啓真氏や中井良宏氏による若干の説明があるが、本稿では参考までに列記しておきたいと思う。

〔凡例〕

- (1) 書名は『大学校雑記』の第三冊『猷本目錄』よりそのまま記載した。
- (2) 誤字・当て字などはあえて訂正せず、闕画もそのままにした。

例 小右紀×小右記 紗一統

(3) 数字は卷数を表わすが、() 内は本山の猷本目錄のもの。したがって() 内の卷数なきものは本山の目錄にないものである。

(4) ○印は「追而相納候」の付箋のあるもの。

(5) 本山の目錄中「廿二史道光板 三百廿四卷」は、宮内庁の目錄には字函から荒函に、「史記」から「五代史」へとそれぞれ個別に列記。但し不揃。

(6) 本山の目錄にのみ記された書籍名は左の如し(数字は卷数)。

國本

元亨釈書 (三十)、堪囊鈔 (十五)、三教指歸 (三)、性靈集 (十)、寂室錄 (二)、空華集 (十)、万葉集和顯集 (廿)、万葉集考 (四)、護法資治論 (十)、

唐本

孟子集註 (四)、廿一史異國傳書 (九)、廿一史目錄 (七)、姓氏錄 (六)、文章軌範評林 (三)、明四大家文選 (二)、貞觀政要要格 (二)、容齋統筆 (九)、隨函錄 (五十)、

〔献本目錄〕

書籍目錄 國本

以 函

舊事紀 五 (五)、古事紀 三 (三)、日本書紀 三十卷合 十五 (卅)、續日本紀 四十卷合 二十 (四十)、日本後紀 十 (二十)、續日本後紀 三十卷合 十 (二十)、三代實錄 五十卷合 二十 (五十)、

侶 函

文德實錄 十 (十)、類聚國史 二十七 (二十七)、同考異 三 (三)、扶桑略紀 十五 (十四)、小右紀 八 (廿五)、○水左紀 二十五 (廿五)、百鍊鈔 十四 (十七)、令義解 十一 (十)、類聚三代格 十六 (十四)、

波 函

延喜式 五十 (五十)、拾艾抄 六 (六)、○行基式目 一 (一)、職原鈔 二 (二)、同句解 十二 (十二)、同大全 合末八 (合八)、

皇學所への献本について

同參考 二 (二)、同補遺 一 (一)、新撰姓氏錄 四 (三)、朝野群載 二十 (二十)、

爾 函

諸家系圖 十三 (十四)、本朝通紀 五十五卷合 二十 (五十五)、神皇正統記 六 (六)、世繼物語 一 (一)、保元物語 三 (三)、平治物語 三 (三)、源平盛衰紀 二十五 (廿五)、平家物語 十 (十)、

保 函

大日本史 三百四十六卷合 百 (二百四十六)、日本外史 二十二 (二十二)、

邊 函

東鑑 二十五 (廿五)、太平紀 二十 (廿)、日本王代一覽 七 (七)、和漢合運圖 二 (五)、今昔物語 三十卷合 十 (三十)、竹登利物語 二 (二)、同解 六 (六)、伊勢物語 三 (三)、同拾穂抄 二 (二)、

登 函

源氏物語湖月抄 六十 (六十)、大和物語抄 六 (六)、宇治拾遺物語 十五 (十五)、古今著聞集 二十 (十)、徒然草 二 (五)、扶桑隱逸傳 三 (三)、落穂集 十一 (十一)、

知 函

和漢三才圖會 八十一 (八十一)、

利 函

塵添堪囊鈔 二十 (二十)、武德編年集成 五十 (五十)、藩翰譜

二十(廿)、

奴函

同續 二十一(廿一)、本朝画傳 合本一(四)、倭名類聚抄 五

(五)、善隣國寶記 三(三三)、集古十種 但三十六冊入 八十五(八十

五)、

留函

同餘、

遠函ヨリ曾函ニ至ル

羣書類從 但七函入 五百三十(五百三十)、

都函

名物六帖 十五(十五)、大系圖 三十(三十)、大内裏圖考證

但三十三卷入 百三十卷合六十(百廿)、

年函

同餘、○本朝文粹 十五(十五)、菅家文章 六(六)、同後草 一

(一)、同寔錄 三(三三)、同世系圖 三(三三)、万葉集 二十

(十)、同傍註 二十(廿)、

奈函

同答解 三十(三十)、同新採百首解 三(三三)、同梯 二(二二)、

同別記 三(三三)、新撰万葉集 二(二二)、古今集 二(四)、古

今集註抄 七(七七)、同餘材集 十(十)、同榮雅抄 三十卷合十

(十)、同集序註 十卷合三(五)、同朗解 八(八)、

良函

同類句 二十(廿)、同中傳 八(八)、十三代集 三十二(三十二)、

武函

古今和歌打聽 二十(廿)、同遠鏡 六(六)、新古今和歌集 二

(四)、拾遺和歌集 二(二二)、後拾遺和歌集 二(二二)、為家集

八卷合二(十五)、夫木和歌集 三十七(三十七)、西行撰集抄

九卷合三(九)、

于函

惺窩文集 序共七(八)、同和歌集 三、覆醬集 十四(三三)、

濟北集 十一(廿)、○羅山文集 百五十五(百五十五)、

書籍目錄 唐本

天函

十三經注疏 但周禮二十五卷入 百六十(百六十)、

地函

同餘、書經集註 六(六)、詩經集註 八(八)、周易古註 五、

同集註 十三(十三)、程子易傳 四、

玄函

春秋集注 十五(十五)、禮記集註 十五(十五)、春秋左傳白文

七(七七)、同杜氏集解 十五(十五)、同校本 十五(十五)、同

註疏正義 二十(三十)、

黃函

呂氏春秋 二十六卷合五(廿六)、晏子春秋 五(五)、周禮白文

三(三三)、儀禮白文 三(三三)、四書大全 三十四(三十四)、四

書類編 三(三三)、太極圖說 一(一一)、尚書 十二卷合六(六)、

同孔安國註 二(二)、毛詩鄭箋 五、孟子趙註 四(四)、孝經御註 一(三)、同小解 二(二)、同纂註 一(一)、談經 九卷合二(九)、

字 函

經典釋文 十二(十三)、同攷證 三(三)、憲章類編 四十二卷合一十(二十)、道光板史記 百三十卷合十六、同漢書 百二十卷合三十、同後漢書 百三十卷合二十、同三國志 六十五卷合十二、

宙 函

同晉書 百三十卷合三十、同宋書 百卷合二十四、同南齊 五十九卷合十、同梁書 五十六卷合八、同陳書 三十六卷合六、同魏書 百十四卷合二十四、同北齊書 五十卷合六、同周書 五十卷合八、

洪 函

同隋書 八十五卷合十六、同南史 八十卷合十六、同北史 百卷合二十四、同唐書 二百三十五卷合四十二、

荒 函

同五代史 七十四卷合八、同舊五代史 百五十卷合二十、同弘簡錄 二百五十四卷合六十三、同同目錄一、同續弘簡錄 但第八冊送入 四十二卷合十六、

日 函

同餘、二十二史御記 三十六卷合十八、國語 五(六)、史記評林二十五(廿五)、前漢書 但第十冊送入 百卷合三十(五十)、

月 函

同餘、後漢書 二十四(六十)、戰國策 十五(十五)、孔子家語 十卷合五(五)、十子全書 三十六(卅二)、老子翼註 六(六)、

皇學所への献本について

同王註 二(二)、同林註 二(二)、

盈 函

郭註莊子 十(十)、莊子翼註 十一(十一)、荀子全書 二十卷合十(廿)、列子張註 八卷合四(四)、管子全書 二十四卷合十三(廿四)、韓非子全書 二十卷合十(廿)、揚子法言 十卷合五(十)、同增註 十卷合四(十)、牟子 一(一)、文中子 十卷合四(十)、劉子 五卷合三(五)、抱朴子内外篇 八(八)、關尹子 一(一)、

辰 函

詞 五(五)、埤雅 四(四)、

辰 函

太平御覽 但第五百五十卷送入 千(千)、

辰 函

同餘、冊府元龜 但第八十四卷送入 千(千)、

宿 函

同餘、但第四百五十一卷送入

列 函

同餘、但第八百三十三卷送入

張 函

同餘、同目錄 二、文苑英華 但第三百九十卷送入 千(千)、

寒 函

同餘、但第八百九十卷送入

來 函

同餘、說郛正續 但正篇第八十九卷送入 百六十六(百六十六)、

暑 函

同餘、通鑑綱目但前編書入 百十七(百十七)、

往 函

同餘、但正篇第四十三卷書入

秋 函

同餘、

收 函

通志但第十四卷書入 百二十(百廿)、

冬 函

同餘、事文類聚但前後編書入 百(八十)、

歲 函

同餘、太平廣記 六十四(六十四)、

閏 函

諸子類語 三十二(卅二)、淵鑑類函但第三百四十一卷書入 四百五十(四

百五十)、

餘 函

同餘、唐六典 三十(三十)、事林廣記 十(十)、

成 函

三才圖會 百(百)、

歲 函

廣輿記 十六(十六)、大明一統志九十卷合三十五(六十)、皇清

國史 十二(十二)、二十一史約編 二(二)、東觀漢記 六(六)、

藤琴亭十種 十二(十二)、東坡集 二十(二十)、西魏書 六

(六)、

律 函

佩文齋韻府但第七十六卷書入 二百卷合 百八十(二百)、

呂 函

同餘、大明會典但三卷入 六十(六十)、

調 函

同餘、

陽 函

大清會典但十三卷入 八十(八十)、

雲 函

同餘、万姓統譜 四十三(四十四)、氏族博攷 三(二)、帝王姓

系統譜 二(二)、

騰 函

五車韻瑞 三十(三十)、箋註蒙求 三(三)、文選 十三(十

三)、同白文 六(六)、同音註序共二十一(廿一)、

致 函

同六臣全註三十卷合十六(三十)、同六臣註 六十一(六十二)、

同李善註 十(十)、同集評 十六(十六)、文章軌範 三(三)、

同續 三(三)、文海披沙 五(五)、

雨 函

文禮明辨 三十五(三十五)、同附錄 八(八)、古文前集 四(

四)、古文後集評林 五(五)、玉茗堂集 八(八)、

露 函

全唐文 但第八十三卷迄入 二百四十(二百五十)、

結函

同餘、但百六十五卷迄入

為函

同餘、

霜函

韓文 二十八(廿八)、柳文 二十四(廿四)、白氏文集 二十

(二十)、陸宣公文集 十二(十二)、

金函

唐宋八大家文集 三十卷合 十六(四十八)、韓魏公文集 十七(廿)、

東坡全集 七十五卷合 二十四(四十)、朱子全集 但論定四卷入 五十六

(六十六)、

生函

同餘、秦少游文集 十二(十二)、王元美四部稿 正 百八十(百四

十七)、同類 但正稿六卷入 二百七(二百七)、同別 百(百)、同史

七十、

麗函

同餘、

水函

楊柳山全集 四(四)、候大史詩集 四(四)、帶經堂集 二十四

(廿四)、諸儒文要 十(十)、鐔津文集 十(十)、全唐詩 但七卷入

十二卷入 九百(九百)、

玉函

同餘、明詩綜 百(百)、山谷詩集 二十(十)、廬山外集 二

(二)、

出函

乾隆御製文集 二百三十四(二百卅四)、

岷函

國朝天下詩觀 六十四(六十四)、戴氏叢書 二十四、論衡 十六

(十六)、

崗函

貞觀政要 十二(十)、晉唐小說 八卷合 四(八)、叢說拾遺 八卷合

四(八)、麗體奏章 八卷合 四(八)、說鈴攬勝 八(八)、西河經

解 八卷合 五(八)、荒外奇書 八卷合 四(八)、卓氏藻林 八(八)、

風俗通 二(二)、白虎通 二(二)、林子全書 四十(廿)、

劍函

樂善堂集 二十四、胡氏四集 十五(十五)、二十九子品彙釋評

二十(廿)、諸葛集 四(四)、容齋五筆 二十(十二)、喻林

目錄共三十六(卅二)、

號函

香祖筆記 六(六)、居易錄 十(十)、日知錄 十六(十六)、

經訓堂叢書 三十六(卅六)、七修類稿 三十二卷合十六(卅二)、

經籍纂詁 四十八(四十八)、普陀洛伽山志 六(六)、雙槐歲抄

六(六)、振雅雲箋 十(十)、

巨函

女仙外史 二十(二十)、聊齋志異 十六(十六)、說文長箋 八

十(八十)、

闕函

同廣義 十六(十六)、啓鶴類函 三十(三十)、両浙輜軒錄 三十三(卅二)、羣談採餘 十(十)、

珠函

說鈴 三十二(卅二)、遵生八牋 二十(二十)、義門讀書記 十二(十二)、武臣傳 十六(廿)、列仙傳 九(九)、孝子列傳 五(五)、列女傳 八(三)、新續列女傳 三、三綱行實孝子列女 三(三)、續三綱行實孝子列女 二(二)、三倫行實兄弟圖 一、西湖志拾遺 十六(十六)、說苑纂註 二十(二十)、圭冒元集 四(四)、

稱函

翠芳清玩 二十四(廿四)、○書画連璧 三(三)、芥子園画傳 十七(十七)、佩文齋書画譜 六十四(百)、

夜函

淮南鴻烈解 二十一(廿一)、輟耕錄 十六(十六)、五雜俎 八、世說新語補 十、六書正譌 五(四)、漢隸字源 十二(六)、篆字彙 十二(十二)、漢篆千字文 四(四)、六書通 十(十)、

光函

韻會小補 三十(卅)、韻府古篆彙 五(五)、說文韻譜 十二(十二)、古今韻會 三十卷合 九(十五)、龍誦手鑑 八(八)、磨光韻鏡 二(二)、同後篇 二(五)、韻鏡易解 五(五)、韻學筌蹄 一(一)、韻鏡大成 一(一)、同頓悟集 一(一)、同問答

鈔 三(一)、同開筮 三(一)、

葉函

韻鏡秘傳抄 五(十一)、正字通 四十(四十)、全補海篇直音 十二(十二)、回機活法 二十、

珍函

康熙字典 四十一(四十一)、字彙 十五(十五) (以上)

*函数は国本二十四函・唐本五十八函で、『知恩院日鑑』十月三十日条及び十一月朔日付『知恩院書翰』と合致する。巻数総計は、

国本 通計 二千五百八十四卷

唐本 通計 九千六百二十八卷

総計一萬二千二百十二卷

と本山目録にある。

結 論

既成宗教々団にかかわらず、政權交替期には必ず新政權へ接近をはかるのが世の常である。

浄土宗より皇学所へ献本した事實は、同年八月に課せられた御東幸御用金の調達とは概ねその性格が異なる。御用金調達は突然の急を要する威圧的且つ受動的なものであり、否応なしに上納させられた。本論にみる献本一件は、皇学所創設の前段階から漸次綿密な計画のもとに自発的に進められた有効且つ能動的なものである。結果として政府へ交渉して成功させた直接の人物は博經親王とその家来である。そし

て若き博経親王を側面から支援したのは、壮年期を迎えた献策者たる檀林代表の養鷹徹定であり、その両者の間にあってよく機宜の処置を過らず、本山の役者衆たる六役・山役あるいは京門中の老分格を説得理解せしめ、全面的に惜しみなく協力したのは名啓学天に他ならない。浄土宗がかつて幕府に依存していた旧体制から脱皮し、華頂御殿を通して維新政府へと好転したその契機ともいべき顕著な一例をここに見出すのである。華頂御殿・総本山知恩院・檀林代表三者の合議によるところから孝宗体制をもって遂行せしめたことになり、これは明白な歴史的事実として是認されてしかるべきであらう。

付表

本表は〔註〕も兼ねる意味で参考までに作成した(但し明治元年のみ)。とくに博経親王関係は『華頂宮家記』を主たる原拠としたのでこの際直接関係ないものも記載した。引用史料を指摘しないものは前掲先学の諸論文によった。なお引用史料の略称は次の如し。

家記 華頂宮家記、雑記 大学校雑記、雑史要 維新史料綱要、日鑑 知恩院日鑑、書翰 知恩院書翰控、米翰 知恩院米翰控。

月日	参考事項
7	尊秀法親王復飾、徳川猶子廃止(家記)。
11	元尊秀法親王、「華頂宮」と称し、鎮西西山両派を支配(家記)。
12	華頂宮、「議定」拜命(家記)。
15	華頂宮、「博経親王」と復名(家記)。天皇元服(雑史要)。
18	華頂宮、三品宣下(家記)。
23	華頂宮、会計事務総裁就任(家記)。

皇学所への献本について

問	4	3	2	
20	29 26 25 24 15 13 12 2	28 20 19 18 17 12 9 2 1	23 22 20 9 8	27
東漸寺豊舟、再度上京(日鑑)。	華頂宮、大学校創建に尽力する旨の願書提出(家記)。 華頂宮、宮中にて軍防事務局督命せらる、即座に辞退(家記)。 徹定の「覚」修正して御殿へ提出、執奏依頼す(書翰・日鑑)。 学習院を「大学寮代」と改称。 華頂宮、耶蘇宗門の儀につき太政官へ答申す(家記)。 華頂宮、徳川維嗣秩禄問題につき答申す(家記)。 太政官より「日録提出、文庫建立後日返答」の沙汰あり(日鑑)。 知恩院より増上寺へ太政官の沙汰報告(書翰)。	東漸寺豊舟下関(日鑑)。 華頂宮違例につき行幸供奉延引を報ず(書翰)。学習院開講。 学天、献本に関する徹定の「覚」を両役に示す(日鑑)。 「学舎制」成立。 御殿より「行幸二十一日」と報告さる(米翰)。 学習院開講の布達。 華頂宮、太政官代より歩行にて還御(日鑑)。 五日行幸の予定延引の達(日鑑)。 華頂宮、太政官代より歩行にて還御(日鑑)。 華頂宮本陣大坂清恩寺に内定(日鑑)。 五日行幸の予定延引の達(日鑑)。	檀林代表徹定ら一行、宿所忠岸院へ入る(日鑑)。 大坂行幸につき華頂宮供奉のため、四天王寺(本陣)附近へ宿所の用意命ず(日鑑)。 大坂行幸の天皇御座所「西之御堂」と内定(日鑑)。 玉松・平田・矢野に学制調査の命下る。 華頂宮、会計事務総裁免ぜらる(家記)。	太政官代を九条道孝邸より二条城へ移す(雑史要)。

12		11			10			9			8		7	6		5				
14	10	13	6	5	2	30	27	21	18	28	18	16	24	10	15	21	29	20	14	
皇学所開講。		皇学所を前右大臣二条斎敬邸に移す（維史要）。			皇学所を開講。			皇学所を左大臣九条道孝邸に、漢学所を梶井門主宮邸に設く（維史要）。			華頂宮、皇学所御用掛総裁に任ず（家記）。同時に除服の別勅あり（日鑑）。		学天参殿、宗務総裁命ぜらる（日鑑）。	増上寺より書籍調べにつき来書（日鑑）。		華頂宮「兩派支配免ぜらる」の太政官達、宗政役所引払（日鑑）。華頂宮、議定職免ぜらる（家記）。浄国寺徹定・縁山所化崇禪下関（日鑑）。				
皇学所を開講。		石田・井上・天坊ら華頂宮に付添参上許さる（雑記）。 献本目録一部、吞応本山へ持参（日鑑）。			献本不了（雑記）。 献本不了の報告（日鑑）。			吞応・中村才次郎、書籍調べのため下坂（日鑑）。 吞応・中村帰山（日鑑）。			華頂宮元服、「彈正尹」に任ず（家記）。漢学所開講（維史要）。 皇学所の日記、この日より記録さる（雑記）。 二条城の書籍、皇学所へ持参（雑記）。		大学寮代閉鎖。		華頂宮、皇学所御用掛総裁に任ず（家記）。同時に除服の別勅あり（日鑑）。		学天参殿、宗務総裁命ぜらる（日鑑）。		華頂宮「兩派支配免ぜらる」の太政官達、宗政役所引払（日鑑）。華頂宮、議定職免ぜらる（家記）。浄国寺徹定・縁山所化崇禪下関（日鑑）。	

〔註〕（付表）以外の原拠のみ記す

- ① 『華頂宮家記』（東京大学史料編纂所蔵）には、
宮宴國之志達御聴、此度國事太政見習之為、日参被仰出候事、
とある（説点及び傍点筆者。以下同じ）。
 - ② 『明治天皇紀』『維新史料綱要』『明治史要』『復古記』等参照。
 - ③ 『雲上示明鑑』『都仁志喜』（『明治文化全集』八皇室篇Ⅴ所収）及び『明治史要』の八付表Ⅴ参照。
 - ④ 『明治天皇紀』第一 五八三―四頁及び『岩倉公実記』中巻 二三〇―一頁。
 - ⑤ 『明治天皇紀』第一 六四四―五頁及び『維新史料綱要』巻八 三二―頁。
 - ⑥ 『知恩院日鑑』慶応四年三月十日条。
 - ⑦ 宮内庁書陵部蔵『華頂宮薨去之件』。
 - ⑧ 本多辰次郎『学習院創建及其沿革』（『史学雑誌』第二十六編第四号及び同著『日本思想史』八大日本史講座 第十六巻 雄山閣版Ⅴ所収）。大久保利謙⑨『京都に於ける皇学所創立の事情』（『国史学』第二十六号）・同⑩『明治初年の学校問題と皇学所』（『歴史地理』第六十九巻第一―三号）。加藤哲也⑪『明治維新政府による大学寮代設定の事情』（『富士論叢』五）・同⑫『明治維新政府の教学政策―特に学校掛の創設と国学發政策の成立について―』（『大倉山論集』第三輯）・同⑬『学習所創設の精神―維新建学の源流―』（『日本教育史学会紀要』第一巻）・同⑭『明治維新政府による大学校代設定の経緯に関する研究』（『東京教育大学紀要』第一巻）。徳重浅吉『維新草創期の学政、学校並びに皇漢両学派の論争』（『維新精神史研究』所収）等々。
- これらの成果にみる基礎史料は、宮内庁書陵部所蔵の『大学校 雑記』（全二十一冊）や『皇学所創始一件』及び矢野玄道・平田鉄胤らに関する一連の記録である。
- ⑨ 文部省『維新史』第五巻 五九六頁。

⑩ 大学寮代設定の日時については十五日説と十六日説があるが、一般には十五日説を採用している（加藤氏前掲論文②）。

⑪ 『明治教育制度発達史』第一 八七頁。

⑫ 主として大久保氏前掲論文④・⑤及び加藤氏前掲論文④による。

⑬ 拙稿「維新期浄土宗の基礎的研究——変革期にみる知恩院の実情——」（『仏教論叢』第十七号）。

⑭ 大久保氏前掲論文⑤。

⑮ 大久保利謙「明治初年の学神祭」（尾佐竹猛編著『明治文化の新研究』一四七—一七八頁所収）。

⑯ 牧田諦亮「徹定上人年譜稿」（『仏教文化研究』第十四号）の〔註〕に、従来の成果が列記されている。

⑰ 『知恩院日鑑』慶応四年四月十三日条、

覚

一、今般御新政ニ付、大学寮御罪建被為在候趣傳承仕、国家之盛衰不過之、

難有奉存候、右ニ付天禄石渠之御珍蔵可為有御座候得共、御副本無之候而

者、衆庶之手ニ觸候義も難相成奉存候間、何卒和漢書籍類、當山井増上寺

・根林中ノ献上仕度奉存候、若御採用被下置候ハ、書籍日録可奉入御内

覧候、尚又右御文庫場所者、當山境内閑清地ニ而、水火之患も無御座候間、

是亦當山へ被仰付候ハ、如何様共建立守護可仕奉存候間、此段從宮御方

宜御執奏被成下候様奉願候、以上、

辰四月

知恩院

増上寺

根林惣代
浄国寺

右根林惣代岩付浄国寺ヲ願立仕度旨頼談ニ付、奥向始役所衆評之上、右願書御殿へ差出之、巨細別記如書留、

⑰ 大久保氏前掲論文④・⑤。同氏によれば当初事務官教員すべて一様に「御川掛」と称せられたようである。

⑱ 大久保氏前掲論文②。

⑲ 『大学校雜記』第十五冊。

⑳ 『大学校雜記』第十五冊。

㉑ 戸松啓真「檀林学寮における修学について」（『大正大学研究紀要』第五十四号）及び中井良宏「近世檀林の教育形態について」（『惠谷先生古稀記念「浄土教の思想と文化」』）。

㉒ 『知恩院史』 一五三—一七三頁。

〔付記〕

本稿は昭和四十七・八年度にわたり、浄土宗教学院より研究助成を受けた個人研究「維新期浄土宗の基礎的研究」の報告の一部である。宮内庁書陵部・東京大学史料編纂所・知恩院からは、史料紹介等による多大なる御支援があったことを末尾に明記して深謝する次第である。

編集後記

○浄土開宗八百年を迎え、総本山をはじめ各本山、各寺院において慶讃の法要、記念の諸行事、事業が行われ、その興奮さめやらぬ今日この頃である。

○特に宗内における開宗を記念しての図書の出版は、まさに質・量ともに他を圧するものがあり、『浄土宗全書』正統四十二巻の再版、『浄土宗大辞典』の刊行は、宗内は勿論のこと、学界そして一般社会を裨益すること大なるものあるといわなければならない。

○この記念すべき年に、浄土宗学人の研究を『仏教文化研究』第二十号として世におくることとなった。

本誌は、浄土宗教学院の助成研究の成果を中心として掲載したもので、共同研究、二個人研究として二年間にわたって研究費の助成をうけられた方の報告である。ご多忙の中でご執筆頂いた諸先生に厚くお礼申し上げます次第である。

○なお、早くから原稿を頂きながら、二、三の事情とともに編集子の不手際で遅延し、大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます次第である。

(S・N)

仏教文化研究

第20号

昭和49年10月23日 印刷

昭和49年11月1日 発行

編集者 浄土宗教学院研究所
京都市東山区林下町浄土宗宗務庁内

印刷所 株式会社 合同印刷
京都市下京区猪熊通梅小路上ル

発行所 浄土宗教学院研究所

STUDIES IN BUDDHISM
AND
BUDDHIST CIVILIZATION

(BUKKYÔ BUNKA KENKYŪ)

No. 19. March 1974

Published by

THE INSTITUTE OF DOCTRINAL STUDIES

THE PURE LAND SECT

(JODOSHU-KYOGAKUIN-KENKYUSHO)

KYOTO, JAPAN

STUDIES IN BUDDHISM AND BUDDHIST CIVILIZATION

(BUKKYÔ BUNKA KENKYŪ)

Number. 20

CONTENTS

On Modern Pilgrimages to Historical Sites Associated with Saint Hōnen.....	Yuishin Ito 1
Saint Hōnen and Taira no Shigehira (I).....	Taijun Sakaki 37
On Presentation of Books to the National Learning Institute.....	Hideo Noda 58